事なれば、某追放の後の始末をも承はり度、其上今度召返され候に付ても、最前御預に相成候節の様子、家財の在所なども相尋度、先以て妻へ御引合せあれと申せしに、其事は易き事なれども、今程は妹も散々に相煩ひ罷在候えば、女の事故久々にて、貴殿に御目に掛け候に、餘りに見苦しく取亂したる體、御耻かしく候間、平に御免下され候へと、我らへの賴み默止がたく候に付、此儀は御用捨あれと申ければ縫殿左らば是非に及ばず、追て全快の上、妻へ對面致し前々の有增等承り、其上にて不緣の儀は、いか様とも申談ずべければ、先は當分同居仕り度と申せしにぞ、茂兵衞もせん方なくて、左候はゞ手前方も御覽の通の事、幸ひ兄若狹守方は邸宅も、所々にこれある事故、此方へ申談じ、重て御案内申べき間、今日は枉て御歸り下されよとて追返す如くにして、一時を遁れたり、其後縫殿は、茂兵衞方よりの案内を今か々々と待居たりしが、一向に音信なければ、如何したるやと、茂兵衞方へ自身行向ひしに、いつも留子とて出合ざれば、偖こそ子細あらんとは思ひけれど、兄は正しく御側御用人にて、飛鳥をも墮すべき喜多見若狹守、それが弟の茂兵衞なれば、はやまりたる事仕出しては、折角召返されたる身の、又いかなる禍に罹らんも、圖られずと思ひて、一日〳〵と過しけるに、年も明て元祿二年となり、正月も過て閏正月になりしかど、何の沙汰もなく、又茂兵衞方へ行向ば、いつも留守とて出合ざれば、縫殿も餘りの事に、今はは堪忍なり難しと、閏正月二十三日に今日こそは、是非とも茂兵衞に對面して、これまでの不實を詰るべしと、早朝に旅宿を出て、茂兵衞方に赴きしに、例の通留守の由を申せしに、縫殿左候はゞ御歸りまで、待申べければ、暫く御座敷を借用申さんと申切て、動かざれば、家來の者其由を密かに茂兵衞に告たりしに、斯る事などは何とも思はぬ茂兵衞なれば其まゝにして時刻を移し置けるが、既に夕景に及ぶも縫殿は聊も倦たる色なく控居しにて、流石の茂兵衞も困り切り、今は對面致さでは、叶ふべくもあらざれば、密かに裏門より出て、表門を入り、唯今歸宅の由を申たり、さて茂兵衞は座敷に出て縫殿に對面したるに、縫殿は、兼て御賴申たる同居の儀は、其後何の御沙汰もなきまゝ度々罷出候に、いつも御留守にて御意を得ず候が、如何なし下され候ぞと申けるに、茂兵衞答て、其元儀は妹不緣に致し候上は、何を因みに同居などゝ申され候やと申けるに、縫殿大に怒り、其儀は未だ某より、しかと承諾の返答は申さず候に、何故に左様に申さるゝや、既に先日も其元宅は差支あれば、御賴みあるべき由、申されしにあらずやと申ければ、茂兵衞、これは思もよらぬ事なり、先考でも見られよ、若狹守は當時御役中にて、しかも昵近第一なる、御側御用人にてあれば、常に外樣の衆へは、出會も致し難き自分なるに、何

とて其元如き、昨今召返されたるまでの人を、縦ひ下邸にせよ、差置るべきやなど、嘲弄したる挨拶に、縫殿益怒り、偖々其方は士に似合ぬ表裏ものかな、此上は其方如きものと、縁を組も穢らはしければ、妻は離別致すべければ、勿論同居などは此方より上へ申達して相断るべき間、兼て預り置たる拙者の家財早々受取申べしと、居丈高になりて申けるに、茂兵衛冷笑つて、其方が家財と申は妹に付て引取たるなれば、妹不縁の上はそれまでの事なり、いかに召返されて萬づに困ればとて、妻に付たる諸道具までを、ねだり取んとは言語に絶たる事なりと、散々に悪口しけるにぞ、縫殿今は堪忍なり難し已れといひさま、脇差を抜て切掛たりしに、茂兵衛驚き後ろに倒れさま、股のあたりに切り付られしが、卑怯にも、こけつ轉びつ奥へ逃入り亂心もの出合々々と聲を限りと呼立たり、縫殿は初太刀は脇差の寸短きため仕損じてければ、彌取逆上、血眼になりて、之も大聲に臆病もの返せ〳〵と呼はり呼はり、茂兵衛を追掛たり此時次の間に居合せたる茂兵衛が家來、香取新兵衛といふもの此の物音に、おつ取刀にて來て見れば、淺岡縫殿脇差を抜持て、奥の間へ駈入にぞ、おのれ狼藉ものと聲を掛け、縫殿が後ろより切掛たりしかば、縫殿も不意の事に驚き、ふり向く所を重ねて切付たれば、何かは堪るべき其場に空しく相果たり、斯て茂兵衛は辛ふじて其場を逃けたるも、縫殿は、正しく家人のために殺されたれば、此事表沙汰に相成時は、忽ち身の罪遁れ難しと、又候や一計を廻らし早々縫殿の悴忠七郎を呼寄せ、其場の有様を見せたる上、縫殿事亂心致し、拙者切腹致すべければ、是非某に介錯致しくれよと申に付、某何故に切腹致すやと、其旨趣を相尋ね候所、縫殿さては臆病もの介錯致し得ぬかといひ様、脇差にて切掛りし故、某其の場を外さんとせしを、何れまでもと追掛來りしに付、家來ども主の難儀を救はんと、斯る始末に及びし段、何とも笑止至極申べき詞なし、去ながらか様の儀は、士の上にはまゝある習、深く歎きたまふべからず、夫に付ても此儀明白に、上へ申上候ては、其元とてもいかなる御咎めにあはんも計り難し、唯今折角召返されて、程なく御扶持方の御沙汰もあるべき身が、又も御咎めを蒙らば、生涯埋れ果つべし、左候ては死したる縫殿も、彌殘念に思ふべければ、此度の儀は萬事、某が意見に任せられ然るべし、表立て申憚き事なれども、某が兄若狭守は御側御用人にてあれば今其元某が意見に從ひ事穏便に濟し、と聞ならば、必ず後々其元のため悪敷は計ふまじと、詞巧みにいひ欺きしかば、僅か十六歳の忠七郎何の思案に及ばず、誠に以て是非に及ばぬ次第、とかく申がたし、唯此上は拙者行末のためよからん様、計らひたまはれと申しに、茂兵衛も安堵して、早々支配頭方へ、淺岡縫殿事、拙者方に同居いたし居候所、亂心仕り唯今自殺仕

り候と申届け、又兄若狭守方へ斯る事出來致し候間早々御家來中の内、たしかなる人御遣しあり度と申入れたり、これによりて若狭守重政朝臣の許より早速家來のものを遣はしければ兄弟の事とはいひながら、流石に茂兵衛も事實を明し兼て、彼の淺岡忠七郎を欺きたる如くいひなしければ、誠と心得て其儀ならば心易しとてやがて、上の御沙汰を待れける、さて又小普請組支配よりは、茂兵衛より屆の趣、御老中方まで披露に及びけるに、早々檢使を遣はし子細なきに於ては死骸取收め申附べしと、大目付、御目付、及び小普請組支配へ仰渡されてければ、此時淺岡縫殿は召返されたるまでにて、席も家祿も未だ仰出されなければとて、徒士目付を檢使に遣はしけるにぞ、流石御側御用人喜多見若狭守が弟なれば、疑はしきふしもあれど、後日の事を怖れて、異儀なく茂兵衛が申立の如く、檢使を濟して此由を言上しけるに、公御不審立られ、淺岡縫殿事、亂心にて自殺致したりと申せど、其亂心に子細ぞあらん、急度取糺すべしと、御側御用人柳澤保明朝臣を以て、御老中方へ仰出されたりしかば、御老中方も公が例の苛察を好み給ふ故に、何事か内々御聞ありしに相違なし、さらば早々嚴重に取糺すべしとて、茂兵衛を評定所に召されて御僉議ありしに、何事とは存ぜず、切腹致すべければ、介錯相賴むとありしより、事起りたりと、さも尤もらしく陳じければ、當日評定所出席の寺社奉行坂本

大内記（初名右衞門佐なりしが扃の名を避て改名したり）重治朝臣は、茂兵衛とは懇意の間柄（此子細は前に述たり）なればにや、それにて亂心の樣子分明せりとありしに、當日立合の御目付柳澤八左衞門、之を肯んぜず猶も僉議に及ばれしに、茂兵衛も遂に詞に詰りければ、先揚り座敷に差入れ置、夫より茂兵衛が養妹を始め家人どもを殘らず、又縫殿が悴忠七郎をも召呼び、段々僉議ありしに、遂に茂兵衛が日頃の行蹟より、縫殿が家財を横奪したる事實、明白せしかば、やがて上聞に達せしに、憎き奴かな、急度申付よとの上意によりて、茂兵衛は斬罪、養妹は永押込、縫殿を殺したる香取新兵衞は斬罪、又縫殿が悴忠七郎は、茂兵衛申旨に任せ、父の死狀を僞りたるを以て、重き追放に申付られたり、是に於て重政朝臣も、弟の故を以て御前を憚り、出仕を止て在しに、二月二日忽ち御役を召離され、卽日評定所へ召呼れ、其方儀追々御取立仰付られ候上は御奉公向彌大切に存ずべき所其儀なく、諸事權高に振舞不正之取計これあり候段、不屆に思召さる、これに依て急度も仰付らるべき所、久々御身近に召仕はれ候故、御憐愍を以て、松平越中守定重（伊勢桑名）へ御預仰付らると申渡されて、さしも昨日までは武州喜多見二萬三千石を領し、御側御用人の威權赫々として諸人に追從されし身の、今は忽ち天涯の孤囚となりて、誰憐むものもなき身となりしぞ、哀れなる、されど其初め

をいへば、弟茂兵衛が、小谷の方の父兄なる、堀田將監父子と懇意なりしより、其執成にて身を立たるなれば、再び茂兵衛のために、斯成果しも是非なけれ、これしかしながら先に南部直政朝臣の事に依て、右衛門佐の局に白眼まれたる結果は、三十日を出ざるに、斯成行とは實に怖ろしき事ならずや、此時小谷の方にも、御母公にもいかにもせんと、思はれしならんが、歴然たる茂兵衛が罪悪を、兄たるもの、數年の間、心付ずとも申さるまじきをもて、何とも執成べき辭もなかりしならん、それのみならず四月十一日に至りて、先に重政と、もに御取立ありて、寺社奉行たる坂本重治朝臣も、常々勤方思召に應ぜずとありて一萬石の内御加增高七千石を召上られ、其同列なる本多淡路守忠周朝臣も、同じく一萬石の内御加增高三千石を召上られて、何れも御役を召離されし上、逼塞を仰付られたり、是實に茂兵衛を衆議の節彼が申立を信じたるは、御役勤方に心を用ひざりしとの、御咎めと聞えたり、されど坂本本多の二人とても、天下の寺社奉行をも勤むる人々なれば、いかに巧みにいひなせばとて、日頃不行蹟なる茂兵衛の申立を、うかと信じて聊も疑はざりしには、あらざるべきも、渠が兄は日の出の勢なる御側御用人にして、殊に御母公小谷の方などいふ、後楯もある事なれば、魚心あれば水心もあるべしとの、私情に惹されて、形式的の衆議にて、局を結ばんとされしを、望は反りて仇となりて、むごくも大祿の御加增を召上られて、大名列より逐下けられしは、氣の毒にも可笑けれ、さるにても重政は、久しく公の御覺めでたかりし身なれば、程なく御免の恩旨もあらんと、內々は思ひけるにや、御預けの初めは、さして憂ふる色もなくてありしに、此坂本、本多の二人御咎めの事を聞しより、俄は御覺もさめ果て、今は賴みなしとや思ひけん、暫しは鬱々として過されしが、遂に狂亂して晝夜を分たず、大奥の向の事を始め、何くれの上に付て、憚る所もなく、あらぬ事ごも口走りて、程なく(元祿四年)狂死に死したり、されば此事に付て重政の事を一書に、

喜多見若狹守は前御代(常憲公)の始より、御側御用人にて、一時は肩を竝ぶる人もなき程なりしが、多年の積惡忽ちに上聽に達して、身上減却せり、此若狹守初め五郎左衛門と、いひし頃より、とかくに人の事としいへば、何某は斯る事あり、彼は何と惡しざまにのみいひ廻りて、いつも己れ一人の樣に取廻しければ、其頃はや世の邪魔ものとうたはれたりしが、いかなる故にか前御代御相續の始めより、大に思召に叶ひ、一時に七千石御加增(こは此書の誤には兩度の御加增を一時に合せたり)とありて、一萬石となり、其後も御加增ありて三萬石(こも亦誤れり實は二萬三千石なり)となり、御側御用人までに經歷りたるが、是皆人をば

悪しくいひなして、己れのみ御奉公立をして、上を欺むきたるなり、其頃將軍家には生類御憐れみといふ事にて、別して犬を大切に遊ばされたりしかば、此若狹守猶も立身の手立に、己が許より江戸中へ隱し目付を出して、犬の事を嚴重に穿鑿いたし、聊の事をも上聽に達してければ、それがため罪蒙るもの數しれず、諸人の難儀いふばかりなし、其故は將軍家御學問、又は能など好ませたまへば、自ら其志あるもの、御前宜しく相成るに付て、此若狹守はさる道に志もなきものなれば、いつか御前悪しくならんかと思ひて、一心に犬の事に骨折て、御前の首尾を繕はんためなり、然る所弟に茂兵衞といふもの、元來無賴ものにて、樣々の悪事を働きけれど、己れ見ぬ振して、結句諸役人をもいひくろめて、何事も内々にて濟し置けるに、此茂兵衞に一人の養妹ありて、淺岡繼殿頭方へ緣付たりしに、淺岡仔細ありて追放されければ、妻は茂兵衞方へ御預けとなりしに、これをしほに淺岡が家財諸道具、悉く己が許に取こみ賣代なし、剩へ其後は養妹をも妾の如くなし置たり（此事は御實紀にも細注して、世に傳ふる說となしあれど信じ難し、何となれば斯る獸行あれば、女も死罪に處せらるゝは當然の制度なり、然るにさはなくて、永押込に處されたれば、全く當時喜多見兄弟が、世人に憎み怨まれたる餘り、遂に斯る風說をも傳へられしならん）しに、程なく淺岡繼殿頭追放仰免にて、歸參仰付られたれば、茂兵衞方へ妻迎に家財とも、請取べき由申遣はしけるに、茂兵衞家財は疾に賣代なし、妻は既に妾同前に致し置たる事なれば、元來不敵もの、事故、樣々に濟りて果ては難題をいひかけて、淺岡を散々困らせければ、淺岡も堪忍成難く、此上は茂兵衞と果し合ふべしとて自身行向たりしかば、茂兵衞大に恐怖して、場を逃れ、居合たるものどもに申付て淺岡を反り討にし、さて茂兵衞は直ちに兄若狹守の許へ人を走らせて、唯今淺岡繼殿と喧嘩に及び、彼を斬殺して候、何とぞよしなに御計ひたまはれと、申遣はしければ、若狹守樣々に御役人中の手前を取拂へて、淺岡は亂心致し自殺に及びたりとて、事濟たりしが、いく程なく或筋より委細の始末上聽に達してければ、早々御吟味仰付られしに、茂兵衞が手疵より事露はれ、忽ち若狹守數年の悪行露顯して、其身は勢州桑名へ御預けとなり、其男子二歲なりしも改易となり、茂兵衞主從は斬罪仰付られたり。

此書に據れば、茂兵衞は一旦上を欺きしは、重政の指圖に出たるに似たり、されど此書誤まれる事とはなしぬ、さて公はこれより御思慮ありて、御側御用人多人數なるは、然るべからずとて、牧野成貞朝臣は所謂御側御用人の大老職ともいふべき扱となし、專ら柳澤保明朝臣一人

となされ、外に昵近衆金森出雲守頼旨朝臣を、御側御用人格に仰付られたり、茲に於て御側御用人に軋轢の事は跡を断しも、政局は依然として御側御川人政治なり、殊に此保明朝臣は學問を好み、自和歌にも志して、折々は詠草を右衛門佐の局に出して、批判を請ひなどしければ、自然親しくなりぬる上に、御母公、小谷の方とは、初めより御懇ろなりしを以て、右にも左にも首尾ともに能て、彌よ一人として時めきける、されば喜多見重政が罪蒙りしにより、兼々其許に取入たりし人々の失望、大方ならざる中に、敢なく身を滅せしものありたり、其頃小普請組に石川九郎兵衛政秀とて、千二百石を領せし人、何がな御役に付んと望みて、日頃懇意なる御勘定頭（後ち御勘定奉行と更む）松平美濃守重良朝臣に頼みて、其手よりを求めけるに、重良朝臣は兼て喜多見重政とは懇意の事なれば、早速に承諾して、それより今度何の御役に明きの出來ん筈なり、依て其元の儀を内々にて、喜多見若狭守殿へ申入置たりと、石川方へ申送れば、石川これ忝しとて早速重良朝臣の許へ禮に參り、今日か〳〵と待居る内に、重良朝臣の許より、先日の議は餘儀なき御沙汰にて、餘人へ仰付られたり、去ながら又候何の御役明く筈なれば、此度は是非に其元をと、若狭守殿へ申入置たりと申送れば、石川そは忝じけなしとて禮に參るなど度々にて、其都度石川より、色々の進物を遣はしけるが、未だ望の遂げざる中に、

重政御咎を蒙りければ、石川が日頃の望み水泡に歸したる松平美濃守なれば、又外に手段もあるべしと、猶も折々音信して、只管に御役成の事を頼みけるにぞ、重良朝臣、更に柳澤保明朝臣の許に取入て、石川を避くるが如くなしけるを、石川大にや、早速に埒明ざるまゝ、其後は重良朝臣、とかく石川に慣ほり、渠實は先頃より度々申越たる事どもは、皆僞りにて、已れ言を巧みに我らを欺き、音物を貪りたるに相違なし、此上は對面の折もあらば、屹度此恨みを晴さんものと、待構へたりしに、元祿三年正月二十五日の朝、重良朝臣登城の途中、鷹匠町（今の神田裏神保町の邊なり）にて、石川にはたと行逢たりしかば、石川大に悦び直ちに家來を走らせ、途中ながら少下て進み寄り、互ひに會釋して何事か談話の體なりしかば、双方の家來共は、互ひに後の方に引下がりて、控居たりしに、やがて石川刀を抜くよと見えしに、重良朝臣が肩先に切掛たりしかば、重良朝臣こは狼藉といひながら、後ろの方へ倒れしにぞ　重良朝臣の家來共、さては主人殺されぬとて走りより、數人にて石川を切伏、それより主人重良朝臣を援けて其近所なる小普請組支配水野伊豆守忠政朝臣の許へ入れ置て、此由を大目付大久保日向守忠重朝臣まで訴へし

かば、直ちに披露ありて上聽に達したりしに、早々事の委細を吟味すべしと仰出され、御目付、御使番一人づゝ、水野方に來りて、重良朝臣を尋問ありしかば、重良朝臣、慥ひに包みては悪かりなんと、始終の委細を陳述せしかば、其趣披露ありしに、公は其取繕なきを嘉されて、仝く石川九郎兵衛は亂心に事極りさて重良朝臣は遠慮仰付られたるまでにて事濟たり、是實は柳澤保明朝臣も係り合たりしより、御母公、小谷の方、右衛門佐の局など、内々にて執成たる故なり、さて此事ありてより、右衛門佐の局は、喜多見重政勤役中に、彼と親しかりし人、大奥にも少なからねば、萬一心得違のもの出來て、重ても斯る珍事を惹起さんも計り難しと、内々公の上聽に達しければ、尤もの由上意ありけるにぞ、さらばとて、其頃大奥にてきけものなりし、公が御乳人河内の局、御年寄格小山の局の二人は舘林以來の古參にてあれば、別て重政とも親しかりければとて、此年二月三日に兩人隱居仰付られて河内が取來りし千俵の賄料を、采地に改ためて、其子なる御徒頭仁木甚兵衛守興に賜はり、守興が取來りたる三百五十俵を河内が隱居料に賜はり、小山が取來れる千俵の賄料を、其孫なる御書院番士吉田小右衛門盛教に賜はりて、盛教が取來れる三百七十俵を、小山が隱居料に賜はりてければ、兩人も有難さ身に餘りて、是皆右衛門佐の局の執成故なりと、深く局を德とせしかば、此後は何かに付て局のために勞を取りて彼の視眼嗅鼻となりたりける、是よりして局が勢力彌々熾盛に成て、後には小谷の方は勿論、御母公と雖も時には及び難きまでになりしにぞ、二人もいかにもして、局が勢を殺がんと思ひつれど、これをなさんには、局にましたる才藝容貌兼備はる婦人を以てせんよりも、外に手立もなければ、御母公は密かに柳澤保明朝臣を召て、此事を仰られしに、保明朝臣畏りてけるが、斯る婦人は京都の外あるべきにあらずと思ひて、早々自身が妾の父君なる、正親町大納言實久卿（此妾名を町子と稱す、表向は京都町醫師田中某の女の積りにして、柳澤氏妾とされしが、文才秀で、男子も及ばぬ程の人なり、彼有名なる松かけの日記とて、源氏物語、榮花物語を折衷したる如き書は、卽ち此町子の著述なり）の許へ使を參らせて、委細を申入れ、何とぞ然るべき人物を御見立ありて、御下したまはれと申たりけるが、正親町殿にも、其頃名高き常盤井の局、今は右衛門佐と時めくなるに、此人の上を超すべき人はあるべしとは覺えず、去ながら、今程禁中長橋に勤めたまふ大典侍局こそ、才藝容貌といひ年頃と申、右衛門佐に增とも劣るまじ、殊に此大典侍殿は、清閑寺中納言（後ち大納言に陞る）熙定卿の女にてあれば、素性に於ても右衛門佐の下に付べきにあらず、且清閑寺家は、我らとも親しければ、申談ずるにも難からず、右の外思ひ當る人なしとの事なり

ければ、此由早々保明朝臣の許へ通じて、如何候べきとありしに、保明朝臣素より婦人の事なれば、文藝は左までならずとも、容貌こそ第一なれ、去ながら禁中にて大典侍局と候ては、關東へ申下す事如何候べき、枉ても相成べくは、此人を御下しある様、計らひたまはりたしと、自身に細々と書翰を認めて正親町家へ遣はしけるに、此時帝は未だ御寶算十三にましく〳〵て、元より美人の女官あればとて、御惠みかけさせたまふにもおはさねば、其儀は心易けれど、先ともかくも清閑寺へ、内々申合せて見候はんと、正親町殿より返答ありたり、これによりて柳澤保明朝臣大に悦び、早速密々に御母公へ此由を申けるに、御母公にもそは一段の事なりとありて、やがて古主筋なる二條家へ、御自身よりも何分將軍家に未だ世嗣なく候て、これのみは尼が日夜に歎きぬる事に候、されど將軍家には萬づ物堅く候て、並々の者をば近付候はず、承り候へば禁中大典侍局こそ、然るべしと存じて候、申も畏こけれど、禁中は御寶算御稚くましませば、何とか御計ひたまはり度と、御頼みありしに、元來二條家は代々將軍家の御猶子にて、外ならぬ御因みもある上に今又元御家來筋たりし人の、今は御母公として世に榮えらるゝ人の頼みなれば、前關白綱平公にも、餘儀なき事に思されて、正親町殿と御心を合せられ、切に清閑寺殿を説すゝめ、更らに上皇にも内々より願ひ奉るなど、手に手を盡してければ、清閑寺殿も大典侍局も、漸くに得心ありて、大典侍局は、表向病氣と披露して、御暇を願ひけるに、滯りなく御暇を下されてければ、兼て柳澤保明朝臣より、京都所司代小笠原佐渡守長重朝臣の許へ相達し置たる旨あれば、早速所司代より萬づを沙汰し、彼の柳澤よりの使など供して江戸へ下向ありて、直ちに三の丸なる御母公の許へ落着たりしに、程なく公の御目に止り、御母公へ御所望ありけるが、禁中にて大典侍局を勤めたる方なれば、竝々の女中とは事替れりとありてやがて別殿を新建ありて柳澤保明朝臣を以て、其總奉行仰付られ、工竣りて例の如く護持院隆光安鎭祭を修し、やがて局をこゝに移して北の丸殿と稱せしめ、さて柳澤保明朝臣は此巧を賞せられて、一萬石御加增賜はりて三萬三千石となされたり、(此事を俗書どもには、娘を御妾に上げたりとか、妻女云々せしなど、作りなせるなり)されど公は專ら學問を好ませたまへば北の丸殿は元より學問に於ては、右衛門佐の局に及べきにあらねば、右衛門佐の局は決して御寵愛衰へず、結句昔日に倍するまでに、北の丸殿と竝びて時めきければ、御母公折角の御心盡しも、今は空頼みとなりて、獨り右にも左にも、とりはやされて益々榮達を極めしは、柳澤保明朝臣なり、これより公は學問の上に付ての御相手は、右衛門佐の局能樂など御遊びの事の御相手は北の丸殿に、小谷の方と、斯二樣に分て御寵愛ありしにぞ、各爭ふて京都にて其道

に名を得たる輩を推擧せしにぞ、學者を始め狂言師の類に至るまで、追々に召出されたり、其中にて一二高名の輩を揚れば、右衞門佐の局の推擧にて、此年(元祿三年)京都より和學者北村季吟、及び其子湖春ともに召出されて、季吟に二百俵(後ち五百俵となれり)湖春に月俸二十人扶持を賜はりて、和學所を開かせらる、徳川幕府に於て和學所あるこゝに始れり、是季吟は右衞門佐の局が師たりしより、局の推擧に依りしとはいへ、徳川時代文學の上に於て、一盛華を副しなれば、局は文學に於て大功ありしといふも不可なし、又畫工住吉具慶廣澄を召出され、二百俵を賜はり、土佐派の繪所仰付られたり、是幕府土佐繪所の始めなり。

因みに云北村季吟は父を宗圓といひて、世々醫を業とせり、季吟幼名を久助といひ、幼きより醫を習ひしが性これを嫌ふて常に讀書を好み、且和歌に耽りて松永貞徳の門に遊ぶ、父宗圓これを聞て、和歌は世業に益なきものなるを、今よりしてこれに耽りなば、遂には我家道を墮さんと、深くこれを戒しむ、是より專ら醫業を勵むと雖も猶貞徳の門に遊ぶ、後ち宗圓死してより、彌々和歌に心を入れたりしに、此貞徳は細川玄旨法印幽齋侯に從て、古今の奥祕等を相傳せるにより、(委しくは貞徳自著の戴恩記にあり)季吟これを相傳し、貞徳死して後ち時の歌仙飛鳥井大納言雅章卿、清水谷大納言實業卿に就て、其點削を請け遂に八代集歌學の古書に注解文を著して、兩卿の校閲を求めしより、名聲一時に嘖々として、四方より來り學ぶもの多し、茲に至り幕府和學所を開きて、これを管せしめたり。

又此年北の丸殿の推擧に依て、京都より能役者中山喜兵衞、川村金右衞門、狂言師脇本作左衞門、逆水五郎兵衞父子召出されて、御廊下番となし百五十俵づゝを下されて、御小姓衆の指南仰付られたり、其中に逆水五郎兵衞は、いかなる所存にや御奉公の儀は、平に御免下されたしとて、何樣に申諭すも、頑然として一向に承引せざりしかば、柳澤保明朝臣もせん方なく、斯と上聽に達せしにぞ御怒りありて、急度申付候へと仰出されしに、北の丸殿、させる罪にもあらざれば、不便のものなりと執なされしに依て輕き追放に處せられたり、是より益御側向に能樂流行して、堂々たる旗本にして、武藝を餘所になし、能役者の如き擧動のみなりしが、中には狂言師の弟子となりたる人も少なからざりし、其頃信州高遠城主鳥居左京亮忠則朝臣は、流石に武功の家柄とて、此風に化されて、能役者もどきの事をなす人あれば、嚴しく意見を加へて類知音の中にても、此風に化されて、能役者もどきの事をなす人あれば、嚴しく意見を加へて差止ける事度々なれば、此事疾くも大奥に聞えけるより、何となく御前の首尾惡く成けるが、忠則朝臣これを何とも思はぬ樣にて、少しもひるまず、此風俗を慨き罵りけるにぞ、遂には變

りものとまで、世の人にうたはれたりしかば、彌々公の御覚も悪くて、櫻田御門番を仰付られたり、（大名に所々の見附を守らするは、表向は信任せる如くなるも、内實は否らず、故に當時は俗にこれを大名の折檻といひたり）さて諸大名にて御門の番を勤むる時は、御成とて其御門を將軍家の御通りある時は、御門番の大名自身罷出て下坐致す時（これを御目見といふ）將軍家御駕を一寸止められ、御自身に太儀と上意ある例にて、これを以て當時榮譽となせしが、此忠則朝臣には、將軍家御成の度々に罷出づるも、遂に一度も上意なかりしは、能々不首尾の事なるべきも、昔形氣の忠則朝臣、少しも頓着せず過されけるが其近所に御小衆姓平岡和泉守賴恒朝臣の邸ありて、主人の賴恒朝臣は彼の脇本作左衛門が弟子となりて、狂言を習ひ常に家來を相手に、狂言稽古ありしが、元より廣からぬ住居なれば晝となく夜となく大聲に、或は笑ひ又は怒るなど、樣々の物音門外にまで泄れ聞え折々通行の人も足を止めて制止を受る事もありしに、忠則朝臣の家來に高坂權兵衛といふもの、元來主人が嫌ひなれば、能狂言など見たる事もなきに、田舍士の事とて何の思慮もなく、平岡家に於ては、日夜大聲に何事をかのゝしるは、狂人とも思はれず、何事をなすやらんと、或日其窓下に至りて樣子を伺ふに、折ふし例の笑ひ罵しる聲の聲えければ、權兵衛我を忘れて密かに内の樣子を見ばやと、門内を暗ひしに、早く

も家來のものに見咎られ、何ものなれば武家の住居に、案内にも及ばず覗き込しぞといふより早く、四五人にて取巻たり、權兵衛せん方なきまゝ、とかくの答もせざりしかば、偖こそ發狂人なれと忽ち數人にて搦め捕り、町奉行所へ引渡したり　さて奉行所にては權兵衛を吟味ありしに、鳥居左京亮家來の由申立ければ、早速鳥居家へ掛合けるに、左京亮家來に相違なきも、此頃發狂致し候が、風と他出のまゝ罷歸り申さゞるに付、尋中の由返答ありしかば、其趣言上に及びけるに、左京亮遍塞罷在べき由申付よとの上意に依て、此年八月十日、御老中土屋相摸守政吟味中、左京亮遍塞罷在べき由申付よとの上意に依て、此年八月十日、御老中土屋相摸守政直朝臣の許に召呼れ、右の通申渡され、これに依て門御番は溝口出雲守宣直朝臣に仰付られたり、然るに程なく鳥居忠則朝臣俄に病付て、死去ありしかば、世上にては切腹したるなりと云ひ觸せり、されば高坂權兵衛は此噂を聞て、偖は己れ故御咎めを蒙られたる上に、切腹をさへしたりとありては、此まゝに罷在るべきにあらずと、思ひけるにや、揚り坐敷にて自ら舌を噛切て死したりけるにぞ、早々奉行所より斯と言上に及びしに、公以の外に御怒りありて、御老中方へ上意の趣仰出されければ、其日（八月十三日）忠則朝臣の息播保明朝臣を以て、御老中方へ上意の趣仰出されければ、其日（八月十三日）忠則朝臣の息播磨守忠英朝臣を、土屋政直朝臣の許に召呼れ、其方父故左京亮儀常々仕置方宜しからざる段、

追々御聽に達し、剩へ今度家來高坂權兵衞儀に付、遍塞仰付られ候處死去致し候に付、城知召上られ候、然りと雖も祖先の功勞を思し召れ、其方へ新規一萬石これを下さると申渡され、又權兵衞は吟味中自殺致し候に付、死骸取捨、男子三人は八丈島へ遠島申付られたり、さしも御譜代大名中にても關ケ原の軍功をいへば、一に居て二と下らぬ鳥居家も、時風に逆らひて大奥より白眼付られたる結果、三萬二千石を失ひたれば、まして其他の人々に於ては、ぐつともすつともいへばこそ、實に當時の有樣想像れたり、されど此時の大奥は重もに京都出の人々時めきけるまゝに、申も畏こけれど市都に對し奉りては、德川幕府に此御代程心を盡して仕へたるはなし、そは先第一に、東山天皇御卽位ありて、元祿元年に絕て久しき大嘗會を再興あらせられ、同三年に上皇の御料七千石なりしを、一萬石となし、同七年に禁裡御料、二萬二千石なりしを三萬石となし、女院の御料四千石なりしを七千石又應仁以後中絕したる加茂葵祭競馬等を恒例として再興あり、其料として七百石を進め、同八年に柳澤保明朝臣の議（實は其臣細井廣澤の議といふ）を容れて、御歷代の山陵を修補したる等、是皆前代に曾てなき盛擧にして、公の美事と稱せらるゝものなれど、實は右衞門佐の局北の丸殿など、其身親しく禁中、又は女院御所に奉仕して、其御樣子を熟知せるまゝに、夫々

に內助したるがためにて、此二人は公の德に於ては增損相償ふものといふべし、斯る御樣子なれば、自然に朝廷の御覺もめで度て、將軍家が四十初度の御賀には、上皇の御製を賜はり、五十六十の御賀には禁裡仙洞の兩御所に於て、特に祝のため御歌會を御催しありて、御製を始め奉り、關白左右內大臣以下の公卿、時の歌仙、方々詠進の懷紙を賜はり、別して仙洞御所よりは、當日の短册を屛風一双に押て賜はりたるなど、是亦德川氏前代には曾てなき殊恩なりされば以前は堂上家と京都所司代とは、常々相反目といふ程にはあらざるも、何となく其間圓滑ならざる傾きありしが、此御代には、さる事は跡を斷て何れも內々の如く親しかりし、そはいかにといふに若も以前の如く所司代は關東の御目代なりと、眼を光らして堂上家をねめつくれば、忽ちにいつか、何の時は斯ありつ、此折には斯る事ありけりと、早くも大奥へ通じ越されて、直に公の御聞に達する時は、例の信賞必罰の御沙汰を蒙る故に、所司代も我身大事と思ふものから、自然に斯成行しなり、夫に付て可笑しき話あり、其頃實相院御門主儀延法親王と申奉るは、後西院帝第二の皇子におはしまして、しかも御愛子にてわたらせたまへば、御幼少より何かと御心に掛させられてければ常にはこれぞ御不足と申ふしもましまさねば、唯花よ月よと過させたまひ、御法務も始の程は、形の如くも遊ばしつるが、遂にはこれも御懶く思さ

れて、禁中御修法などの重立たる外は、御勤めもなかりつる上、斯る方には得手に付物ありて坊官岸坊法印家老に宇多某が悴内藏助といふものを、常に御親しく召仕はれて、種々の御遊びのみに月日を過したまひしかば御門主も次第に御遊びに長じたまひ、遂には醫者風勢に御姿を替させられて、花柳の巷などにも入らせたまふ由、内々は所司代にも聞えしかど、手荒き事なして萬一自身咎めを蒙らば、あしかりなんと、態と見ぬ振して在りしかば、愈々御遊びに募らせたまひしが、或日風と屏風の繪に、攝津住吉の景を畫きありしを御覽ぜられて、御門主は内藏助に住吉は近きわたりと聞が、誠ならば行て見まほしと仰られければ、内藏助いかにも近きわたりに候へば、御供申上候はん間、先岸坊法印に申談じ見申さんとて、やがて法印に斯る御催しなり如何あるべきと申せしに、法印そは面白し、いつもの如く御忍びにて御出あらんには、必ず禁中武家傳奏衆まで願立、其上所司代へ申届けて後ち出立すべき定めなるに、ましてや宮方に在ては中々事重かりし故に、斯く御忍びにて御下向ありし事なれば、御内の人々はいかに何事の候べき、萬づは我らに任せ候へとて、夫より例の醫者の姿に出立て、夜に乘じて住吉へ御下向ありしが、當時の制度に於ては、堂上家は京都より一泊すべき程に、隔りたる地に赴くよに及ばず、御供に候ひける岸坊法印も、内藏助も、包みに包みてければ、誰ありて實相院御

門主が住吉御參詣とは知るものもなかりしが、高貴の常として世事に疎く、とかく御忍びの事を忘れ勝なるに、何がさて京都にのみ御座ありし御身の、鄙の有樣も御目新らしく打興ぜさせたまふ餘り、ふと住吉の神主津守從三位の邸を御覽じ付られ、彼所は何と御尋ねに、神主津守三位が亭と申上しかば、さても彼所より此邊りを見たらんには、面白かるべし、津守三位が所ならば、何か苦しかるべき、いざ立寄らんと仰られて、今は御忍びの事忘れさせられ、とく〳〵と仰せらるゝに御供の兩人そは然るべからず、これは御忍びの事なれば、思召止らせ給へと申し、かど津守三位ならば苦しからず、よもため惡くは計ふまじと、御自身先に立て歩ませ給ふにぞ、兩人も今はせん方なく、すご〳〵と御後に付て參りけるが、是非なく津守の許に走り參りて斯々と申入しかば、神主三位の驚き一方ならず急ぎ内に請じて種々にもてなし參らせ、さて漸くに御歸京ありしが、此事誰いふとなく、實相院御門主御忍びにて住吉御參詣あり、神主津守殿の亭に宿らせたまへりと、取々に噂しけるにぞ、始の程は津守家にては聞ぬふりに打過けるが、日數經るに從ひ彌其噂高くなりてければ、萬一此事京都所司代の聞に達しなば、いかなる咎めに逢ふも圖られず、所詮は此方より内々にて、所司代まで申上んとて、津守家より使者を以て、此由を所司代小笠原佐渡守長重朝臣へ申入れしかば、長重朝臣も、斯下より申出

らる、に於ては捨置難くて早速岸坊法印、宇多内藏助を召奇せ尋問ありしに、津守家より申出なりとありては包むべき様もなければ、有し次第を申立たりしかば、やがて宿繼を以て此處置を公へ伺ひ上しに、公より實相院御門主事は御法務に堪たまはざれば、御退隱の上清閑寺大納言愛定卿へ、御預けあらせらるべく、又た兩人のものは御門主を勸め奉り、私に遠地に御供申たる段、兼ての御法度に背き不屆に付、急度其罪を正さるべき所、御宥免を以て追放申付、寺社奉公御構然るべき間、傳奏衆申談じ取計ふべしと、御老中連署の奉書を以て仰出されたれば、右の如くにて事濟たり、こは宮には清閑寺家に御由緣ありしをもて、北の丸殿別して執成たる故に、事輕く清閑寺家へ御預けにて、濟たるのみならず、宮をそゝのかして常々遊び狂ひたる兩人の者も、例の信賞必罰の御施政より見れば、輕くとも遠島なるべきを、追放にて事濟しは、全く大奥の御蔭にて實に元祿四年八月廿三日なり。

さて宮は、清閑寺家へ御預けとならせたまひてよりは、是までの如く附參らする人々も多からず、何かに付て御不自由勝なりしも、結句御心安く思されて、世の中の御交りをも、あらせたまふものから、江戸にては護持院隆光當時眞言宗第一の驗者として、御子孫繁昌の御祈を勤め將軍家の御歸依淺からざるも、いかなる故にか修法の驗も見えず、今以て後房の女輩に、懷妊の聞えもなしなどの噂を聞召されて、大いに笑はせられ、彼隆光をば當時眞言宗第一の驗者などゝ、もてはやすこそ片腹痛し、そも第一の驗者と申は、眞言內外の密法悉く傳授したるものをこそ申べけれ、されば醍醐報恩院寬順こそ、內外大小の密法悉く相承したるものなればこれをこそ第一のものと申べし、彼隆光の如きもの、修法何程の事あるべきやと、散々に仰られしを、清閑寺熙定卿承りて、こは聞捨にならずとありて、早々江戸大奥なる北の丸殿の許に、宮の斯仰られし山を申送りければ、忽ちに公の御聽に達しければ、宮は元法中の御身にておはせば、斯る事知し召る、筈なり、早々報恩院寬順を江戸へ召寄らるべしと、柳澤保明朝臣に上意ありて、やがて御老中連署を以て、三寶院御門主の許へ、其由を申入れ、又寺社奉行中よりは、報恩院僧正寬順の許へ、三寶院御門主へ、申斷り早々出府あるべき由達されければ、何事にかと驚きて參府ありけるに、御使番松平求馬を御使として、白銀五百枚を賜はりて、滯留の御手當となし、扨明日登城あるべき由、仰達されければ、寬順翌日登城の所、御白書院に於て御老中列坐にて、報恩院事內外大小の密法悉く相承の由御聽に達し、奇特の儀に思召れ、今度召寄られ御目見仰付られ候、追々御修法等も仰付らるべきに付、當分滯府これあるべき由仰渡され、其後柳澤保明朝臣の許に、寬順

を召呼れ、護持院隆光事御祈願所住職仰付られ候所、未だ密法悉く相承に及ばず候間滞府中日々護持院へ罷出御修法相勤め其序を以て、住職隆光へ密法悉皆相傳致すべき旨、上意の趣申渡されければ、寛順辭するに由なく、御受申上けるにぞ、これより口々護持院にて嚴密の修法仰付られ、砌澤保明朝臣諸事を督し、寺社奉行加藤越中守明英朝臣これを奉行し、元祿五年七月に始まり、八月十九日に終る、其間護持院の四方は御成の時の如く、御徒頭組下を率ゐて警固し、猥りに他人の近寄るを制止せり、是一は祕密の大法相傳の故と、一は混穢不淨のものを禁ずるがためなり、（此事を聞誤りて俗書どもには、甲府殿を呪咀したりと作りなせしなり）斯て隆光へ恐く密法相傳相濟たる由、言上せしかば御感ありて、報恩院へ百石の寺領を御寄附ありて、白銀千枚時服五十を下され、其他御臺所御母公よりも白銀紗綾等の賜物ありて、歸寺の御暇を下されたり、これよりして護持院隆光彌々眞言宗第一の驗者と稱せられければ、例の大螺を吹立て、そも現世御子孫に御緣薄きは、過去に殺生の應報なれば、恐多くも上樣には堅く殺生を、御愼みあらせられ然るべしと、申上けるにぞ、御母公は兼てより御信仰の隆光が申條なるに、公にも專ら周易に御心を入れ、氣運循環の理を御研究の折柄なれば、直ちに御嘉納ありて、第一に御鷹を放ち、御鷹匠以下の役々を廢され、例年禁裡仙洞へ

御拳の鶴鴈等獻上あるを、此時に關に改め、松前家及び對馬の宗家より獻上の鷹を止められ、獵師狩人の如きは鳥獸を殺すを以て、其職業を禁止あり、鰻鱓及び鳥獸肉を賣買する事よりこれを食する事を禁止あり、鷄卵をも賣買食用する事より計なし、それのみならず馬の毛をふる事さへ不仁の業なりとて禁ぜられしかば、將軍家の御馬を始め、田舍馬の如くにて、むさくろしく見えたり、右の如く殺生禁止のため江戸市中に、鳶烏多くなりて、人の害をなす事數を知らず、諸人歎き訴へければ、さらばとて、元の鷹匠餌差の輩に命じて、これを捕らせて元御鷹部屋の地に飼立置、毎年四度づゝ八丈島、三宅島、新島等へ放たれたり、されば田舍にては、俄に狩人の業を禁じられしにより、猪狼の類年々に蕃息して、人民の害をなす事夥しきも、決してこれを殺す事を許さず、猪狼の類たとひ人を害し候とも、鳴物にて追拂申べし、若夫にても猶防ぎ兼候由申に於ては、堅く打殺す間敷由、誓紙致させ候上にて、空砲にて追拂候樣申付べし、萬一右にても害止申さゞる由申に於ては、篤と實地見分之上、御勘定所へ申達し差圖を受べき事、免許の上打殺し候獸類これあるに於ては、嚴重に申付べき事は其まゝ埋置候べし、決して肉は申に及ばず、皮にても手を付候に於ては、嚴重に申付べき事と觸示せり、實に馬鹿々々しき限りならずや、是皆大奥の女流が彼護持院隆光が、公に御子な

きは前世殺生の報いなりと申せしを、實に然るならんと、迷信したるより、彼の學才秀でたる右衛門佐の局の如きも、何とぞ御子あれかしと思ふ婦人の痴情より、明ても暮ても、生類御憐みといふものから、公もこれに暗まされたれば、まして大奥の鼻息を伺ふ輩が、これぞ第一の御奉公立、立身の手係と思ひ、其上々々と輪に輪をかけて、斯なしたるなり、然るに此事に付て大幸を得しは、牢獄の囚人どもなり、そは一書に「牢屋に入置れる罪人ども、温浴は正月七月の兩度に限り、冬季には僅かに綿衣一枚を賜はり、元より疊などはなく、板敷の上に置れて寢具には薦莚一枚を與へられしを、前御代の時、御母公桂昌院殿或日護持院へ御參詣ありて、住持僧上説法の序でに、地獄の有様に此事を引事にして申されしを、聞召れ餘りの不便さに御涙を流させられ、御歸りの後早々此事を、常憲院殿の御聽に達して、極重惡人と雖も、猶助けたまふ佛の御誓願と承るに、今程は生類御憐みにて、鳥獣にさへ御恵みを、かけさせたまふに、これは惡人どもとは申せ、いかにも不便の事なれば、御佛に代りて、此尼が慈悲を下したしと、御歎きありしかば、公御聞届けありて、御老中方へ御沙汰ありしかば、此時よりして月に五度の湯浴と、冬季には綿衣二つ宛を與ふる事となし、剰さへ疊をも與へらるゝ、旨仰出されて、是皆御母公が御慈悲にてあれば、有難く存ずべき旨をも、囚獄石出安太夫を召出されて町奉行中申渡されたりと、此桂昌院殿は、極て人に物を賜ふ事を好ませられ、常に召れたる呉服は、其まゝ御附の女どもに下されけるが、そのために半襟と袖口とは、必ず二重にして召れたりしが、常憲院殿いな事と御覽じ付られて、或時其子細を御尋ありしに、さればなり、御覽ぜらるゝ通り、尼にて候へば、殊の外襟に垢付候、これを着古して女どもに遣はし候にも、人の襟垢付たるや、袖口のよごれたるなどは、いかにも快よからぬものにて候へば、斯はいたし候と仰られしとなり、總じて御母公は、何事も奇麗事を好ませたまひたる故に、常憲院殿の諸事隅々までも、行屆く樣にと遊ばされ候も、常々御母公の奇麗好が、うつらせたまひたるにや、それとも御母公の仰上られし故にやと、其頃の人は申せしとなり」とあり、此書に據れば、公が苛察を好ませたまふも、所謂遺傳にてありし、又御母公は實に慈悲ふかきならで世話好なる御質なり。

さて又護持院隆光密法悉く相承ありて、彌々御祈に丹誠を抽んじければ、公を始め大奥向の信仰大方ならず、殊に隆光が申條の如く、生類御憐みの事仰出されて、嚴しく御掟ありしかど御子孫繁昌の法驗更になく、大奥向に懐胎の婦人、一人もなかりければ、流石迷信の大奥も、これには漸く疑ひを起しけるが、中にも彼の右衛門佐の局は、是全く隆光が法徳の至らざるも

のなるべしと思ひ、内々京都へ申送りて猶も有驗の僧を尋ねられしに、其頃仁和寺御門主覺深法親王の下に、覺彦といふ僧學力といひ、法德といひ、都鄙に隱れなきものなるが、此僧若年より世の交りを厭ひ、名利を捨て深く韜晦する由申越されしにぞ、早速公の御聞に達しけるにそは末世に於て珍らしきものかな、斯るものにこそ有驗の僧もあるべければ、早々召出さるべしとありて、やがて柳澤保明朝臣に、斯と仰含められしかば、保明朝臣も、早くより世の交りを厭ふ程の者なれば、一應の事にては埒明まじと、直に自分の家來を使者として、仁和寺の宮へ差向け、是非覺彦下向あるべき樣に、仰含められ度と申入れ、又覺彦が許へも、早々下向あるべしと說勸めければ、宮は元より、覺彦にも、天下の御祈を仰付らるべしとあるに慇ひに辭退申さば、其身はとにかくに、宮の御爲惡かりなんと思ひ、故なく領承して彼使者の下向に伴はれて江戸に下り、直ちに柳澤家に落着ける、さて保明朝臣早速此由言上ありければ、元祿四年七月二十二日御目見仰付られ、在府いたし御祈相勤むべき由仰付られ、本鄕湯島臺に於て三千五百坪の地を下されて、一寺御建立あるべき旨仰出され、程なく新寺成就ありしかば、寶林山靈雲寺と號を賜りて、寺領百石を下されたり、これより右衞門佐の局靈雲寺に月々代參を遣はして、信仰ありしかば、小谷の方此由を聞かれ、いか樣隆光一人の御祈にては、覺束なしと思ひければ、公へ願て愛宕山圓福寺專戒に、例月大百味祈禱を修させ度由申けるに、直ちに御許容ありて、保明朝臣へ其由仰含られければ、此年八月十六日、專戒を保明朝臣の許へ召寄せ、件の仰を傳へて、御祈禱料白銀三百枚づゝ、毎年下さるべき由申渡されたり、然るに此事を北の丸殿聞かれて、實に我らも新たに祈願所を取建度と思ひ、其頃京都八幡八幡宮別當豐藏坊は、淸閑寺家に因みもあれば、幸ひ八幡宮は源家の氏神なれば、府下に八幡宮を新に建立ありて、天下の御祈を仰付られ然るべしとて、內々公へ斯と申上しかば、是亦直ちに御許容ありて、保明朝臣へ仰含められけるにぞ、早々豐藏坊を江戸に召出され淺草に於て地所を賜はり、新たに一社を御建立ありて、京都八幡より御神體を分ち總て事整しかば、元祿七年七月十日社領百石を御寄附ありて、豐藏坊事は右別當職として、江戶に永住天下の御祈相勤むべし、これに依て八幡豐藏坊は徒弟の中其器を選み後住に相定むべき由仰出され且寺號を大護院と賜はり、僧正に仰付られたり、こゝに至て僅々十年を出ざるに、新規御取立にて重き御祈願所は、護國寺、護持院、靈雲寺、大護院の四ヶ寺に、愛宕圓福寺の御祈を加ふれば五ケ寺にて天下の御祈、我劣らじと勤めたれば、實に眞言坊主御祈の競爭なり、是皆大奥女流の迷信に依て然るなり、豈强大の勢力ならずや、さるを世に傳ふる俗書ど

もには是等の詳細をいはずして、護持院にて内密に、甲府殿呪咀の御祈を勤め、それがために甲府殿病に罥されたりなどあるは、一向採るに足らぬ妄說なり、されど甲府殿御病の事は跡形なき事にもあらず、當時甲府殿家臣なる某氏の覺書に、

前御代若君樣（德松君）御逝去の後は、外に若君樣も在らせられず候間此後御出生も御座なく候得ば、紀伊殿（大納言綱敎卿）は御聟君にて御座候へば、御養君仰出さるべしと世上にて專ら申觸候が、中には甲府殿こそ御姪の御筋目なれば、是非御養君仰出されこれなくては、御義理合相濟申まじなど、申ものもこれあり候、勿論御簡（甲府殿なり）にては、此節世間にて何樣の儀申觸れ候とも、決して取合申さゞる樣にと、御家老中より、下々まで堅く申渡され候、然る所ふと御殿中にて、水戸殿（中納言光圀卿）結構御挨拶仰進ぜられ候とて又々前々よりの評判甚しくこれあり候へども、御館にて一向存じ申さゞる體に罷在れ候所元祿四年四月水戸殿御隱居御願濟にて、御歸國の刻、千住まで御見立の御使者進ぜられ候所御直に御口上御聞なされ、御返答の儀は、これより使を申上べきなど、殊の外御慇懃なる御あしらひにて、御使者罷歸り候て委細に申上候所、左候はゞ追付水戸殿使者參り申べき間其節は御前へ召出され、御直に御口上聞召ると仰出され、御用意にて御待受遊ばされ候所、如何致し候や、夜に及び候まで御使者參り申さず、尤も水戸殿其日は千住驛御泊との事故、定て明朝御發駕前に、御使者これあるべきかなど申事にて、各々くつろぎ候所夜半過に御門より、水戸殿御使者太田何某、御直に御口上申上度由案內に付、一同騷ぎ立漸く御支度御調遊ばされ、御前へ案內仕り候へば御前にて彼御使者を御覽遊ばされ候と、是はと仰られ御座を下らせられ候所、彼御使者是は勿體なし、水戸殿御使太田何某にて候、何とぞそれに御座遊ばされ下され候樣にと平伏にて申され、さて中納言殿より御內々仰入れられ候御口上御座候間、何とぞ暫時御側の人々を御遠ざけ下され候樣、願奉る由申上られ候に付一同勝手の方へ引退き候へと上意に付、罷退き候、尤も彼使者始終平伏にて罷在、其前御玄關より案內仕候にも、始終慇懃に下を俯向罷在、其上夜中俄の事故誰とも容貌など、しかと見認め候ものこれなく候、夫より凡そ二時近く御前に罷在候が、やがて御暇下され候とて、一同を召れ候故御前へ罷出、見候へば早彼使者御次の間に罷下り平伏仕り居候故、皆共案內致し玄關へ罷出候、さて門番のものに、供廻り何程にかと相尋候へば、槍一本挾箱一つ、騎馬にて凡そ三百石位の供廻りの由申候、夫より程なく御不例の由仰出され候て、三日の御登城などもこれなく、尤も折々は御快氣の由仰出され、御登城も遊ばされ候て御前御講釋又は御

能なども、遊ばされ候へども、先は御不例御引込勝にて入らせられ候へば、世間にては彌御病身と存じ候て、後ちには御逝去などゝ（こは元祿十六年の事なるべし）まで申觸れ候、前の水戸殿御使者太田何某と申て、參上仕り候は、實は中納言殿にて、もはや御國へ御隱居成れ候に付、御暇乞のため入らせられ、其上にて種々御異見仰上られ候に付、右の通御不例の由仰出され、御登城なども稀々にあらせられ候、實は御前などにて、紀伊殿と御出會遊ばされ候に、是まで水戸殿入らせられ候へば、何かと御差引御肝煎なされ候へども、此後は左樣の方も御座なく候上は、長き內には六づかしき事など、出來も圖り難しとの御意見にや

と察し奉り候

此書に據れば、甲府殿の病は水戸殿の附智惠にて、自身に虛病を構へて、紀伊殿と萬一の衝突を避たるにて、決して呪咀などにはあらざりし、又此事は西山遺事附錄（光圀卿の行狀）にも、ざツと見えたれば確說なり。

さて又柳澤保明朝臣は、右の如く何くれとなく、大奥向の意向を邀へて、諸事滯りなく、しかも早速に埒明てければ、愈々其執成宜しくて大に公の御旨に適ひて、元祿四年二月十二日に保明朝臣の許へ近々御成あるべき由仰出され、右に付御成御殿御舞臺等、新規取立べきため其

隣地、小笠原左近將監忠雄朝臣の邸を、添地として下されたりければ、直ちに其工を起したり、其模樣は松かけ日記に（殿のあたり方五十間程にたてつゞけ、北の御とど、中の屋西東の殿、納殿、臺盤所、舞臺何くれといかめしき御しつらひなり）とあれば其壯觀廣大思ふべし此時公は頻々として、質素儉約を令したまひながら大奥向の願事に付ての普請若しくは御氣に入の保明朝臣などが、隨分華奢を盡して、ものすれど、御咎めなきのみならず、結句思召に叶ひしとは、實に公は迷ひ過ぎて殆ど惑溺せしなり、さて工竣りてければ四月二十二日、愈々御成仰出され、當日早朝保明朝臣御迎として登城ありしに、御先に罷り退き御待受申上ぐべしと仰出され早々退出ありてければ、御老中、若年寄以下の御役々、御先番として參られしが、已の上刻公成らせられければ、保明朝臣長上下にて、御先番の御役々と、もに、門外に奉迎せしに、上意に依て先達て御玄關に待受奉り、御先に立て御裝束所へ請じ奉り、公は此所にて長上下に改めさせられ、書院の上段に御着座あり、時に保明朝臣熨斗鮑を持出し供ふ、公これを取て保明朝臣に賜はり、且正宗の御刀、延壽の御脇指に黃金二百枚時服五十を下され、次に青毛の馬に鞍置たるを、御馬役諏訪部文九郎庭上に引出しこれを賜はり、次に保明朝臣より御太刀吉光一腰、白銀千枚、色紬子百端、綿百把、御馬鞍置一疋を獻上し、次に式正の御膳を獻

じ、此時保明朝臣召出され、御盃を下され、御土産として泉州・江州・相州の内に於て、都合二萬石御加増下さる旨、御直に仰含められ、次に保明朝臣より御盃を返し奉り、御肴として御刀貞宗・御脇差信國・紅糸百斤・御文臺・硯箱を獻上し、畢りて保明朝臣の母妻子息等召出され御盃下され、殊に子息兵部安貞朝臣へは、御手自御脇指を下され、此人々よりも數々の獻上あり、畢て家老三人用人六人を召出され、御目見仰付られ、御次に於て家老へは時服三重、用人へは同じく二重下さる旨御老中列坐にて仰渡され、畢りて別殿に入らせられ、御自身論語八佾の篇を御講釋ありて、保明朝臣を始め母妻子息、及び伺候の御役々、御供の御側向、保明朝臣の家來へも、拜聽仰付られ、次に上意に依て、保明朝臣論語子罕の篇を進講し、家臣荻生總右衛門（徂徠）細井次郎大夫（廣澤）等に、敬の字義議論仰付られ、且安貞を召れて、御自身大學の句讀を御授けありて、御學問の御弟子に仰せ付られ、畢て舞臺に於て能樂御催し、御自身にも御所作ありて、御役々へも所作仰付られ、申の上刻還御あり、續て保明朝臣御禮として登城の所、御前へ召出され御手自熨斗鮑を下されて、今日の心入を感賞あり猶折々御成あらせらるべき旨御直に仰含められたり、是公が柳澤家へ御成景況の概略にして、彼俗書どもにある如き、猥雜卑俗の事などは、毫末もあらざりしなり、これよ

り公には例年春秋の二季には、必らず柳澤家へ御成ありて、徂徠、廣澤などの講演議論など聞召されたりしに、後ちには御母公にも入らせられて、彼の護持院隆光、護國寺快意（快意は亮賢の後住なり）など召出され說法を聽聞あり、能樂などの御催しありて、保明朝臣の母妻女達にも、折々大奥へ罷出べき由、仰出されければ、其後は妻女も絕えず大奥へ出られければ、元より世間見ずの奥女中どもなれば、人珍らしきまゝに、何くれともてなして、懇切を盡しければ、柳澤一家は旭日の如く時めきたり、これしかしながら、俗書に誤りてあらぬ事を書し所以なり。

さて又大奥にては、右衛門佐の局、北の丸殿、小谷の方など思ひ〳〵に祈願所を取立て、各々信心に他事なかりしが、其效驗にや元祿四年の冬より、右衛門佐の局懷胎の樣子なりしかば當人は元より公の御悅び一方ならず、夫に付ても彼生類御憐れみの事、彌々嚴〳〵く諸人の難儀いふばかりなし、されど公には只管に、平產を祈らせらるゝものから、更に御頓着なきにまして右衛門佐の局には、倍々信心を凝して迷信の餘、何條これを意にかくべき、やがて公には右御出生の上は、御臺所御養ひとなさるべきに付、右の御用掛を柳澤保明朝臣に仰付られ、引目筈刀の役々をも、內々にて御定めあらせられ、指を屈して其期を待せたまひしに、いかなる

故にや其懐胎も、空しく水となりてけり（一書に此事を公は一日女中どもを召連られ、吹上御園に観梅の御宴を開かれたまひしに、各々梅の題にて和歌の詠進を仰出されしに、局は、御園生にしげれる木々の其中に、ひとり春しる梅の一本、とよみ出しは自分が身の上を自負したるなれど、時にとりて秀逸と一坐感賞し、将軍家も御感ありて、さらば此歌を局の好める樹の枝に付よと、上意ありしかば、局畏りて短册にしたゝめ、上意なれば自身に庭前に下り立て、今を盛りなる紅梅の一枝に結び付んとて、足次を据させ、これに上られて結付け、下りんとせし時誤りて前に倒れたるより、終に痛所出来て暫しの間引籠りたりしが、其ために流産を致されたり、是實は五の丸殿（小谷の方）の妬みに依て、斯る怪我のありしとなり）とあれど、此歌局が詠としては、いかにも拙なく聞えぬれば信じ難し、こは聞傳たる人の本歌を忘失したるより、己が作意にてものせしならん、そはとまれ此頃は御子孫繁昌の御祈などありし中なれば自然女流同士に斯る事もありしなるべし、さて局が懐胎の事も右の如くなるにぞ、局が歎き譬へん方なく、公にも是非に及ばぬ事とは仰られれど、御内々にての御歎き大方ならず、殊に御出産の上は、御臺所御養ひと御内々定められし事とて、御臺所にも深く御殘念に思召されければ、上臈萬里小路右衞門佐の局と相談の上にて、此度の事御臺所に於ても、深く御殘念に思召る、間、何とぞ御養子にても仰出され候て、局へ御養育仰付らる、樣遊ばされ度、尤も御男子樣にては憚り多く候へば、姫君御一方御養ひ遊ばされ度由、内々にて願上しかば、公にも何となく物寂しき折柄なれば、早速御聞届ありて、柳澤保明朝臣へ此由を御内々にて仰含められ、如何候はんとありしに、保明朝臣そは御先々より數度御例の御座候上は何の御差支も御座なく候由申上しに、公も御臺所も御滿足あり、別して右衞門佐の局は大に悦び、夫より京都なる鷹司左大將（後ち關白左大臣）兼熙公の姫君三歳にならせたまふに、御臺所には御姪の御續きなればとて、御養女となさるべき由仰出され、右御用掛を保明朝臣に仰付られて、元祿五年十月めで度江戸御着ありて、夫より保明朝臣御夫婦と御女達打揃ふて御供申上、大奥へ入らせられ、御名を八重姫君と稱して、御愛育あらせられ、後ち水戸家へ御入輿あらせられたり（此事は次に述ぶべし）是德川幕府に於て堂上家の御子を御養ひありし始めなり、さて柳澤保明朝臣は何事に付ても、公より仰付さるゝに於ては、早々に埒明けてければ、彌々御旨に適ひ殊に此御養女に付ては、御臺所にも御滿悦ありて、元祿七年正月七日に、常々御奉公向相勵み日夜心勞致し忠勤候段御感思召さると、種々御懇ろの上意ありて、一萬石御加增下され、武州川越城主仰付られ、且御老中の上席に着座致すべき旨、御直

に仰含められ、こゝに於て七萬三千三十石を領されたり。

さて又公及び大奥向にては、先に右衛門佐の局懐胎の沙汰ありしも、空しく水となりてければ、實に護持院隆光が申つる如く、全く公が前生多殺の應報なるべしと、倍々迷信に陷りて彌生類御憐れみを嚴重に御沙汰ありしかば、往々嚴科に處せらるゝもの多かりし、今一々に述んもくだ〳〵しければ、其一二を略叙して當時弊政の一斑を示さん、此年五月二十八日、中の御門番御持筒頭水野藤右衛門元政當番なりしに、組下の同心等門の上に雀鳩などの群り居たるを、徒然の餘にや、小石もてこれを追拂たりしを、ふと大奥の御下男通り掛りて、此體を見早速己が詰所に詣りて、表使（女中の役名）まで密かに斯と申せしかば、忽ちに公の御聽に達してければ、藤右衛門儀常々勤方思召に應ぜずとありて、即日御役召離されて閉門仰付られ、與力同心等御扶持方召離され、さて彼御下男は奇特の心掛とありて、御譜代に御取立ありたり、又六月二十六日、中奥御小姓秋田淡路守季久朝臣の家來茶坊主の某といふもの、同じ家中の用人何某が子の、十三歳なるもの、相手して遊び居たるが、吹矢にて雀を殺したりしかば、季久朝臣大に驚き早々彼ものらを押込置て、斯と言上せしかば忽ちに搦め捕られて、彼茶坊主十八歳なりしかば、斬罪に處せられ用人の子は十三歳なるをも

て、遠島申付られ、十五歳までは親類の者へ御預となり、季久朝臣は早速言上に及しを以て構なしと申渡されたり、又十二月に病馬を荒地に捨置たる罪にて、召捕られたる武士百姓廿五人を悉く神津島へ配流に處せられたり（此後も是等の類度々あり）元祿六年八月本所相生町の町人孫太郎と云もの、犬を切しを町内のものに見付られ、彼もの早々此由を訴へ出しかば、訴人の御褒美として金三十兩下され、さて孫太郎は獄門に申付られたり、又寄合佐野内藏丞家來何某主人の采地に至りしに、折節猪の田畑をあらす事甚しく、百姓ども難澁の體を見るに忍ずとて、御法度の事も打忘れ鐵砲にて一二疋打殺して、そと埋置て立歸りしに、いつしか此事公の御聽に達しければ、御怒り甚しく内藏丞は逼塞仰付られ、彼家來は獄門に處されたり、此年公は御側向の人々の乘馬御覽あるべき由仰出されて、八月五日小石川御藥園馬場へ出御ありしに、其日に至り御小納戸若藤杢右衛門高豐、牛田三郎左衛門勝吉の二人、病氣の由にて出席せざりしが、忽ち公の御怒りに觸れて、二人ともに改易申付られたり、こは若藤は兼ての御法度を犯して、馬の毛を所々のびすぎて、見苦しとて鋏を入れたり、牛田は折節所持の馬病に罹りて疲れたれば、何れも此體を公が御覽ぜなば、必ず御咎めあるべしと思ひ、態と盛病を構て出ざりしを、疾くも大奥へ聞えて斯る御沙汰になりしなり、右の如く僅か雀一羽のために、貴重

なる人命を斷つとは、縦ひ法令は重んずべきものと、知らしめんためとはいへ、實に暴政といふべきなり、是皆其始めは彼護持院隆光が己れ君寵を得んための慾情より、よしなき螺を吹立て大奥を惑はせしに、夫に付込て只管に大奥の女流と提携して、彌々官祿を貪らんとせる、御側御用人のために、斯くの如き事とはなりしなり、されば其の頃筑紫門右衛門といふ浪人、石町の邊に住居せしが、此有樣を見聞して、心密に憤ほり、馬の物いひと題して、馬犬狼猪、より鳶烏雀鳩など、あらゆる生類の寄合ふて各得意の氣焰を吐き、人類を卑しめ罵しる言論を綴り、これに圖畫を加へたるが、此あらゆる鳥獸は、實は上將軍家より大奥の女流御側御用人御老中、其他當時世に時めける人々、護持院始め數多御歸依の僧侶にまで擬したるものなりければ、忽ちに搦捕られて、元祿七年七月二十一日、引廻しの上獄門に處せられたり されど勢に靡き世に阿ねるは庸人の常とて、誰ありて此暴政を諫る者もなかりしが、殊勝にも小普請組士石川李之助といふもの、時事を慷慨の餘り、弊政二十四條を開陳し、中に就て生類御憐れみのため、夫は大辟に處せられ、妻子四方に流離して溝壑に餓死するもの幾百人の情況を縷陳するもの十一條ある書面を携へ、支配頭大島肥前守義里朝臣の許に詣り、上聽に達せん事を請ひしに、義里朝臣肝を消し、今程は御三家方と雖も一向に御法度を重んじ、誰ありてか

樣の事おくびにも出さぬ事なるに、其方如き小普請組に罷在ものが、一言申も恐多き事なるに、斯長々と書面に認めて差出さんとは、よも本氣の沙汰にはこれあるまじ、よし又本心より出たりとも、斯る書面いかで取次相成べきや、早々持歸られよとて投返す如くにして座を立れければ、李之助せん方なくは思ひつれど、今は早義里朝臣の内見にも入しなれば、内々にて事濟まじ、さらば此まゝに退ぞき居ればとて、其罪免るべきにもあらずと思惟し、それより同支配頭なる朝比奈安藝守の許に詣り面謁を請て、彼書面を差出し取次を賴みしに、安藝守こは支配違ひなり、同役同組とは申ながら、其方は大島氏の支配下なれば、我ら取次べきにあらず、殊更此書面は御政事に係り候申條なれば、か樣の事取次しとありては、いかなる御咎めあらんも計られざれば、早々持歸り重て大島氏へ申入れ候へとて、これも逃る樣に坐を立ければ、李之助此上は是非に及ばずと思ひ、其夜再び大島方に詣り、推て書面取次の事を賴み入れ、斯まで に申出し候上は、私儀いか樣の御咎め仰付られ候とも、元より覺悟罷在候へば、枉て御取次下され度と、思切たる樣子に、義里朝臣も當惑して、左程に申さるゝ上は先預り置べしとて、書面を受取しかば、李之助大に悦び立歸りけるが、さて義里朝臣は翌日出仕の上、同役中に彼書面を示し、斯る申條なれば再三申諭しつれども、一向承伏仕らず候間、先預り置たりと申せし

に、朝比奈安藝守も其ものこそ、拙者方へ參りつるが、筋違の由を申諭して歸したりとありしにぞ、左候てはもはや其分にも相成申まじければ、先づ以て御老中方御披見にも入れ候はでは、後日いかなる御咎めあらんも計り難しとて、早速其の筋へ差出したり（世に傳ふる石川李之助申上書と、題するもの二三種ある樣なり、其他にもあるや知らざれども、此二三種大體は同じけれど、條數の增減と行文の異同は、各々別種の如くにて、孰れか眞なるや斷定し難けれど、愚按には何れも他人の僞作と思はれて、信じ難ければこゝには載せず）しに、程なく（元祿五年八月五日）石川李之助評定所へ召呼ばれて、其方儀輕輩の身として、重き御政事向を誹謗致し候段不屆の至に付、急度も仰付らるべき所、常々氣鬱性にて、折々取止めざることなど申出し候に付、格別の御憐愍を以て御扶持方召放し、親類共へ永の御預け仰付らると申渡されたり、されば公が例の信賞必罰といふ、嚴峻なる御處置に比すれば輕くとも遠島にはなるべきを、不思議にも病氣の由御憐みありて、親類のものへ頂けとなりしは、彼が心事を御憐みありしかといふに、左にあらず、此李之助が姊は、玉江とて大奥御三之間に勤め居て、隨分幅の利く女なりしかば、其緣に依り縋りて、時勢に阿ねらばいか樣にも祿利を貪らるべきに、本より斯時世に當りて斯る謀疏を上らん程の人物なれば、常々さる事などは見聞するさへ、慊からず思ふものから、ろく〳〵音信だにもせざりしとなり、されど今此大厄難に罹りては、流石見ぬ振もし難く、殊に大奥政治の時代なれば、此玉江が執成にて先は輕く事濟みたるなり。

此時水戸光圀卿は、既に願の通り御國隱居仰付られて、領分常陸國久慈郡西山の別所に閑居あり、國史編纂（是後ちに勅題を賜はりて大日本史といふ）の外は、風月を友として在られけるが、幕府の施政日に非なるを見聞に付て、轉た慣慨に堪へざりしが、誰一人これを諫むる人なきを見て、默止し難くや思されけん、其頃は水戸領内とても、生類御憐みの法度嚴しく、從つて犬狼猪などの、折々人に害をなす事ありてけれども、光圀卿親しく家老中に仰出されけるは余は隱居の事なれば、敢て國政に容喙するにはあらざれど、先年生類御憐みの事仰出されてより、年々に人間に禍する事多く成行と聞く、若も其通りならば、數年の後は實に手に餘るに至るべし、元より生類御憐みと申は、御仁政の一端にして、無用の殺生を禁ぜられたるなり、然るに今人間に害をなすも捨置とありては、鳥獸を以て人間に勝れるものとなすが如く、人間を苦しめても鳥獸を大切にせよとは、國家御仁政の御趣意にあらざれば、今後は犬にもあれ何にもあれ、人間に害をなしたらんには、早々打殺し候へ、さて又其死骸を埋置とは何事ぞ、是亦

早々皮を用ゐべきは、剝取て然るべしと存ずるが、いかに思ふぞとありしに、家老中も委細畏りて先宰相綱條卿（御當主なり）へ申上んとて、其旨卿へ申せしに、卿は老公の仰なれば、御尤の由御請申上けるが、いかにも幕府を憚るものから、唯御請したるまでに打過けるにぞ、光圀卿或日御鷹野を仰出されて、親しく領内を巡見あるに、いかにも悪獣の害甚しかりしかば、大に怒らせられ、斯までに人に害をなすも打捨置事やある、とく打と下知して狼猪の類數を盡して狩らせられ、夫より町村に人を出して、悪獣を打とらせければ、水戸領の人民悦ぶ事大方ならず、それに引替て其近傍にては、水戸領の狩に追立られたる鳥獣、數多逃込てければ彌困り切しとなり、殊に水戸にては犬といへども、人に害を加ふるに於ては用捨なく殺させけるにぞ、此領分のみは生類御憐みの困難は少なかりしとなり。

さて光圀卿は右の獣の中より、いかにも勝れたる犬の皮二十枚を、選み出して精製させ、これを箱に納め御側御用人柳澤出羽守保明朝臣宛にて、御直書を認め家來に持せ、これを早々江戸へ持參致し、江戸着の上は屋敷へ立寄らず、旅がけのまゝにて苦しからざる間、直に出羽守宅へ持參致し、口上には、前中納言追々老年に及び候に付、何かと養生に心を用ひ候所、寒氣の折柄には此品最も宜しく存じ候へば、憚りながら上様にも、追々御年も召させ候はん間、此節より御養生遊ばされ然るべくと存じ奉つり、些少ながら内獻上致され度候、宜しく御披露たまはるべしと申入れ、此箱と直書を慥に相渡すべしとありければ、畏りて直ちに罷り立、右の如く柳澤家へ申入れたり、こは元祿六年十二月の事なり、これに依て柳澤家にても、何かはしらず水戸前中納言殿より、御直書を以て御内獻上とて大箱を差出したる事なれば、折節主人保明朝臣登城前なるをもて、早々御城に持せ參られて、大奥へ差廻し斯と披露ありしに、公にも何にかあらんと、打開かせて御覽じけるに、いかにも美事に製したる犬の皮なりければ、御驚一方ならず、別してこれを披露したる柳澤保明朝臣には、實に興をさまして、唯恐入たる計りなりしが、公は斯る品目通りを退けよと仰出されしにぞ、保明朝臣早々取捨申べくと、申上て御前を退ぞきたり、是光圀卿の仕方甚だ大人氣なき樣なれども、公は餘りに生類御憐みに惑溺したるより、人民の難澁未曾有なるも、聰明を蔽ふものゝために、いかに苛察を好みたまふとも、御自分勝手の苛察にて、彌弊政を張らせらるゝより、元來人の意表に出る性質の光圀卿なれば、先此一事を以て公を驚かし、若も其存念を御尋ねもあらば、其時こそ一瀉千里に滿腔の忠義を表白せんとしたるにて、詩に云能戲虐して虐をなさずとは是の謂乎さらぬだに生類御憐みを以て、第一の美事仁政と思ひ居る大奥の女流が、今水戸殿より新らし

さ犬の皮一箱獻上ありたりと聞ては、其驚き譬ん方なく各々身をふるはして、口々にいひ罵りけるが、御母公始め何れも、こは狂氣の業にはあらず、必らず水戸殿の物に狂はれしに、相違なかるべしと、各々噂し合けるにぞ、例の視眼嗅鼻どもは、これ幸ひと水戸殿傾内にては、かゝる樣の事ありたり、斯る由を聞たりと、追々に吹こめば、御母公始めさればこそ狂氣なりと聞が、ま、に、公の御聽に達してければ、公にもいか樣正氣の人ならんには、國家の法度を犯したる罪を、已れと申出る如き事をなすべきや、殊更予が生年に當れるを以て、尤も大切に飼立べしと申付たる犬の皮を贈り越とは、實に狂氣せしならん、先ともかくも篤と樣子を相尋ね候へと、柳澤保明朝臣へ仰含られしかば、畏まりて早速水戸殿御城使を、自分の許に呼よせ、前中納言殿御樣子追々御聽に達し、御心元なく思召る儀もあれば、近日の樣子內々承るべしとありしに、元より何かと大奥にての噂話は、皆群小の作り言なれば、別に申樣もなくて、重て申入れ候はんとて立歸りけるが、此御城使の中に、藤井紋太夫といふもの、幼年より光圀卿の左右に奉仕して、萬づまめ〳〵しく、忠勤を勵みければ、光圀卿も二なきものに思され、追々に御取立ありて、光圀卿御隱居の後は、綱條卿に附させられ、御側頭格にまで擧られて、重立たる公儀向の御使など勤めさせけるが、實にや大奸は忠義の如く、此奴中々の曲者にて、當時柳澤保明朝臣が僅か五百三十石の身上より、斯く時めく樣子を見て、已れもこれを眞似て、今此御尋ねに付込で、光圀卿を大奥向などにて噂する如く、眞に物狂はしき樣に申なさば、必ず上の思召にも叶ひなん、然らば前中納言殿は御蟄居も仰付られん、左もあらば宰相殿思召のま、に御政事を執行ひたまふなれば、其時こそ公儀御役人中と親しき我らなれば、いか樣にもせん折々柳澤家へ立入て、かにかくと鼻息を伺ひては、それとなく光圀卿を惡しざまに申なせしに、追々に公の御聽に達しけるま、、偖は其儘に置難し、先とにかく早々參府あるべき由申遣せとありしかば、久々御對顏もあらせざれば、參府これあるべきとの上意なりと、柳澤保明朝臣よりの奉書に御老中連署の水戸殿家老へ宛たる奉書を以て、水戸表へ御使を遣はされければ、光圀卿は隱居とは申せ、表向は世を捨たる如く見せ掛て、內實は日本は申に及ばず、海外の事までも聞耳立る事なるに、まして犬の皮獻上の上は、斯る事あるべしと兼て期したる上に、藤井紋太夫が小刀細工などもとくに聞居たる事なれば、早々に用意ありて、元祿七年三月參府ありて、御老中方及び、柳澤家へ斯と使を以て、申屆けたりしに、公より上使として御老中阿部豐後守正武朝臣を遣はされて、品々下され物ありしかば、光圀卿恭しく忝じけなき由御

禮申上られたりしに、正武朝臣更めて自分の挨拶申述しに、是亦相應の應答ありしかば、是まで
とは違はせられ、御隱居の御事なれば、上使の事は相濟候上は御免を蒙り、御一別後の御物
語などもあり度とて緩々と四方山の物語などありたり、こは阿部家は先々代忠秋朝臣以來、水
戸家に取ては、公儀向御取次を賴みありて、常々懇ろなるを幸ひに、態と公より此上使を命ぜ
られて、事にかこつけて、緩々と罷在て篤と光圀が樣子を、見定めよと仰出だされたる故に、
斯なせしなり、されど正武朝臣は始めより、光圀卿亂心などいふ噂は、皆餘人の讒言なりと信
じたる如し。

此時水戸光圀卿の事に付て一書に

元祿生類の御憐みの事には、世上の難儀筆にも及ばぬ程なりしに、西山殿(光圀卿の號なり)
領内犬狩申付られ候て、右の皮數十枚獻上ありしに依て、常憲院殿御不審立られ内々御穿鑿
ありしに、以の外なる樣子ども相聞えて、彌亂心の體なりしかば、江戸へ召寄られ篤と樣子
御覽あるべき由にて、召呼れ候故西山殿御參府あられしに、阿部豐後守殿は兼々水戸殿御懇
ろの事なればとて、上使仰付られ猶段々聞召れ候樣子これあるに付篤と見屆けて參れとの事
なりしかば、豐後守殿も態と水戸殿にゆる〳〵と居られ候て、樣子を見られ候に、何一つと
して常にかはりたる事なければ、罷歸りて委細柳澤保山殿(保山は隱居後の號なり)まで申述
られ候に、保山殿左樣申されどと計にて、眞實には聞入れぬ體なりしに、豐後守殿世には
讒言と申事も候へばと申せしに、保山殿空を向て聞入ざりしに、其後(三月十五日なり)西山
殿御登城ありしに、御前へ召れ、先づ御讒釋仰付られて、大學の三綱領を講ぜられしに、
いかにも義理明白にして一坐感じ入たり、其後御能仰付られ西山殿へも御所望にて、二番舞
れしが是亦中々の所作にて、此日尾張殿(大納言光友卿)紀伊殿(綱教卿)松平加賀守殿(前
田綱紀卿)なども御一座にて、各謙釋、能など仰付られしが、西山殿には及ばざりしとなり、
之に依て亂心との噂は全く僞事と定まりしが、反て御前の首尾は惡敷なられたり、とあり
さて光圀卿は其後今度久々にて參府あり、御目見も滯りなく相濟たれば、其御祝にとて親から
能樂を催して、一門及び家中の輩に見物を許し、尤も妻子等も同道苦しからずと、申渡されけ
れば、各悅びて罷出るに、其日(三月十八日)光圀卿自身能を舞れ前シテ畢りて、鏡の間に
入られ其所へ藤井紋太夫を召出し、近く招き脇指を以て紋太夫が平伏し居たる背より胸元まで、
深く指貫き其まゝになし置て、自身裝束を改めて後シテを舞れたり(此始末は彼近臣井上玄桐
筆記に詳なりくだ〳〵しければ其要を錄す)夫より使を以て阿部正武朝臣の許へ、家來藤井

綸太夫事不届の所業重畳いたし候に付、前中納言自身成敗いたし候、此もの儀は公儀に名前も御存知の事に付御届け申達し候と申されければ、正武朝臣御老體御怪我もなく一段の御事に候。委細御序でを以て上聞に達すべしとて事濟たり、これよりして大奥と水戸家とは全く相反目する勢となりて、彌々水戸家のつらあてに、生類御憐みの事嚴重となり、これに付込て柳澤保明朝臣は、種々手を盡して大奥の意向を迎合し、中にも犬殺生の事に付ては水戸殿既に之を犯されしに、何の御咎めもなき上は、後々いかなるもの、出來らんも計り難ければ、飼主なき犬どもは公儀にて御飼立然るべしと申上て、此年（元祿七年四月廿三日）大久保なる御用邸二萬五千坪を劃して、犬小屋を取立、右工事御手傳は松平飛驒守利直朝臣（越中富山城主）總奉行は御側衆米倉丹後守昌尹朝臣、藤堂伊豫守良直朝臣へ仰付られ、元御鷹匠尾關甚左衞門、井口理兵衞、野邊庄八等を仰付られたり、さて工事竣りて普く府下を搜索して、主なき犬を集めたるに忽ち十萬疋となりければ、右の犬小屋狹きとて、重ねて翌八年九月更に中野に於て十萬坪の地を畫して犬小屋を取立られ、右工事御手傳は森美作守長成朝臣（美作津山城主）京極縫殿高或朝臣（讃岐多度津）の兩家へ右總奉行は米倉昌尹朝臣が兩度の功を賞されて六千石加恩あり、一萬五千石となし、若年寄仰付られて、右犬小屋總奉行を命ぜられたり、さて四人の犬小屋奉行には、御役扶持三百俵に同心十五人づゝ、附られ、犬一疋一日の食料下白米三合づゝ、十疋に付味噌五百目に干鰯一升づゝ、と定られければ、一日費す所元祿八年十二月の書上に米三百三十石六升、味噌十樽干鰯十俵薪五十六束云々とあり、斯く犬を飼養されしに付ては其中に往々病に罹るものありしが、別に醫師といふものなければ、立て死を待つのみなりしに、其頃大奥にて或る女中が飼置たる狆久しく惱みけるに、寄々典藥の人に賴みて藥を請ひ服させけれど、一向に其效なき折から、御下男に心利たるものありて、そが知人に小普請組の竪醫師に林宗久といふものありしが、彼が許にいたりか樣々々の事なれば、何とぞ藥をたまはれと申しに、元より暇ある身なれば、早速調合して與けるにぞ、御城へ持出て斯と申て御廣敷御用人まで差出しけるに、時の習とて奇特の至なりとて、早速大奥へ差出しければ、何れも悦びて狆に與へけるが、不思儀にも其效ありて快よくなりければ、さては林宗久こそ鳥獸にかけては名醫なりと、各々もてはやしけるまゝ、忽ち其名都下に鳴響きて、家畜の病あるものは、何れも彼が治療を賴けるにぞ、俄に繁昌して後には代診などをも差置程になりけるが、是にいたりて犬小屋附御醫師仰付られ、役扶持として十人扶持を賜り、外に柳澤保明朝臣が抱の犬醫者丸岡某も、召出されて右同樣に仰付られたるは、實に馬鹿々々しき限りならずや、

これ實に公が御生年なるを以て斯せしのみにあらず、これを執計らふ柳澤保明朝臣も萬治元年の生れにて、同じく戊年（公より少なきこと十二歳なるをもて、殊に心を用ひしにて、是より一層生類御憐みのことに力を入れ、江戸近邊は申に及ばず、遠國までも聞耳立て苟も違犯の聞えあるものは、早々上聽に達し嚴科に處したり、其中に最も憐むべく又笑ふべきもの一二を擧んに、元祿八年九月十六日に大坂定番松平縫殿頭乘成朝臣御預りの同心ら、先に大坂在番の折或日近村に出て、鐵砲にて鳥を打たるものありしが携歸りて密かに心易き朋友どもを招き、これを料理して共に飲食したりけるを、早くも柳澤保明朝臣の許に申ものありて、忽ち上聽に達しけるまゝ、是日其罪を斷じて打取たるものを始め、共に食せしものも早速に訴へ出ず、共食せし段本人同罪なりとて、十一人とも切腹申付られ其の子は悉く遠島申付られたり、又是年十月十四日大坂町奉行加藤大和守泰堅朝臣は、御役を召離されて、内藤紀伊守弐信朝臣に御預け仰付らる、こは彼地に於て犬の事大坂市中へ申付方とかく心を用ひざるが故なり、斯る勢なれば彌諸人も畏れ怖ぢて、いかにもして此人に白眼れぬ樣との卑屈心より、我も〳〵と阿り諂ひければ、益勢付て權柄を振ひけるにぞ、公が御若年より附參らせし牧野成貞朝臣も、今は在ども亡が如く成行まゝに、心面白からずやありけん、此年十月二十九日病と披露して、隱

居致されける（これより大夢と更め正德二年六月五日七十九歳にて卒す）これ實は保明朝臣が生類御憐みの事を利用して、己れ威權を專らにせんとの下心より、斯なせし計略の圖に當りて、殊に先輩の牧野成貞朝臣すらも、隱居したる上は、今は憚る所なく己が掣の松平右京大夫輝貞朝臣を以て、同役になさんと思ひ其事とはなしに、いかにも一人にて相勤め候儀心苦しく候へば、何とぞ同役を仰付られ下さる樣にと、再三表立て願けるが、公にも誰か然るべからんと、御思案の折柄、一日保明朝臣、病の由にて出仕なかりしかば、昵近衆の內より輝貞朝臣を召出されて、假に御側御用人の事を命ぜられしに、能々御旨に叶ひければ、やがて本役に仰付られたり、是皆大奥と密約して斯なせしなり。

さて又松平輝貞朝臣の跡役は、黑田豐前守直邦朝臣仰付られたり、此直邦朝臣は始め美童なるをもて、桐之間番に召出され、能樂の御相手に加へられしに、いく程なく公の御座直し（愛童の事なり）となされて、柳澤保明朝臣に諸事取世話を命ぜられしに、成長の後公內命を以て保明朝臣の聟となされたるなれば、茲に於て政局の樞要は柳澤一門の手に歸したり、されば御三家を始め諸大名追從甚しかりけるが、獨り水戸家は通常一遍の事のみなるのみか、犬の皮の事よりして、大奥に白眼れたる上に、保明朝臣と親しかりし藤井紋太夫を、光圀卿手打にされ

しより、何となく柳澤家とも疎隔の様に成行をも、ものともせざる有様なるにぞ、大奥は元より保明朝臣も不快の餘、いつかはと事の序でを待れけるに、元祿九年八月二十九日、水水家受持辻番の部内なる小石川堀に、矢に當りたる鴨の浮び居たるより、斯と町奉行及び御目付方にも、相達しけるにぞ、何もの、所爲なるやと嚴しく捜索ありしに、一向に手がゝりもなきまゝに、先水戸殿受持辻番の者は、無念なりとて奉行所へ召呼れ、一應吟味の上附添人へ預けとなりて、夫より度々召呼れ吟味ありて、是必ず水戸殿御館の内に其犯人あるべしと思はるれば、嚴しく御吟味これあるべしと、御城附の面々へ達されけるにぞ、元よりさるものありしならねば、其手がかりだもなき由申されしに、奉行所の面々中々に承知せず、若し御館御手限にて御吟味御行届きなきにやなど、果は難題がましく申掛られ、其上水戸邸近邊の武士屋敷は、誰彼の別なく評定所へ召呼れて訊問ありしにぞ、此輩の迷惑一方ならざるまゝに、各々水戸家を疑ひて、誹謗する事甚しかりしが、先年犬の皮の事もありしなれば、水戸家にも殆ど困じ果たりしに、流石は御三家の事とて、忽ち妙案を考へ出したり、そを何ぞといふに、先きに鷹司左大將兼熙公の御女八重姫君を、公御養女として、右衞門佐の局御養育參らせつるが、未だ御幼少、故か、他に御入輿の仰出されもなかりけるを、これ幸ひと水戸家にて、宰相綱條卿の世子中將吉孚卿の許に、御入輿を願ひ然るべし、然らば水戸家の御筋目なれば、必ず御許しあらん、其上に於ては斯る事などは、いか樣とも計らふ道もあるべしと一決して、此由先づ御國許なる光圀卿へ伺はれしに、卿にも姫君の御素性に於ては擬關家たる鷹司殿の姫君なる上、將軍家の御養女なれば、此上あるべきにあらずと、殊に悦びたまひければ、さらば此由内々にて願ひ申さんが、水戸家のみにて申たらんには、萬一何ものか申支へんも計り難ければとて、折節紀伊大納言光貞卿在府なりしを以て、卿にも御相談ありけるに、尤も然るべし、さらば先づ我らより内々水戸殿内願の由を、上聽に達し參らせんとありて、やがて斯と公へ申されしに、大に御旨に叶ひ御許しありしにぞ、程なく公より上使として御使番を遣され、明日御登城あるべき由仰出されてありしに、月竝御禮相濟て後ち、更に御兩所を御黒書院へ召出され、中將へ八重姫入輿あるべき由、御直に仰含められて、御手自のし鮑を賜はりて退出ありしに、公は柳澤保明朝臣を召出され右御入輿に付て諸事指圖致すべき由命ぜられ、松平輝貞朝臣、阿部正武朝臣へ右御用掛を命ぜられたり、これに依て水戸家よりは諸事指圖を承るべきため、日々に柳澤家へ使者を遣はし、又大奥にては、是までとは打て替り八重姫君御入輿とありしにぞ、忽ちに心解て、殊に右衞

門佐の局には、御養育を申たる因みもあれば、一入心に入れて、内外に付て何かと執成なせしにぞ、いつしか鳥殺しの吟味は立消となり翌十年五月十八日彌々八重姫君御入輿ありしかば、水戸家は益公の御覺めで度て、殊に大奥向と水戸家の御守殿向とは、密接の關係あれば内實はとにかく、表向は今は反て生類御憐みを堅く守られて、柳澤保明朝臣とも御入輿に付て、諸事取世話ありし廉よりして、これも親しくなりけるにぞ、内にては右衞門佐の局外にては保明朝臣など、かにかくと取成されけるまゝ、元祿十三年二月二十五日に、公始て水戸家に御成あり、御先番として保明朝臣、松平輝貞朝臣、稻垣對馬守重富朝臣其外御譜代大名十餘人、御奏者番以下諸役人行向ひ、御供は若年寄本多伯耆守正永、井上大和守正岑の兩人以下御側衆御小納戸、御小姓衆等にて光圀卿始め家老用人の輩までしき數を盡し（委き事はくだ〳〵しければ略す）其上分家播磨守賴隆朝臣、大學頭賴貞朝臣へ各二萬石づゝの新知を賜り、賴隆、賴貞の兩朝臣へ象て水戸家より、分知したる四萬石の地は、水戸家へ返し賜はり（其後も御加增ありて三十五萬石となれり）ければ、流石強情の水戸家にても是皆柳澤出羽守が執成と思ひて、彌懇ろに致されけるにぞ紀州家に相竝て時めきける、然に此年北の丸殿懷胎ありやがて姬君誕生にて喜知姬君と稱せられしが、紀伊、水戸の兩家は、公の御聲として時めくを見て、尾張家にてもさらばとて、内々柳澤保明朝臣の許へ、喜知姬君御事尾張中將吉通卿へ御入輿あらせらるゝ樣、賴思召とありければ、保明朝臣も紀州、水戸の兩家は既に親しくあるに、今又尾州家の斯る内願を執し申さば、是又懇ろに致さるべし、されば御三家は舉て我掌中の物なりと、大に悅び早々公へ斯と言上せしに、公にも深く御悅ありて、早速御許あり翌年七月四日尾張さて形の如く御黒書院へ召出されて、御直に姬君御入輿の儀を仰出され、御手自熨斗鮑を賜はりて、退出ありければ、重て保明朝臣に、輝貞朝臣右の御用掛を仰付られたり、これより尾州家にても御入輿の事に付て、諸事指圖を受るため、使者を遣す事日々の如くなるにぞ、今は御三家何れも打揃うて、柳澤家へ懇親を盡しければ、保明朝臣の身に取ては、今ははや天下に誰恐るべきものとてあらざりき、さて又上野御門主天眞法親王は、眞言坊主の時めくを慊からず思されて、始の程は御門風主を吹せ、高くとまりておはせしかど、今は中々羨ましき程なりしかば、御思案ありて、或日天下泰平御子孫繁榮のため、別時御修法を遊ばされ、右畢りて御守札を差上度由、内々右衞門佐の局、北の丸殿まで仰入られしに早速公の御聽に達しけるに、宮の御心入、さりとては殊勝の由仰られ、御側衆

間攝津守を御使として、白銀三百枚時服二十を遣はされけるが、是より例月右の御修法を行なはせけるにぞ、忽ち公の御悦斜ならずして、折々御門主の許へ御成あらせられ、又は御門主をも御招きありて、御饗應あるなど、御懇親を盡させられし上に、大奥の執成又一入なりしかば、公には或日御門主の許へ成らせられ、天台論議など聞召れて後ち、御物語の序でに、宮には何か望みも候はんには、承るべしとありしに、御門主、さん候法中の身は外に望とてなく候が、そも我天台宗は畏くも、延暦の帝、宸衷を盡させられて、比叡山に根本中堂七堂伽藍を御造營あらせられしより、法燈今に耀くといへども、中世戰國の兵火に罹りてより、根本中堂も唯名のみの有樣と成果たり、されば東叡山は御城内鎭護の地に候へば、あはれ比叡山の如く根本中堂を御造營あらば、獨り當山の眉目のみならず一宗の幸ひにして、國家御祈の上に於ても益法驗炳焉たらんと仰られしに、公そは易き望みなり、一は國家祈禱のためなればいかにも尤のよし仰られ其後公は上野御門主を御招きありて、御白書院に於て、今度厚き御祈願の旨あらせらるゝに付、東叡山へ根本中堂新規御造營これあるべき由、御直に仰含められ、其席へ保明朝臣を召出され、右御請普總奉行仰付られ、尤も右普請の儀は、法中故實もこれある儀に付、御門主御指圖をも承り合すべしと命ぜられたり、これによりて上野にては當時學匠の聞えある、執當凌雲院覺演僧正を御普請掛りとなして、日夜に工事を急がれけるに、元祿十一年七月其工を竣り、根本中堂及び文殊樓悉く成就し、金碧燦爛として天に聳え、古昔比叡山の壯嚴もこれには及ばざるべしと、諸人言はやせり、是に於て公保明朝臣の功を賞して、御手自御指料御紋三所物の御刀を賜はり、左近衞權少將に進め、御大老職格に仰付られ、且根本中堂供養の日は、御名代として中堂大法燈點火の役を命ぜられたり、こは桓武天皇比叡山根本中堂御建立の時、藤原良嗣公これを勤めたる先蹤を追はれしなり、是より保明朝臣の息趣前守安里朝臣、僅かに二十歳なりしをも、公は父の職見習ふべしと仰出られて、御老中の次席、御側御用人松平輝貞朝臣の上坐に仰付られたり、こは安里朝臣幼年より御母公の許に常々伺候せしかば、別て御懇遇を蒙むり、越前は我ら孫も同樣に思へるぞと、左右の人々にも度々仰せらるゝ程なれば、小谷の方にも、格別に目を掛られたるより、此人々の厚く執成ける故なり、此御母公の仰を聞ひがめて、俗書どもには實は公の落胤なりなど書なせしなり、然るに彼尾張家へ御入輿仰出されたる喜知姫君は、唯御緣約すみたるまでにて未だ御入輿の日も仰出されなきに、此年九月流行の疱瘡に罹らせられ、しかも御樣子たゝならざる由、御醫師中より言上ありしかば、公を始め御母公、北の丸殿の驚歎一方ならず、兼て仰出されたる上にも、急ぎ上野

を始め例の護持院、護國寺、靈雲寺、大護院、山王、愛宕圓福寺等へ御使を立られ、彌丹誠抽んづべきよし仰出されけるにぞ、これを承りたる尾州家は元より御縁に連なれば紀州、水戸の兩家よりも急ぎ右の寺社へ使者を遣はし、御病平癒の祈禱を賴みければ、其混雜いはん方なく、其上に斯る時は猶更の事とて、保明朝臣八方に目を配りて、生類御憐みを嚴しく申付しにぞ、諸人安き心もなく、只早く、とにもかくにもなれかしと、人々願ひ望みける、中にも護持院隆光は一七日間、大聖觀喜天浴油の密法を修し、晝夜不食不睡の行を立たり（此事など俗書どもには甲府殿呪咀のためとなせり）しが、いかなる大法祕法も、命數に效のあるべきならねば、姬君は唯重りに重りて、遂に早世あられたり、されば公を始め御母公、まして御生母の事とて、北の丸殿の愁傷一方ならず、斯る歎きを見んとあらば、初めより生れ出させたまはぬこそ、有難かりしと、日夜人目も愧ざるまでに、泣き悲しみければ、御母公にも、此尼こそ翌日をもしらぬ老の身に、斯る逆しま事を見んとはとて、これも寢食を忘れて歎かれければ、此有樣を見るに付て、公も一層御歎に沈ませられ、此後は大奥にのみ籠り居たまひて、御老中方にさへ、御對面とてはなく、萬づは出羽守能に計へとて、御任せ切となりたりしかば、今は天下の事萬づ保明朝臣の心次第に申付て、此儀は斯申付候と申せば尤もなり、か樣に計ひ

候と申上れば念入れたりとありて、更に御頓着なかりけるが、猶も大奥向を慰めんと思ひ、北の丸殿の御歎きは申も恐れあれど、甲斐なき事に候へば、此上は先の御例に任せ、御養女仰出され然るべからんと內々言上せしに、公は尤もの事なり、能に計へとて萬づ御懶き中なれば、保明朝臣に御任せありたりしにぞ、畏まりて、やがて京都なる淸閑寺中納言熙定卿の許へ使者を遣はし、卿の姬君御下向の事申入れたり、そも此姬君は竹姬君とて四歲にて、北の丸殿には姪に當られけるまゝ、保明朝臣斯は計らはれしにぞ、猥定卿にも大に悅び早速承引ありてければ、彼使者守護し參らせ、且保明朝臣よりは、京都所司代松平紀伊守信庸朝臣へ、委細申達しけるにぞ、所司代より萬づ沙汰し、江戶へ下向ありて、柳澤家へ落着、それより保明朝臣の內室息女など御供申、大奥へ入らせられたり、是より北の丸殿にも漸く憂へを忘れ、罩に竹姬君を實の子の如く養ひ育てけるが、公にも流石北の丸殿の由緣の方なれば、深く御愛育あらせられける、（是後に會津城主松平肥後守正容朝臣の息久千代へ御緣約ありしが、久千代早世ありしにより更に松平薩摩守吉貴朝臣の許へ御入輿ありたり）是よりして公の御鬱氣も解させられしかど、猶萬づ御懶しとて保明朝臣に御任せありける、又御母公は此御歎きありてより、彌迷信に陷り、明ても暮ても、佛三昧にて、これに付ても彼の護持院隆光、護國寺快意を每日の樣

に御前に召れ、法問を御聽聞あり、又增上寺大僧正了也に五重血脈御相傳あるなど、あらゆる僧侶に御歸依ありて、果は彼寺へも寺領御寄附、此僧にも御目見仰付られたしなど、種々に公へ申なしてけるに、公も既に大奥の迷信に暗まされたる事なれば、御母公の申さるゝまゝに、御許容ありしにぞ、僧侶の豪奢寺領の濫與實に前代未聞にて、中にも御母公の御宗旨なるをもて、京都知恩院住持を常紫衣大僧正（知恩院御門主にあらず）となし其宗祖法然上人の年回忌辰を勅會となし、上人に圓光大師の號を贈り、御母公生家本莊家の香華院なるを以て、淺草田島山誓願寺に寺領三百石御加增ありて、六百石となし、其住持を紫衣檀林に陞せ、高野山根來傳法院の祖覺鑁上人に興教大師の號を贈る抔は、皆此時の事なり、されど始めの程は信心三昧の御歸依なりしかど、後には護持院隆光、護國寺快意の二人御遊びの御相手となり、元祿十四年四月四日墨田川へ御母公御船遊びの折、彼二僧に御供仰付られ、御同船にて御遊びあり、五月六日には道灌山より、王子權現、稻荷社等御參詣の折にも、二僧に御供仰付られ、歸路柳澤家の下邸（巢鴨にあり六義園と號して泉石の幽雅なる事府下第一たり）に御立寄、夜に入りて御歸城あり、又此年九月京都嵯峨淸凉寺釋迦佛、開帳として江戸に來りしを、彼の二僧執成を以て此月十三日三の丸御殿に召れ、一夜御止めありて、護持院、護國寺の二僧に、淸凉寺住持

堯鎭をも宿直仰付られ、翌日二の丸御殿へ移し、是亦一夜御止めありて、御臺所を始め總女中に拜せしめ、三僧にも宿直仰付られて、明朝白銀千枚を御寄納あり、且淸凉寺堯鎭へ白銀五十枚、縮緬十卷、檜重一組、護持院、護國寺へは時服三重づゝ、其他御臺所、御母公を始め大奥向より思々に下され物ありて、御暇下されたり、德川幕府に於て僧侶の城內に宿直せしは、前後此時代に限れり、されば是よりして彼二僧折々城中に宿直せしも、誰ありて一言これを諫むる人なきとは、士氣の腐敗實に極まれりといふべし、されば後年護持院御取毀ちありし時、掛りを勤め御作事方千坂某の筆記に、

享保二年護持院を、大塚護國寺の側に御移しありし時、我らも右掛り仰付られ候が、流石常憲院樣御代御出頭の事とて、寺內建物の廣大なる事中々申に及ばず、中にも住持を始め役者祈禱僧其外同宿の部屋々々に至るまで、結構美麗なる事目を驚かす計なり、襖壁張付などは、多くは金張付にて、其中には、金銀泥の彩色繪などもありて、實に手を付るさへ惜しき程なれば、人々も暫しは感じ入たるまでにて、誰何所へ手を付よと差圖したるもの一人もなかりし、さて追々に取毀ち候て跡の地面を見れば鮑の殼、魚の骨など所々にこれあり候には、何れも打より見候て笑ひ申候が、方丈の後の庭花畑と申所に大きなる池これあり候が、これ

をも埋立候様との事に付、水をば神田橋の堀へ落し候て、其跡を見候へば人の骸骨、凡十人餘もこれあり候故、皆々驚き入り、さて何ものかと吟味仕候へば骸骨の邊りに長き藻の如きものこれあり候間、取上させて能々見候へば髪の毛にて候故、さては女の死骸と見候と て、彌不審を立候て段々承り合せ候に、其頃七十五六歳計なる、澁谷久五右衛門と申老人以前三の丸様御下男にて候が、此もの、極密に申され候は、一位様（御母公なり）御繁昌の頃、護持院僧正御歸依にて、日夜御殿へ召れ候より、隨從の若き出家ども、追々女中方に近付出來候て、後には思々に此女中など、聖天、觀音、毘沙門、辨天、など、信心を申立毎日代り〳〵に參詣いたされ候が、其中には懐姙いたし候方もこれありて、遂には隠し切れず身のふり方に困り入たる人々は、年々の様に行衛しれずに罷成り候へども、強て御尋もこれなく候が、唯今存出し候へば、其女中方こそ、此池に身を投げられ、死なれたるなるべしと申されたり、この一事にても護持院の昔を想やられたり。

此書に據りて當時御祈願所の壯大なりしと其僧徒の奢侈贅澤より、品行の汚穢なりし事知るべし、御母公既に右の如くなれば、大奥向擧て僧侶に迷へるより、公にも遂にはこれに化されて上野御門主天眞法親王を始め增上寺大僧正了也、護持院、護國寺、靈雲寺、大護院などを折々

召れて、御話の御相手となされ、御自身能樂を御所作ありて見せられたる上に、卷物など賜はる事度々なれば、さまでもなき坊主にても緣に緣を求めて、御母公若しくは大奥向へ取入れば忽ち戸帳打敷の類御寄附あると、直ちに北の丸殿御寄附とか、五の丸殿とか、又は大奥何某殿御寄附など、標札を打ものから、其人々の意を遊ふる徒は、事もなきに殊勝げに參詣するよりいつとなく寺内繁昌になりける、其頃傳通院住職は祐天上人とて名高き高僧なりしが、一日三の丸御母公の許へ召出されて、說法を仰付られしに、祐天畏りて阿彌陀如來四十八願の大意を演たりしに、御母公を始め聽衆感涙を流して、說法畢りて後、祐天の十念を御受けありしに斯と見るより我も〳〵と、奥向に奉仕せる男女爭うて三の丸御殿に參りて、祐天の十念を受けたりしが、其數二千人を超たりといふ、以て當時奥向の壯大なる事を知るべし、されど此二千人以上の人衆は、決して祐天を信仰するものゝみにあらず、偏に御母公の御旨に叶はんとての事なり、其後ち公にも祐天を召出され、經文の講演を仰付られ、畢りて例の如く能樂を催し御自身御作所ありて、見せられし上に、種々賜物ありたり、これ始めは柳澤保明朝臣が、護持院、護國寺等と棒組となりて大奥向を籠絡せんとしたるに、今は延て將軍家も僧侶を御相手に召るゝに至りしにぞ、保明朝臣も佛教歸依の一人とな

りて、俄かに禪學に志し、市谷川田が窪なる月桂院は、代々の菩提所なるをもて、新たにこれを造營せしに諸大名より爭うて木材金銀の寄贈ありしかば、忽ちに伽藍成就してければ、月桂院を改めて月桂寺と號し、且平安山といへるをも正覺山と改めたり、正覺は保明朝臣の父安忠の法名なりといふ、此事公の御聽に達してけるに、迷信の中なれば、奇特の事なりと御賞美ありて、月桂寺を關東十刹の寺格に陞せたまひ、且特禮の列に仰付られたり、此一事にても保明朝臣が公の御旨に叶ひたるの深き事知られたり。

右の如く僧徒の時めく世なるに、日蓮宗の僧徒のみは、誰ありて大奥に信者なきは、いかにといふに、是より先貞享の頃は隨分信者もありしかど、彼の護持院御取立ありてより、頻りに生類御憐みの事嚴しく仰出されて、諸人難澁せしかば、兼てより日蓮宗にては眞言亡國などと誹謗せる事なるに今御祈願所として御覺めで度からは、か樣の政治に人々の難澁する由を言上して、御止まりを願ふこそ出家の本分なるに、己れより殊更に言上して、天下の人々に歎きをかくるとは何事ぞ、遂には上を恨みていかなる亂の起らんも圖られず、さればこそ眞言亡國とは申なりと、口を極めて日蓮宗の僧等說き囂るより、此事時弊を痛論して、頗る過激に涉れども其旨趣は尤もなるものから大に諸人の意に適ひ、これがため武家町人に論なく、信仰する輩多く、殊には細民の徒に至りては、殆ど狂人の如く凝固まりて、己が宗旨を捨て、日蓮宗に入るもの甚だ多かりければ、初の程は幕府の有司等も、宗教上の事なり、且は他宗誹謗は日蓮宗に有勝の事なれば、其まゝに捨置しに、斯る勢となる上は、捨置難しと、上聽に達しけるに、さて何ものか始めて斯る言いひ罵りしぞ、先其根元より僉議すべしとありければ、寺社奉行中早速池上本門寺住寺日玄、堀内妙法寺日宗など召呼れ吟味ありしが、何れ根元といふ事分ち難くて、日數を經る內に、公は保明朝臣を以て、日蓮宗僧等の吟味、今に吟味詰に成らざるは如何なり、先碑文が谷法華寺、谷中感應寺を早々吟味致すべしと仰出されければ、寺社奉行中も公が例の苛察より、何事か聞し召たるならんと思へば、早速彼二寺を召呼び僉議ありしに彼等は樣々に陳じて容易に埒明ざりしにぞ、公は重て彼二寺は悲田派と號して、國家の制禁たる不受不施を廣むる由、早々吟味致せとありしにぞ、寺社奉行中も大に驚き、直ちに吟味に及ばれしに、終に彼二寺及び小湊誕生寺も、不受不施を廣むる由、明白せしかば、其由上聽に達せしにぞ、小湊誕生寺、碑文が谷法華寺、谷中感應寺の住持を始め、僧徒及び其信者の重立たるものは、悉く流罪に仰付られ、且つ身延久遠寺住持日脫、池上本門寺住持日玄、堀内妙法寺日宗及び妙光寺日殷、弘法寺日榮、本土寺日信、瑞輪寺日孝以下、日蓮宗本寺殘らずを寺社奉

行所へ召呼れ、

誕生寺、法華寺、感應寺事、先年不受不施御制禁之砌讒狀差上候に、今以不受不施の邪義を立、悲田派と申唱へ布教致し候段、公儀を偽り不届至極に付、嚴重に申付べき所、御憐愍を以て遠島申付候、向後彌不受不施御制禁の趣、堅く相守右派に一旦歸依致し候者共、受不施、又は何れの宗旨にても、心次第相候樣改早々申諭すべく候、萬一違背の者これあるに於ては奉行所へ申達すべく候

又別に久遠寺、本門寺へ、

誕生寺、法華寺、感應寺事、御法度に背き不受不施申唱候に付、嚴重の御沙汰に及ばるべき所、御憐愍を以て遠島申付候、此上は彌御法度の趣堅く相守り心得違のものこれなき樣申付べく候、將又右三ケ寺は其儘立置れ、以來天台宗配下に仰付らると申渡されこれよりして大奥に日蓮宗を信ずるものあれば、受不施不受不施の僉議嚴しかりけるまゝ、遂に一人の信者もなきに至れり、こは元祿四年四月の事なり、若し此時斯る事なからんには、必ず日蓮宗信者の多かりしならん、さて公はいかにして斯居ながらに、不受不施布教の事までも知しめされしかといふに、彼の小川松榮久しく下總中山法華經寺の塔中に寄寓して、能く彼内

幕を知れるものから、公へ委細に言上せし故なり、さて公は常に大奥にのみ御座ありて老中方にさへ御對面とてはなく、諸事は大老職なる柳澤保明朝臣に御任せ切となりしより、諸大名以下町人どもに至るまで、これに追從する事夥しく、さながら門前市をなすのみならず、其許に常に出入する月桂寺の僧侶を始め、商人或は接摩針醫の類の宅までも進物夥しかりければ、此事世間に隱れなけれど、誰とて非難するものなかりける、こは何事も保明朝臣が承諾せざれば、成就せざるが故にて、若も柳澤云々など口外するものあれば、忽ちに嚴罰を當らるゝ勢となられたり、されど保明朝臣自身にも、餘りの仰山なるは家來に申渡されて、以來は慥り立たる品、又は大層なる折臺樣のものなど、一切受納すべからず、但し大層なりとも、鉢植物、又は野菜の類は苦しからずと申付られしかば、これより一切音物は納められずして、取次のものより、兼て主人申付候とて、其まゝ返されければ、人々こはいかなる事ならん、さては我らなど何か御前の首尾あしき事あるにやなど、心痛一方ならざるまゝ、寄々方々を聞合せけるに、何れも右の如く受納せられずと聞ものから、さては何か仔細のある事ならん、我ら第一に音物の受納を得て人々に鼻あかせんと、或は月桂寺の僧又は心安く出入する商人などに賴

みて、柳澤家の家來の人々に内々にて、子細を聞合せしに、さればなり別に仔細とてはなけれど、今程は御大老職格として、一人にて諸事を取捌く事なれば、萬づに付て身の愼み第一なる間、さてこそ斯樣々々に申付られ候なり、去ながら至て輕きものならば、受納もあるべしとの事を一樣に答しかば、これを聞たる人々、さて輕き品とありても品にこそよるなれ、いかなるものか然るべからんと、何方にても同じ樣なる評議にくれたるが、或る大名（名は憚りあればに略す）ふと思付て、一日今夕は輕き料理申付たれば、御夜食として進上致し度御受納あるべきかと、手紙を以て柳澤家の用人まで申送りしに、答には輕き料理と仰られ候へども、先其御獻立を承はりたしとありしかば、仕すましたりと、いかにも手輕なる獻立の一汁一菜の料理なれば、さらば主人歸宅の上申聞けべしとあり、やがて柳澤家の用人より手紙を以て、御獻立の通主人へ申聞候へば、思召寄悦び入候旨申候間、早々遣さるべしとありしにぞ、直ちに持せ遣はせしかば、翌朝保明朝臣自筆にて、夜前御料理遣され忝き由申越れければ、人々何がなと評議をこらす折柄なれば、忽ちに此事評判となりしにぞ、さらばとて我もくと夜食を進ずべしと申入れけるにぞ、いかなる柳澤家にても斯夜食の打重なるには當惑して、いや今夕は何の守殿より進ぜられ候筈に付、御斷りに及ぶとあれば、さらば明夕の分は是非に當家より

の進上を御受納ありたしと申せば、いや明晩は何の守殿より進ぜらるゝ筈なりとて、これも斷られければ、今は柳澤家夜食進物の競爭といふ有樣なれば、人々も亦々困じ果て例の月桂寺やら出入商人やらを賴みて何日頃御受納あるべきやと、柳澤家の用人まで、内意を聞合せしに、さすれば中々御多人數の事故、當分は受納致し兼候、去ながら斯樣に度々御念入れられ仰下され候上は、御斷り申候も御氣の毒に存ずれば、代料にて遣はされ候はゞ、夜食に限らず何時にても此方にて出羽守好み品申付候へば、一入滿足大慶に存ずべしと、答へけるに、さらばとて其旨を通ぜしにぞ、それなれば此方にても心易しとて先づ何程遣はし然るべきか、先最初に夜食を遣はされたる方を承り見るべしとて彼方の用人まで聞合せしに、獻立は誠に手輕の品のみなれど、これに添て黃金三枚を送りたりと申越れたりければ、彼大名もさらば此方にも左の如くなすべしとて、輕き料理の獻立書に干鯛一折を添へ、此鯛の下の方に黃金三枚を敷竝べて、使者を以て遣しけるに、此度は受納ありて、翌日保明朝臣直筆にて、御國産の由にて干鯛御意に掛られと、篤く禮を申越されたりければ、大に悦びけるが、是より柳澤家へ賄賂を送るには必ず夜食進上と申て、いかにも粗末なる臺又は籠の如きものに、國産の乾物類の如き輕き品を載せ、其中に黃金を入て遣はしけるより、後には人々綽名して夜食少將といひたり、又保明朝

臣内々言上して、諸大名のとかく權高に振舞候は、畢竟官位を重く仰付られ候故と存じて候へば、向後は成べく官位は昇進仰付られざる方然るべからん、殊に城主にあらざる大名は、たとひ五萬石以上なりとも官位仰付られざる方然るべしとありしに、公にも兼て諸大名の頭を、成べく押付んと思さる、ものから、早速に御嘉納ありてけるより、此頃は諸大名の官位昇進といふ事は一向なく、殊に城主ならざる大名は何年立たりとも、官位仰付らるゝ事もなく、且薩摩守、陸奥守等は島津、伊達の兩家の外稱する事ならざるをも、更らに憚るに及ばずとありて御小姓衆松前八兵衛當廣を陸奥守、高橋某を薩摩守に仰付られたり（後又憚かる事となせり）されば得難きを望むは人情の常とて、諸大名中我ら四品仰付られてより、最早何年相過ぎ年齢も何歳なれば、侍從仰付らるべき筈なりと、待ども待ども其御沙汰もなければ、窃かに傳手を以て柳澤家へ内意を申て、御前の執成を賴みつるが、何れも同じ樣の挨拶のみにて、一向に埒明ざりける中に、中國邊の國持大名某氏（名は憚りあれば略す）は其身從四位下侍從にてありしが、追々老年に及ぶも少將に進むべき模樣の見えざるより、兼て柳澤家へは立入るもの、流石大名の身なれば、斯る事打付にいひ難く、如何せんと思ふ折柄、其藩醫に其頃名高き小兒科某といふものありて、それが弟子は當時柳澤家の奥醫師なる因みを以て、某も折には柳澤家へも招かる、事あるより、主君の某氏は此醫師に申含めて、仔細を述べ是非御前の執成を賴み來れとありしかば、醫師も主命なれば據ろなく、先柳澤家の醫師の許に至り、斯る事申付られたり、如何あるべきと申談ぜしに、彼答へて、か樣の儀は其元御主人樣のみならず、方々より御賴みにて、我らも度々取次申候へども、さてとんと埒明申さず、去ながら先申て見候べしとありければ、そは忝なしとて立別れけるに、一兩日過て柳澤家醫師の許より、先達の事主人へ内々申入置候、さて主人申され候は、後國産の葛は無類のもの、由噂いたされ候と申越されけれる、今時の柳澤家にて葛の無心とは聞えぬ事なり、何さま子細あるべしとて、早々彼の醫師、柳家澤の醫師の許に參り早遠執持くれたる禮を申、さて葛の事承り候が、何か子細候べしと申ければ、彼醫師、されば我らも子細は存ぜず候へども、主人申され候まゝ申入て候なり、尤も至て小さなる壺一つにて宜しく候と、申されなぞなるべし、先ともかくも立歸りて重役どもへ申入べしとて、立歸りて右の次第を用人中まで申達しけるに、用人中もこは餘り些少の事なり、去ながら何か意味のある事ならんと、評議取取なりしに一人はたと手を拍て、こは容易ならぬ事なり、御家御重代の紹鷗所持の茶入は、年年絹篩の晒葛の粉にて、外箱をつめ、いかな火急の時持出しても損ぜざるため、御代々斯く仕

來り候が、いつの程にか出羽守殿の此事を聞かれて、唯今左樣に申さるゝにて候べしとありしに一同も始て心付、さるにても御大切の御品なれば先家老中へ申達すべしとて、柳澤家へ官昇進執成の儀、內々御賴みの所、其儀は聞置かれ候へども、か樣々々に申て、御重代の御茶入所望の由に候、如何仕り候はんと申たり、これによりて家老の面々も驚きてけるが、いかにも當時飛鳥をも落すべき柳澤家なれば、いかなる所にいかなる人を入置て、世の中の事を捜らするも計られず、さればこそ御家の重寶たる御茶入の仕舞方をも、とくと聞入居ればこそ、此度の御賴みを幸ひに所望を致されたるなれば、一旦此人に斯と申出されし上は、慇ひに惜み立するに於ては、他日いかなる禍の來らんも知るべからず、御家のためには替難ければ、早々遣はされ然るべしと、評議一決して、其旨主君へ申入れしに、主君も流石に驚きてけるが、家老中の申さるゝ所を考ふれば、實に最もなりと思案を決して、それより自身携へて柳澤家に詣り、對面ありて、粗末ながら此品御目にかけ候とて、そと取出して渡されければ、保明朝臣手にも取らずして、一寸目を向けたるまでなれば、彼大名も手持無沙汰にて歸られける、さてそれより保明朝臣は、公用人を呼出して唯今何の守此品を持參致して、か樣か樣に申されたり、いかにも世に稀なる品なれば、祕藏は尤もの事なれども、我らに贈るとて自身持來りて、差出したる體、殊の外惜むと見受たれば、左程までに惜まるゝ品、此方に留置ても快からず、早々差返し候へと申付ければ、公用人畏まりて、やがて彼大名の留守居を呼よせて、先刻御主人樣には、此品御持參の由の所、出羽守斯々申付候間、御持歸りあるべしとの事なるにぞ、彼の留守居肝を潰しけるが、何とも申樣なくて立歸り、さて家老の面々へ右の趣申談じ、如何仕り候はんとありしに、何れも當惑して、此上は何とかして此品先方にて落手ある樣に致さずしては、必ずよき事は有まじく、さて如何せんと相談取々なりしが、其座に用人留守居などもありしかば、ある用人これを聞て、成程殿樣御祕藏の餘り御自身に御持參ありしは、御尤もの事なれども、それにては表立たる成され方故受納あらざりしならん、先ともかくも某に御任あれと申せしに、一同も困じ果たる所なれば、然らば能樣に計らひ見られよと有しかば、彼の用人やがて例の醫師を呼出し、其許是より柳澤家の弟子醫師の許に參り、か樣々々に申て見候へとありしかば、醫師は參る事何より易き事なれども、事の首尾は如何候はんと申せしに、いや事の首尾は元より成るべしとも思はねば、先申たる如くに許らひ候へと、達て申けるまゝ、醫師は早速柳澤家の醫師の許に至り、先頃の執成くれたる一禮を述べ、さてそれに付手前主人御當家へ罷出候所、種々御懇ろに御もてなし下され、大慶仕候て是非御禮として御衣食進上致

し度と存じて候へども、それも御都合を相伺候はでは如何と存じ、先某を以て貴殿まで内證承り候様にと申付られ候、何とぞ今一應此儀御取持たまはれと申ければ、彼醫師も外ならぬ師匠の事なれば、委細承知致したりとて立別れしが、やがて保明朝臣に申して、其内意を承り、早速師匠の方へ申入れけるは、出羽守へ御夜食を進ぜらるべき由、近頃思召恭じけなく候へども其儀は御斷りに及び度由申候とありければ、さてこそ首尾悪しゝと思ひつれど、早右の趣きを用人へ申達しけるに、いかにも左様あるべしとて更に驚きたる様子もなければ、醫師も不審ながら退かんとせしを、用人先待れよとて、彼茶入の箱を取出して、太儀ながら是より此品を、先方へ持參いたし、手前主人へ出羽守様御内意の通申聞候所いかにも、殘念に存ぜられ、左候はゞ此品餘り些少なれども、國産の葛にて兼て出羽守様御耳にも達し候事故御目に掛度存じ、尤も使者を以て進上申べきなれども、夫にては態とがましく候て如何と存じて、御自分まで差出し候、何とぞ御落手ある様、御取成たまはり度と申て立歸りける、然るに翌日柳澤家より自筆にて、昨日は御國産の由にて葛御意に掛られ、早速拜味致し候所、實以世間無比の品にて、厚く賞翫仕り候と懇篤なる禮狀を送られたり、そも此茶入は當時無代といふ程の名物にて、所謂趙氏連城の璧ともいふべき品なるを、僅かに葛といふ隱し題の一言にて

手に入りしとは驚き入たる次第なり、（此茶入後ち六代將軍に上りしが、其後は絶て世に出ざれば今在りやなしや）されば此茶入の功能にて程なく（元祿十二年十一月）兼々の望み達して、少將に任ぜられしが、此事いつしか世に泄て彼大名をば葛の少將と綽名せしとなり、又或大名（是も名は憚りあるをもて略す）城主にあらざる方々には、官位仰付られざるを遺憾なりとしいかにもして官位を賜はり何の守と、名乘らばやと望み、兼て柳澤家へ親しく出入する、幕府奥坊主横山某といふものは、同じく親しく出入して、常に話しの相手など致しけるまゝ、一日彼大名横山の來れる折、故さらに鬱々としてありければ、横山も手持無沙汰の餘り、匆々に暇申て退出せんとせしに、これを留んともせざりしかば、坊主輩の習ひとてとかく何か我身に過ちにてもありしか、若くは仲間の誰彼が讒言にてもせしかなど思ふに付ても、其まゝに立歸り兼て、常々目を掛らるゝ留守居役の許を訪うて、今日御前へ出候に、いつになく御ものうき御樣子にて、御不例かと伺へば左にあらずと仰られたり、いかなる御事にかと問かけみれば、兼て申合せたる事とて、留守居は、其儀は我らもほと〳〵力に及ばぬ事にて、誰にても相談相手を望み居たる所なりと申せしに、横山儕は其事なれば我らも心當りあり、しかしながら、方程までに、思召つめらるゝならば、今日にも御取持仕るべしと申に、留守居いや〳〵左樣の儀に

のらず、實は主人事其元存知の通、もはや十年も御奉公申せしが、今以て官位も仰付られず、尤も城主にあらざる面々は、一般との事なれど、中には官位を仰付られたる方々もあるなれば手前主人も何卒官位仰付られ候樣望と雖も、何分能き都合もなく、我らも共々當惑いたし、既に今朝も其話にて歎息いたされ候なりと申ければ、横山も氣の毒に思ひ、左樣の御儀にて候やさらば私も數年御最屓を蒙むりたる事なれば、何とか一工夫仕るべし、幸ひ柳澤樣よりも厚く御目掛れ候私なれば、先此御方へ申入れ見べきかとありしに、留守居大に悦び、そは一段の儀なり、何分よきに計ひたまはれと申しかば、横山か樣の類にて、外々樣より御賴みを受候事も度々なり、先以内々御進物の御用意ありたし、そは至て手輕なる事にて候が、恐多き事ながら、此御方樣の高にては氷砂糖一壺にて然るべしと申けるにぞ、用人そは餘りに輕少の事ならずや、去ながら何程の壺を用ひ申べきやと有しに、横山しばし考へて何樣御官位の御望みとあれば、さしたる儀にもこれなき間、御見計にて然るべし、去ながら御賴みとあれば、壺は我ら調へ進ずべきかと申にぞ、さらば其元にて調へくれよと申て別れけるが、翌日横山氷指の大きやかなる程の、壺一つ携來りて御賴みの氷砂糖相調へたりとて、差出しけるにぞ、留守居忝じけなしと受取しに、空壺なりしかば、これはといひしを横山聲をひそめて斯々と談ぜしに、始めて氷砂糖の意味分りて再び驚たり、其故は氷砂糖とは銀一分判を壺に詰て、漸く口の際僅かの所に眞の氷砂糖を詰たるなり、されど一旦賴み入る、事となせしなれば、氷砂糖の意外なるに肝を潰して、斷る事もなり難きまゝ、右の如くに詰させて、左らばとて持出しける口の封印を返されたり、さて程なく彼大名諸大夫仰付られたり、(從五位下に叙するを諸大夫仰付らるといふ、是より何の守と名乘る事を得るなり)されば此頃柳澤家へ進物の隱し題には、翌日柳澤家より氷砂糖御意に掛られと、自筆の禮狀遣はし、且御封印返上致し候とて、彼壺の干鯛といへば黄金、氷砂糖といへば白銀なりしと、何故に砂糖を送るかといふに常憲公は大の下戸にておはせしかば、召使はる、人々皆上戸にても、表向は下戸の積にとりなせし故に然るなり、さて公には諸事柳澤保明朝臣に御任せ切にて、常に大奥に御坐ありて、例の經書の講演と、能樂のみを御慰みとなし、折々は諸出家など召れて御話の御相手となされしかど、上野の宮は流石に法親王の御事とて、雜話したる御事もなく、增上寺大僧正了也とても老僧の事なれば格別の御興もなかりければ、御母公の御歸依に依て、常に大奥に伺公して、何かと御相手の世事になれたるものなれば、種々に公の意を迎て御相手を申上けるまゝ、後には護持院隆光、

護國寺快意の兩人のみぞ常に召出されけるまゝ、二僧も御母公の御許、公の御許と日々伺公しけるによりいかなる日とても登城せざる日とてはなく、折には夜に入て退出する事まゝありければ、御城内御門々々の番所にても、内々にて例の二僧と申もあれば、いつもの赤坊主といふもありし、こは二僧とも緋の衣を着しけるより、斯は綽名せしなりと、是に付て可笑しき話は元祿十二年三月三日に、例の通二僧出仕ありて、公の御前に於て御講釋を拜聽致し居たるに、御母公の許より、唯今御母公吹上御庭へ成らせらるゝ、間、護持院、護國寺にも公より御暇下されなば、早々御庭へ參るべしと、仰遣はされけるに、公聞し召され、さらば予も參るべければ、兩人も供致せと仰られ、やがて御庭御成の儀は、御側衆より御數寄屋坊主へ傳へて、さて御供には護持院、護國寺も相加る筈に付、御目付中へ申斷れとありしかば、畏りて其由を御目付中へ申達すべしと、高山宗碩といふ御數寄屋坊主、御庭口へ廻りしに早公には女中方など召連られ、御出ありけるを見て、餘りの狽狼に大聲にて、只今吹上御庭へ成らせられます、例の赤坊主も御供で御座ると呼はりし聲、御聽に達しければあの坊主め亂心なり、早々咎め申付よとありて、翌日山口求馬直弘朝臣へ御預けとなりたり、されど此坊主は五の丸殿（小谷の方）の御附年寄に、若江といふもの、兄なりしかば、程なく召歸されたり、斯く御慰みのみに明し暮させたまふものから、大奥の女流も何をがな珍らしき事もあらんと、思ひ〳〵に增長して、あれかこれかと考へ出しては、公にすゝめ奉りてけるが、流石學才ある女とて、右衞門佐の局彼の和蘭人を見んものと望み、內々にて公へ願ひけるに忽ち御許容ありて、此年三月長崎より御禮として、參府したる和蘭カピタンの御禮を受けさせらるゝと、直ちに二の丸御殿の庭前に椅子を据させ、其所に差置れ、やがて公には御忍びにて女中ども召連られ、御殿へ成らせられ、四方の羣簾を垂れ、其內に女中どもと一所に御座なされ、さて柳澤保明朝臣を始め、御側向の面面椽側に着座あり、通辭を召てか樣々々と申渡させて、和蘭人をして先平生在宅の時の樣子朋友來談酒宴の樣子、途中行逢たる時禮節の樣子より、果ては口論鬪諍の樣子、男女應對など卑野なる眞似までも、一々仕方身振をさせて、御覽ぜられしかば、女中どもの悅び譽ふるにもの なく、此事別とて御母公には右衞門佐の局の心付を感賞ありて、これより一入右衞門佐の局時めきたるが、これを例として年々和蘭人參府には斯なされたり。

公は斯く政務に倦せられ、御慰さみのみに日を過されしは、偏に御養生の御ためとて、柳澤保明朝臣の只管に申上たるに依るにて、大奥の女流に於ても、公は常に大奥にのみ御座なさるゝものから、何かと申上る事は直ちに御許容ありしより、追々に圖に乘て次第に珍奇の事に耽行

しにぞ、其費用も從て增加し且は御相手の面々へ不時の賜もの等多く、まして御母公の迷信より、諸寺諸山へ寺領其他の御寄進も夥しく、年々に府庫は濫出の一方に傾斜したる上に、元祿七年以後は年々に諸國洪水若くは旱損蟲害等にて、所々御藏入の收納減少せるより、彌々財政の困迫に陷りたりしかど、保明朝臣一人にて、百方術計を盡して一年々々と過されしに、公は御性質濫與の僻なりしかば、更に之に御頓着もなかりしかば、保明朝臣も今ははや彌縫の策盡てければ、止事を得ず、事の委細を言上ありしに、公の御驚き一方ならず、さらば兼々軍用のためとて大阪城中に貯藏ある、彼の竹流し分銅を取よせ、早々吹直し相用ふべしとありて、其奉行を保明朝臣及び稻垣重富（若年寄）に仰付られたり、そも此竹流し分銅といふは、其長さ一尺一寸、厚さ七寸、幅九寸八分にして、目方四十一貫目ありて、これを小判に比して價を付れば、凡金一萬三千六百三十五兩餘に當るものにて、元和元年大阪落城の時豐臣氏の金藏より、此分銅五十八枚と銀の竹流し分銅四百餘枚とを分捕されしを、東照公其內より金の分銅一枚づつを、井伊掃部頭直孝朝臣、藤堂泉和守高虎朝臣に御手自賜はりて當日の功を賞せられ、餘は悉く駿府に御持歸りありて御貯藏ありしを、東照公薨去の後、本多上野介正純承はりて江戶城へ移せしを台德公の時元和八年四月始めて大阪御城代を置れ（大阪城は元和元年五月七日落城の後、間もなく東照公の御孫松平下總守忠明朝臣に賜はり、十萬石となされしを程なく忠明朝臣を大和郡山に移されて、大阪城は御城番を置れたり）內藤紀伊守信照朝臣に此役を命ぜられし時厚さ御內命ありて城附軍用金として、右の竹流し分銅を再び大阪城へ移され、其時五山僧錄爲金地院崇傳仰を承はりて、行軍守城用、莫爲尋常費との銘を撰じ、奥御右筆大橋長左衞門隆慶これを書して、納められたるにて、其後大阪御城代の交替ある時は、第一にこれを改めて受取渡しをなし、其時前御城代と新御城代と兩印の封印を付置て、後に御役替あるにあらざれば、決してこれを開くを得ず、勿論此受取渡の時も、在番御目付の外、一人もこれに立さはる事を得ざる、極祕の御品なりしを、是より先常憲公御繼統ありて諸事改革あられし刻、上方筋御料所巡見として御勘定奉行差添役（後世の御勘定吟味役の類）佐野六右衞門正周、勘定組頭荻原彦次郎重秀等を遣はされしに、此二人大阪城中に巨萬の分銅御祕藏あるを聞て、當時天下太平なる間、か樣に遠隔の地に御大切の金を差置のみならず、其御役向（御勘定方をいふ）にあらぬ、御城代に預け置れん事然るべしと、例の俗吏の根性より、名將が國家萬一の用に備られたる、深慮の程を考へもせで、鼻元思案の愚存を尤もらしく申立しは、貞享四年の事にて、其頃御側御用人牧野成貞朝臣も、此儀尤も然るべ

しとて、公の御聽に達し、やがて御勘定奉行中へ、此事を内意ありしに、此時は未だ有司の中にも、硬骨男子ありて、御勘定奉行大岡備前守清重朝臣、彦坂伯耆守重治朝臣、仙石和泉守政勝朝臣等大にこれを不可とし、此御金の儀は台徳院様、深き思召あらせられ候へばこそ、時の御勘定頭の面々へ御預けもなく、遙々大阪へ御登せありて御城代に御預けなされたれ、夫故御代々譽へ何様の事ありとも、か様の儀仰出されたる例曾てこれなく、殊に寛文五年正月大阪城天守雷火のために、炎上ありし時、此御金の儀御不安心なれば、江戸へ御移しあるべきかとの事なりしが、台徳院様深き思召といふ事にて其御沙汰はやみたり、御先代既にか様の事さへ御座候なれば、唯今事もなきに右の御金を江戸表へ御移しあらん事然るべからずと、堅く申張りてければ、公にも此事を聞し召れ、一應は尤もと思されけん、其後は此御沙汰は立消となりてけるが、やがて其年八月十日大岡、彦坂、仙石の三人は常々勤方思召に應ぜず、これに依て御役御免逼塞仰付られたり、さて其跡役として小普請奉行小曾根猪右衛門正武に、彼の佐野六右衛門を仰付られ、小曾根は壹岐守佐野は下野守と更め、荻原彦次郎は御勘定奉行差添役に仰付られ、且常々出精相勤め候段御聞に達し、依て三百石御加増これを下され、前々取來候高地方に御直し五百五十石高に成下さると仰付られたり、されど公には台徳公深き思召といふに對しては、強て大阪の金に手を付んともせざりしに、今斯く御勝手向御差詰りと聞召たるより、急ち此上意ありしなり、是ぞ公が生類御憐みに次ての、御一生の失錯にて實に大弊政の一なり、さて保明朝臣右の仰を承はり、やがて御勘定奉行中に此事を達せんとせしが、萬一にも以前の如く又候台徳院様深き思召にて候と申拒るゝに於ては、徒らに物議を招くのみにて、事に益なしと思惟し、先年此事を言上せし荻原重秀を御勘定奉行に進め、五百石御加増ありて千石となしてければ、是より荻原近江守と更め、彌時めきける、さて保明朝臣は、荻原重秀を招き、御勝手御立直りの事を相談あり、それに付て大阪の御軍用金當地へ差下し、御吹直しあるべき旨上意にて、拙者總奉行を致すべき樣御内意ありたれば、御方にも右の掛りを仰付らるべき間、先以て内意申聞け候とありしに、重秀朝臣其儀は私先年も言上に及び候へども、とやかく申支へ候ものこれあり、其儘に成り居候次第にて、今日とても此儀仰達され候とも、定めて事六づかしく申ものもこれあるべし、さて御勝手御差詰りと申は、畢竟金銀御不足の故なれば、金銀を澤山になされ候方、第一の儀なれば、先以て金銀總吹直し仰出され、金には銀を加へ銀には錫又は鉛を加へて、是までの黃金二枚を四枚に吹直し候樣仕り候はゞ、忽ち世上金銀澤山に罷なり、自然御勝手御立直りに相成申すべし然れば此金銀吹直しの間に大阪の分銅を一二枚

づゝ、御當地へ御差下し候て、これを一倍に吹立候はゞ何事もなく相濟申候はんと、例の俗吏の常として、鼻元思案に悪貨を濫造するとも、世間に其數さへ多くならば、結句富ましの仁政なりと思ひ、此悪貨のために、忽ち物價に影響を及ぼし、諸民をして困弊の悲境に陥らしむるをも意とせず、只管上官に阿りて己れが榮達を貪らんために、斯申せしを、保明朝臣とても幼少より學問に心を入れたりとはいふものゝ、そは唯經書一通りの事にて、元より當時の習慣として、經濟法などは耳にだもせざりし事なるに、まして才氣に任せて大奥を始め、諸大名をも一時の手段にて籠絡しつゝ、巧みに榮達をとれる人なれば、此荻原の一言に尤もと感心して、早々此旨を御聽に達せしに、公は尚卑貨幣の善悪に依て、物價に昂低ある事抔は御存じある筈もなきに、御勝手向御立直りのためと聞し召ては、一も二もなく御感心ありて、さらば早々申付よとありしが、此時御金藏の在高殊に少なかりしより、公の御納戸金をも合せて、吹直し申べし、其間の御用にとて御直の講釋拜聽仰付られたる諸大名及び御役人中一同へ左の如く御禮を上ぐべき由觸達したり。

只今まで御前へ罷出御講釋拜聽仕候面々今度周易御卒業に付御禮として、左の通獻上あるべく候（御三家加賀守は別に相達したり）國持大名御樽代黄金三枚二種、二十萬石以上黄金二枚二種、四品十萬石以上黄金一枚二種、五萬石以上金二千疋一種、萬石以上金千疋一種、諸大夫の面々金千疋一種、右之通使者を以て差上らるべく候との事なり。

是に於て彌々貨幣を改鑄する事となりて、公の御納戸金をも悉皆申下して、これを荻原重秀に渡し金銀座の者に命じて、盛んに改鑄せしめ、金貨には銀と銅とを和し、銀幣には銅と錫とを和してければ、其員數一倍せるより、公に此由を言上せしかば、御感斜ならず、やがて重秀の功を賞して千石の御加增を賜はり、益々金銀貨を改鑄せしめられたり、但し是より先元祿八年に柳澤保明朝臣窃かに荻原重秀と謀りて、大判、小判、分判、丁銀、豆板等を改鑄せしが、その は手摺れ目減の分民間通用に差支ゆとの議を以て上聞に達し一時改鑄ありしに、此時既に金銀貨幣ともに、銀銅錫等を和し、夫がため内々にて夥敷利得を貪りしかば、遂に世の人口にもかかりしにぞ、流石に後ろめたくや思けん、其後は此事を止めたりしが、今は早諸事御任せ切の事とて、一人にて天下の事を自由自まゝになすものから、御勝手御差詰りを機として、再び貨幣の改鑄を企てたるなり、されば元祿八年より改鑄したる新貨幣は、往時慶長金銀貨幣に比し て、其善悪雲泥の差なるより、人民は大に慶長金銀を貴重し、これを祕藏して出さゞるをもて、遂に粗悪の貨幣のみ市場に流通し、これがため漸々に物貨騰貴して諸人の疾苦いふまでもなし、

是に於て保明朝臣、重秀と謀り、いかにもして此秘藏せる貨幣を引出して、改鑄せんものと、遂に貨幣引換の便を名とし、總て諸上納には慶長金銀に非れば、受取らざる事と内々定めたりしかば、斯くと知らぬ大名其他の人々も、獻上又は收納上納等に新金銀を差出す時は、受取の役人こは新金銀にてなきや、新金銀は元來世間に金銀多く、相成樣にとの思召にて吹立たるなれば、公儀へは成丈慶長金銀にて差上べし、然る上はこれをも吹直させ、彌々世間に金銀澤山に相成樣なさるべき筈なれば、早々引替られよと申て受取ざればいづれもせん方なさに、慶長金銀に改めて差出しけり、獻上上納既に此の如くなれば、保明朝臣の許へ贈る所、猶以て新貨幣にては相濟ず、斯して改鑄の度々に保明朝臣、荻原重秀と丶もに巨多の贏利を占たり、されば彼大阪城中にある所の、竹流し分銅を改鑄せんには、いかばかりの利得を貪りしやしるべからず、然るに此竹流し分銅改鑄の事は、既に公の御旨に出たるなれば、正々堂々と運び來りて改鑄すべきに、左はなくて世上絕てこれを知らざりしは、奇といふべし、彼の新井君美朝臣（白石先生）が自著折たく柴の記にも、正德元年六代將軍、貨幣改良の議ありし時、君美朝臣より、重秀に、大阪御城内に籠置れたる分銅はいかにと問しに、そはとくに新金に吹直したりと聞て、驚きたる由を記されたり、當時君美朝臣は甲府綱豐卿に仕へて、御覺めで度々に其身政治の才に長じたれば、世の中の事何くれと聞耳立しに相違なきも、此人にして猶竹流し分銅改鑄したる事を、夢にも知らざりしとは、縱ひ幕府の財政は一切當局者の外は、堅く祕して知らしめず、勘定奉行と雖も公事方、勝手掛の分課ありて、公事方勘定奉行は一向財政の事は與かり知らざるなれば、勿論御一門家の甲府殿家來にても、陪臣なれば知らざる筈なりと申にもせよ、とにかくに巨多の分銅を大阪より持運ぶ位の事は、世に聞ゆべきに、曾て其事なかりしは、祕密の上にも祕密にせられたるに依れるならん、さればこれがために、保明朝臣が甲府を賜はりし後、願を立て武田信玄の古制に倣ひ、領分の金鑛を掘らせて、領分限通用の金貨（甲州金）を鑄造せしは、實は此時金鑛は既に廢鑛にて、何一つ出ざりしに、態と斯願を立て兼々私したる金を以て、甲州金を吹立たることなど、或書に載せたるも、亦其故なきにあらざるものの如し。

さて右の如く追々に民間（諸大名をも）所有の古金銀を出させて、これを悉く新貨幣（元祿判といふ）に改鑄し更に民間通用の便にとて、粗惡なる二朱判金を鑄造せしにぞ、今は漸く慶長金銀貨の如きは、市場には勿論民間の貯藏も殆んど跡を絕の有樣なりしに幕府はこれに依りて得たる所の利益五百萬兩以上に達せりといへば、保明朝臣及び荻原重秀朝臣等が窃に占めたる所

の私利のいかばかりなりけん、然るに此新貨幣は混和物多く粗悪の性質なるをもて、貯蔵久しきに堪へず、通用の際往々折れ損じ裂け損じ等など少なからず、諸人大に難儀迷惑せしかば、重秀朝臣更に保明朝臣と謀りて、再び小判金を改鑄し、寶永年間、(世にこれを乾字金といふ)こたびは一層銅と銀とを多分に配合して、單に其質の硬からん事に注意せしかば、其粗悪なる事は元祿判よりも甚しかりしかば、人々も先に嫌厭したる元祿判は、今はこれを貴重するに至れり、されば當時元祿判と乾金との差をいはんに、元祿判百兩に付て、乾金百二兩二分より三兩に至れり、金貨既に斯く彌劣悪に成行しが、幕府は此改鑄に依て又百二十萬兩餘の利を得たりしなれば、保明朝臣重秀朝臣の私したるもの、蓋しこれに准ぜしならん、然るに元祿十六年に江戸を始め關東非常の大地震にて、御城内を始め所々の破損、人民の流離困難甚しかりしにぞ、保明朝臣、重秀朝臣と謀りて、此大災後救治の用途に充んとて、元祿改鑄の銀貨は再度改鑄の金貨に比すれば、其質優りて金銀價位の上に於て、權衡を得ざるとなし、これを改鑄せんと言上せしに、忽ち御許容ありしかば、寶永元年更に銀貨を改鑄して、一層銅錫を多分に混和せり、これ俗にいふ寶銀なり、然れども猶これにて足れりとせず、彌用度窮迫御勝手御差詰りを口實として、翌二年より三年四年と、引續きて銀貨を改鑄せり、これを俗に二寶銀四寶銀と稱せり、寶銀とは寶永銀の略稱にて、三寶は二寶より、四寶は三寶より次第次第に劣悪に成行てければ、これに依て幕府の利益三百萬兩に超たり、これ皆保明朝臣、荻原重秀朝臣と謀りて、やゝもすれば御勝手御差詰を申立て、自身利慾を貪らんがため斯なせしなり、されど當時の制度に於ては、縱へ御三家と雖も幕府御勝手向の事には容喙は勿論、これを聞く事だも得ざる定めなれば、まして金銀貨幣の事など半語も云々する事を得ざるをもて斯る無法なる所業をも働らきたるなり、殊に此四寶銀に至ては、其質の劣悪なるのみならず、其鑄造の方も極て粗造なるより、往々悪漢ありてこれを贋造行使せしかば、市場に於てこれが眞贋の鑑定に時を費すなど、困難甚しく、中には贋造にして眞の四寶銀より、質の優等なるものもありしといふ、されば是らの悪漢年々所々にて搦捕られ磔けに處せられしが、其數元祿十一年より正徳元年まで十三年の間に、江戸を始め京都、大阪、奈良、堺、伏見、山田、新潟、長崎等の御料所に於て處刑せしもの、凡そ五百四十一人といふ、されば比頃の事なりけん一書に

松平薩摩守殿(島津綱貴朝臣)は、諸事當世嫌ひにて、いつも申され度事は何の憚りもなく申されければ、世上にてはのけもの、樣に畏れたりしに、松平美濃守殿未だ柳澤出羽守殿と申されける頃より、日の出の勢なれば、諸大名何れも追從申さぬはなかりしに、薩摩守殿の

みは、一圓左樣の事なかりける間、流石は古風を守らるゝ家柄なりとて格別也と申人もあり中には今時あの樣に振舞ふとは、時世を知らね馬鹿もの、井の端の茶碗よなど申人もありたり、ある日薩摩守殿、松平隱岐守殿（伊豫松山城主定直朝臣）の許へ振舞に參られしに當日相伴又は取持のためとて、參り合たるは御譜代大名衆、御旗本衆など、何れも歷々なり、やがて盃を出されて、主客ゆる〳〵と四方山の物語あり、其時ある御旗本衆、近年程世上に賤金遣の多く出で候事はこれあるまじく、いつも〳〵召捕らるゝ度毎に重き罪に行はせられ候が、見懲も致さず去とては憎き次第に候と申されしに、薩摩守殿いや〳〵憎きものにてはなく、不便のものどもなり、町人に生れたればこそ、左樣にむごきめにあひ候なれ、哀れ大名ならずとも責めて御旗本にも生れなば、天晴立身も致すべきにとありしに彼御旗本餘りの事と思ひしか、又は御旗本といふ挨拶を怒られしか、それは又何故に候ぞと、少々せき込たる體なりしに、薩摩守殿されば天下の贋金遣ひは申さずとも、各々存ぜられんが、大贋金造りは柳澤出羽守と、荻原近江守なり、見よ此頃の金は金のみにあらず、銀のみにあらず、といふにあらずや、それを金なり銀なりとて、我らも拜領すれば、各々も拜領するなるべし、されば大名や御旗本が贋金造れば結句上の御用ひよきにあらずや、夫故生れのわろきために、不便なりと思ふぞとて、から〳〵と笑はれければ、隱岐守殿を始め一座の衆皆身を振はし、色を失ひて聞居たりとなり。

此綱貴朝臣一場の戲談に過ざれども、亦以て能時弊を直言せりといふべし、然るに此言を聞て色を失ひたりといふに至りては、怯心の甚しき笑ふに堪たりと雖も、實に保明朝臣が威權の程、推知するに足る、さて保明朝臣仰を承はりて金銀改鑄を行ひてより、御勝手御差詰りも立直りてければ、彌公には何を申付ても、諸事差支なく埒を明くる賢才と御信任あり、大奥向にては別して、先御代々の時は御勝手御差詰りとあれば、第一に質素儉約といふ事仰出されて、衣服調度の類までも夫々に、これは無用、彼は相成ずと、一より十まで箱詰の如く究屈の事のみなりしに、今はそれに引換てさる事は聊もなく、結句金銀多くなりしとて、彌々不時の賜物などもある事なれば、是皆保明朝臣が取計ひ故なりとて、とり〴〵に激賞しければ、保明朝臣も彌諸事に付て大奥大事と取行ひたりしが、公は追々御齡をまさせらるゝと雖も、未だ若御誕生といふ事もなければ、此上は御養君仰出さるゝより、外あるべからず、されば紀伊中納言綱教卿は、正しく鶴姫君の聟君にてましますに、東照宮の曾孫なれば、此卿を御養君にと内内思さるゝと雖も、現に甲府中納言綱豐卿ありて、此卿は東照宮には玄孫にて、紀伊綱教卿よ

りは御縁遠くおはせど、大猷公には孫に當りて、紀伊綱教卿よりは御縁遠かに近く、殊に御兄綱重卿の御子にて、若し綱重卿御存生ならんには、五代將軍にそなはりたまふ御身なれば、其御子の綱豐卿を御養君とせざれば、御兄弟の御義理合相濟ずと、是のみ日夜御心に掛られ、あれかこれかと折々思出すまゝに、御思案ありしが、公の斯思ひ煩ひたまふと同じく、御母公にも此上若君御誕生のあるべき樣子もなければ、御養君あるべしとならば、是非紀伊綱教卿然るべしと一筋に思ひ定めたまひ、折々公へ斯と仰せられしに、公も始めの程は左のみ御心にもとめたまはざりしが、元祿十四年は早御年五十六歳にもならせたまへば、彌々御養君をと内々思召るゝものから、御母公が頻りに紀伊殿をと仰らるゝに、公は其儀は予も存ぜざるにあらず、去ながら予に男子なき上は、御兄綱重卿の男子甲府綱豐に代を讓り申さずしては、人たる道相立まじ、殊に天下を掟てする身が、假初にも人の道にはづれたる事致すべきにあらねば、先以て綱豐とこそ内々存じて候なり、しかし乍ら綱豐性質多病にして、平日の登城さへ不參勝の事なれば、天下を治むる身が斯多病にても相成まじければ、これも亦思慮を囘らすに、大事の儀なればさて如何にせんと、常々心にかゝり候ぞと仰られたり、其時は御母公にも何の御答もなく唯憚りながら御尤もの上意とのみ仰られしが、是より甲府殿をとかく邪魔ものと思され、此卿さへ世になくば、天下は鶴姫君へ御讓りあるは勿論の事なり、さあらば公にもいかばかりの御悦びならんと、女心の淺猿しさは、此後明ても暮ても御養君の御思案のみなりしに、小谷の方も同じ事にて、縱ひ世上にては何と申せ、子に代を讓るなれば、是非に紀伊殿を御養君にと思ふに付ても、甲府殿さへなくばと思ふ心、彌增に成行ける、斯る勢なれば此時の甲府綱豐卿の御身上こそ、實に風前の燈火ともいふべき程の危さなんめり、されば御母公、小谷の方共々に、折に觸ては紀伊殿御養君の儀を只管に、公に歎き申されしより、公にも漸くに御心動きて内々紀伊綱教卿御養君と思さる御樣子色に見えけるより、御母公、小谷の方共々保明朝臣に密に申合されて、彌々公へ勤め奉らんと結構ありしに、此年（元祿十四年）九月十日、公は御母公の御住居三の丸御殿へ成らせられ、菊花の御宴と て例の通御講釋御能など、御自身に遊ばされ、保明朝臣を始め、奥向の面々及び、護持院隆光、護國寺快意など御召ありて拜見仰付られ、終日の御遊なりしが、其時御母公より例の御養君の事仰られて、先達ての上意には甲府殿へと思召され候へども、御病身にて天下の掟なされ難からん間、御思慮を盡させらる、由仰られしが、其後はいかに思召定めさせ候ひしか、此尼も追々齡高く明日をも定め難しと思ふに付ても、何卒御養君の御儀一日も早く承はりて、安堵仕り度と仰られしかば、公にも殆んど御答に困じた

まひ、唯々尤もの事なりとのみ仰られしが、御母公の繰返して老の身をかこち、一日も早く御定あれかしと歎かせたまふより、公も今は慰め兼て、さればなり予も此事は常々心に掛りつれども、左りとて取急ぐ事にあらずと、思ひつゝ未だ何れとも決し兼たり、夫に付ても、甲府綱豊の病氣は、いかなる樣子なるか、先それを聞たる上に、又とにもかくにも計らふ樣もあれと仰られて、ふと御前に伺公したる、保明朝臣を御覽じ付られ、御側近く召寄られ、御直に甲府殿病氣の樣子を御尋ありしかど、保明朝臣にも傳聞の事どもにて、人々の種々に申なすものから、いかにとも御答へ申上べき樣もなしと言上ありしに、種々に申なすとはいか樣の御事ぞと御母公の御尋ねに、保明朝臣先以て世上に申觸れ候は、御性質早急にまし〳〵て、時々あられもなき御振舞あらせらるゝと申、又は御性質御虛弱にて、時々御胖暈あらせられ、折々は絕入らせたまふと申ものもこれあり候へども、何れも世上に申觸らし候事にて、誠とは素より存ぜられず候が、此程甲府殿家來の申には、先頃は御瘧にて入らせられ候所、追々御快方にはならせられ候へども、御眼病は是までの通にて、殊に御不食勝故にや、御疲れ甚だしく、夫故に他人へ御對面など一向これなき由に候と申上しに、公は其儀ならば予も疾に聞居る所なり、されど其方申如くいかにも誠しからず思ひつるが、さるにても常々病氣と申て登城さへも稀々の事は、何か仔細あらんとは思ひしに、さては家來のもの、申所にて、大體は明白なれど、ともかくも誰ぞ遣して、とくと樣子を見屆けさせんとて、夫れより御側御用人松平右京太夫輝貞朝臣を召出され、御直に甲府殿病氣長々に相成、御心元なく思召さる、間、差遣はさる旨仰含められしにぞ、輝貞朝臣畏りて此由を御老中方へ達しければ、御老中方より急ぎ甲府殿御城使へ、斯と申達せしにぞ、早々退出ありて、明日御見舞の上使として松平右京太夫殿入來の筈なりと申けるにぞ、偖は唯今まで折々下さる、御使とは事替り、御側御用人を遣はさる、は、何條仔細あるべしとて、取々支度いたされ、且は輝貞朝臣の宅へ附人を遣はすなど、一方ならぬ事どもなり、此時の樣子は甲府殿家臣某氏の筆記に、

元祿十四年は夏の頃より初秋にかけて、風邪殊の外流行して候に、御前にも七月中は御風邪にて、御座候所、追々重らせられ、折々はうはごとなど仰られ候程の御熱氣にて、諸人手に汗を握り罷在候所に、其後瘧の御心地とて、一圓御不食に成せられ候故、何も御家來中の心配申計なく候、御醫者は始終御手醫師にて候所、右の御養子に付公儀御典藥衆御招然るべしと、淡路守殿（甲府殿附家老岡田忠良朝臣）など申上られ候由に御座候えども、一圓御承知遊ばされず、矢張御手醫師の方宜しき由上意の由にて候、此時も別して宮内殿（後ち御老中間部越

前守詮房朝臣）縫殿々（後ち御側衆松野備前守定雄朝臣）は、晝夜となく御側に罷在候て、何かと精を入れられ候段、其隱れなく、何も感じ入事にて候へき、右に付世間にても、至て恐多き風說どもにて、寄々我ら耳にも入候事數々これあり候、然間將軍樣御聽に達し、御心許なく思召れ候とありて、御側御用人松平右京太夫殿上使として御出これあり、鮮鯛色羽二重など御拜領にて、種々御懇ろの上意ども、結構の御事にて右京太夫殿暫く御座なされ候、御前には、其節瘧はすきと遊ばされ候えども、御疲れ甚だしく、右京太夫殿御座なされ候内も、度々御中座遊ばされ候由、左樣の事など右京太夫殿御歸りの後御聞に達し候や、重ねて御典藥吉田盛方院參られ、御脈を伺ひ、色々御手醫師衆へ御尋の儀これあり候、其節松菴答立派にこれあり候由、各々申され候、さて盛方院別に御藥調合致し、召上られ候樣申され候て、罷歸られ候得ども、右藥は其まゝ内々にて御庭へ埋め候と承はり候、何分子細これある儀と存じ奉り候。

此書に據れば、當時甲府綱豐卿は眞の御病氣にてありつれど、世上にては至て恐れ多き事ども風說せりとあるは、彼の熱氣強くうは言などいひしを亂心せり、又瘧病のため疲勞甚だしかりしを、癲癇類似の如く所謂針小の事を棒大に、尾鰭をつけて風說せしに相違なし、凡そ斯る事は一種奇僻家に往々ある事にて、常に架空の妄言を揑造し、世人を驚惑せしむるに、ましてこれは大奥の意を迎へ、故意に斯る說を叫散らして、一面は甲府殿の德を墮さしめ、一面は此說をして甲府殿を怒らしめんと、奸計を廻らす徒の附會雷同する所なれば萬一甲府殿にしてこれを怒り、例の貴公子に有勝なる疎忽の言動などありしならば、忽ち風說は實事とさる、に至りしならん、然るにさる馬鹿げたる事なく、世上の評判は啼鳥過耳と澄されたれば、更に醫師までも遣はされて藥をさへ投ぜんとせられしは、實に危險至極の事なり、されば甲府殿にも兼てより覺悟せる事とて、其藥を捨られしなどさる、中に、附家老とて、何の心もなく、是より先に幕府の醫師を招かんとせしなど、當時の事情を追想すれば甲府殿君臣の苦心いかばかりなりけんかし、さて公は輝貞朝臣歸城の上言上の趣を聞し召れ、いかにも其樣子にては、將軍の職には堪べからずと思召定められしが、夫に付ても諸大名の甲府殿へと思召定められしが、夫に付ても諸大名の甲府殿を、いかに思ひ居るらん、先第一は御普代大名にて、此人々が紀伊殿よりも甲府殿を大切に思はるゝに於ては、紀伊殿御養君となりても、御不安心の事にて、後ちには甲府殿と爭ふ如き事なしとも申難しと深く後來を御配慮ありてより、例の苛察を用ひたまふものから彼は斯これは か樣と、委細御聞に達しけるが、諸大名とても、甲府、紀伊の兩卿はいづれも御一門の事なれ

ば粗略に存ずる輩の元よりあるべきならねど、別て紀伊殿は將軍家の聟君たる上に、當時賢君の名高く（こは實に賢君なり卽ち有德公の御兄なれば其筈の事なり）殊に御三家の故もあれはにや、大體ば紀伊殿の方に心を寄せたる樣子なり。

其中に井伊掃部頭直治朝臣（後直該朝臣と更たむ）と本多中務大輔政長朝臣、酒井遠江守忠隆朝臣（若狹小濱城主）と松平右衞門佐綱政朝臣（黑田）と松平大膳大夫綱廣朝臣（毛利）持大名には松平右衞門佐綱政朝臣（黑田）と松平大膳大夫綱廣朝臣（毛利）

などは、專ら甲府殿を重んぜられたり、そは井伊本多の兩家は流石に功臣の家筋とて、若君御誕生ありとも公にして御義理を立させたまふに於ては是非とも甲府殿へ御讓りあるべき筈なるに、先には德松君を西の丸へ居させられしさへ慊からざるに、今はそれさへましまさゞれば、猶豫ひたまふべき筈なしと、偏に御筋目を重んぜらるゝと、又井伊家にありても、故直政朝臣以來代々元老職として、忠功を勵み來りしに、今柳澤保明如きさしたる由緒功勞もなきものを、大老職格とまで擧け用ひ井伊家など舊功の家は、在れども無きが如くなさるゝを、慊からず思ふにて、又酒井家にても、公が御繼統の初め第一の御沙汰として、東照公以來井伊家と竝び立來りたる酒井忠淸朝臣の家、忠隆朝臣の爲には宗家なり）を酷く貶黜ありて今は酒井一門の人々は世に捨られたる如き有樣なるに、此忠隆朝臣の室は例の豪邁を以て此時人々に危ぶまる

る程なりし島津綱貴朝臣の妹（一書に姉とあり）なるまゝ、折々綱貴朝臣の許に參られけるより、朱に交れば赤くなる、との諺の如く、公が舊來功勞の筋目などに御頓着なく、柳澤保明如きを小身より引上げて、重く任用あるを不快の餘、是非に御筋目を正して甲府殿を御養君にと思ふ故なり、又黑田家は綱政朝臣の妹は酒井忠擧朝臣（忠淸朝臣の嫡子）の室なるに公の御繼統以來酒井一門は酷く貶されて柳澤如きを重く川ひたまひしに、關ケ原以後豐前より筑前へ黑田家は徙され、其跡を細川家へ賜はりし時、豐前の租稅收納の事より黑田長政朝臣と、細川忠興朝臣爭訟の事ありしより、代々細川家とは不快の中なるに、細川家は此時柳澤保明朝臣とは別て親しく、每日の夜食は細川家より贈るなど、世上にうたはれし程なれば、甲府殿御相續もありて、柳澤を斥けたまへかしと思ふに依てなり、又毛利綱廣朝臣は、其妹は越後中將光長卿の室なりしが、公御繼統の初め、越後家の領知を收公ありしより、慊からず思ふに、其後は柳澤如きを御登用ありて、數々の弊政を行はせらるゝに依り、早く甲府殿の御代ともなれかしと思ふより、斯常々甲府殿に親しく致されしなり、されば公には是らの事を聞召して深く御不興ありしに、御母公、小谷の方などは勿論の事、彼柳澤保明朝臣にも、井伊、本多を始め、人々の甲府殿に心を寄るは、紀伊殿御相續のためには、最大の障碍なりと思ひ、折に觸れては輪に輪

を掛て内々にて大奥向へ申入しは、實は紀伊殿御相續の御ためのみならで、其身の爲に申なるを御寵任の保明朝臣が申事とて、一筋に紀伊殿御相續の爲を思ふとのみ思されて、保明朝臣より聞がまゝに忽ち公の御聽に達しけるにぞ遂には公にもいかにもして此人々を斥けんと思されしかど、罪もなきを罰すべきにあらざれば、種々御心を配られしに、保明朝臣は樣々に御母公に取入て、斯までに立身せしが猶飽足ず思ひてか、御母公が常々保明朝臣の息越前守安里朝臣を、我ら孫同前に思ふぞと、人々に向ても仰らる、事なれば、保明朝臣こは勿體なき御意と其度々に僅んで御禮を申上居たるに、一日ふと此仰せを承はると度々勿體なき御意を承はり冥加至極に存じ奉り候へども、向後はふつと御止め下され度願ひ奉り候、左も御座なく候へば、彌冥加に盡き申べしと、謹んで願上しに、御母公大に笑はせられ、左程までに其方心苦しく思ふならば、越前は幼年より此尼が膝下にて成長せしものにて、眞實孫の如く思ふ間、さらば向後は內々にて、孫同前の格式にいたすべしと仰られ、やがて御母公より公へ此由を御物語ありて笑はせたまひしが、此年(元祿十四年)十一月十五日公は御母公御住居なる三の丸御殿に成せられ、例の通御講釋御能など遊ばされ、御側向の人々を始め、例の二僧をも召出され拜見仰付られ、いつもの事とて夜に入るまでの御遊なりしに、御母公は柳澤父子に向はせられ、越前は此

尼が孫同前に思ふぞと仰せられしに、保明朝臣いつもの如く、勿體なき仰せと深く恐入て申けるに、小谷の方も實に御母公の仰せの如く、越前守は幼年より御膝下にて長成したる身なれば我らとても子の如く思ふぞと申されしを、公聞し召れ、實に尤もの事なり、向後御母公の孫同前に思召るとの仰せを御止め申上るに及ばず、予とても子の如く思ふぞと、いと有難き上意ありて、それとなしに公の御猶子と仰せ出されたり、されば公の斯仰せ出されしを聞僻めて、或嗣子とせられし故に、公にも格別に御寵任ありしなど記せしなり、さて公は一時の上意とはいへ、既に安里朝臣を御猶子の格に仰出され上は、其まゝになし置れずとありて、此月二十六日柳澤家へ御成ありて、特に御長上下に召換られて、保明朝臣父子を召出され、年來の忠勤を賞せられ、殊に父子ともに公の御學問の弟子にて、且は御猶子の格なるを以て松平の御稱號を御免あり、吉の御一字を賜はりて、美濃守と更たむべき申仰出されたり、是より柳澤出羽守保明を改めて、松平美濃守吉保、息安里は吉里と稱せられたり、さて公は例の如く御講釋御能などありて夕景還御あらせられたり、そも松平の御稱號御免しとあるは、德川家に在ては

至て重き事にて、御三家の庶流、越前家を除きては加州家を始め、國持大名數軒に過ず、此人人と雖も（加州家を除き）嫡子は御前に於て元服仰付らるゝ例にて、其時始めて御稱號に御一字を賜はる事なり、又是より先公は保科肥後守正容朝臣（會津）へ御稱號御免しありしが、保科家の祖正之朝臣は實に台徳公の御三男にて、正容朝臣は其孫なれば始めより御稱號御免しあるべき筋目なれど、保科家は代々謙讓の家風なりしをもて、御免しの願など曾てなかりしかば、御近親の事とて尾張大納言光友卿これを氣の毒に思はれ、紀伊、水戸の兩家へ謀りて、共々公へ内願せられて漸く御稱號と御紋を御免しありし程なるに、今何の筋目もなき柳澤家を、唯子の如く思ふぞとの一言より、所謂綸言汗の如く出ては再び復し難く、遂に御猶子の格となりて、斯る御沙汰ありしにて、徳川氏前後に御稱號濫與は、此柳澤家に限れり、是實は吉保朝臣が常常大奥向へ手を入れ盡し下拵へしたる結果として、物の美事に、ふいと斯なられたるには相違なきも、一つは公にも井伊、本多、酒井などが常に甲府殿に心を寄せ、柳澤家には楯をつくといふ程にはあらざるも、内々不快の念を懷きて由聞召されて、さらば彼等に猶も鼻あかせんとて、斯結構に仰付られたるにて、殊に紀伊殿御相續と仰出されんに、彼等必らず何事か申旨あるべきかと、思召さるゝより、先づ御由緒も筋目もなき柳澤家に、御稱號を御免しあらば、彼ら何事か申旨あらん、若も申旨なからんに於ては、紀伊殿御相續と仰出さるゝとも、何の申條もなかるべしと、御手試みに此御沙汰あられしなり、偖は御心易しと思されの申旨もなかりしかば、果して此事に付て井伊、本多、酒井の人々何彌柳澤家に不快の念を懷きて、遂には言動にもあらはるゝに至れり。

さて柳澤吉保朝臣へ御稱號御一字を下されたりと世に披露ありしより、諸大名、旗本の面々我劣らじと、先を爭うて自身行向ひ音物を贈り、又在國の向は使者を以て音物を贈り、此事を賀されければ、門前はさながら市をなして、夥しなんどいふ計なし、殊に此度は常の事とは替りて大慶事なれば、各進物に心をこめてけるが、中にも松浦家より贈りしは、橘の作りものなりしが、先づ鉢は名に負ふ平戸燒の手を盡したるにて實も金を以て作りたるものなれば、實に邊りまばゆきまで燦爛たるものにて、其價幾千金なるや知れざる品なりと、六萬石の松浦家にてすら、斯く大層なる贈品なれば、其以上の諸大名より贈る所、いか程なりけんかし、然るに井伊家にては素より不快の間柄なるに、且は古風を守る家風なれば、さる華美大層なる事聊もなく、作り太刀に白銀一枚を馬代とて、使者を以て贈られ、木多家も同じく使者にて作り太刀に、馬代を贈られしが、井伊家に比して白銀一

枚多かりしと、又酒井家にては使者を以て干鯛に蠟燭を添て贈られしが、干鯛は竝の箱詰なるに、蠟燭は高さ三尺程、長さ幅共に六尺程の箱をこれに準じたる臺にのせ、人夫四人に舁せて贈りたり、斯る大層の品なれば、蠟燭幾千挺なるやと開き見しに、囘り一尺程もあらんと見ゆる、蠟燭を六挺入れありしとなり、さればこれよりして井伊、酒井の兩家と、柳澤とは、彌〻不快に成行てけるに、公にも之らの人々を兼て御憎しみありし事なれば、忽ちに御不興ありて、將軍家代々紅葉山御宮を始め、上野增上寺の諸御靈屋御參詣の折には、井伊家は必らず御先立を勤むる例にて、尤も光榮とする所なるが、此後は其事仰付られずして、悉く柳澤吉保朝臣に仰付られ、遂には息吉里朝臣にも仰付られけるにぞ、井伊家に於ては、既に大老職をも柳澤家に仰付られしし上に、今又代々の家例たる御宮御靈屋御先立の事までも、柳澤家に仰付られたれば、彌在ども無が如く成行て、大に面目を失ひければ、直治朝臣も遂に憤懣に堪へずして、程なく隱居致されける、これにて先づ甲府殿方の大頭を斥けたれば、其餘は何の遠慮もなく、種種の御手傳、御門番などを仰付られてければ、本多、酒井兩家の困却いふ計なし、別て酒井家は彼の使用もならぬ蠟燭を贈るなど、侮りたる仕方なりしをもて、吉保朝臣殊に憎まれて、此年十二月に其住居邸新し橋内にありしを、御用に付差上べしと仰出され、替地として麻布市兵衛町に於て下されしが、此の邸は旗本の住居邸に小笠原内匠頭長勝朝臣の邸を添て下されたるなれば、主人の住居は勿論、家中住居の長屋なども手狹なる上に、いかにも古びてければ、所所の修繕建替等に殊の外物入多く、漸くにして出來上りたるに、中一年を隔て又々此邸御用に付差上べしと仰出され、替地として築地に於て下されしが、是も前と同じく大久保加賀守忠朝朝臣の下邸なれば、其まゝに住居なりがたく、建直し修繕等に大金を費し、漸く出來上りたるに幾程なく此邸御用に付差上べしと仰出され替地として向柳原に於て下されたりしが、此邸は別して建物等も少く、殆ど荒地の如き處なりしかば、酒井家の人々彌困却しけるが、いかんともし難ければ、早速建增致すべしとありしが、度々火消番御門番など打重りたる上に、邸替の度毎に大分の金を費しけるにぞ、勝手向必至と差詰りたるより、松平薩摩守綱貴朝臣（島津）は舅なれば忠隆朝臣は在國なれど、息靱負佐忠圃朝臣在府にて、殊に綱貴朝臣のためには、孫の續きなるをもて、右の事情を申て、居邸普請の費用金借用の儀を賴みけるに、折節綱貴朝臣在府なれば、早速に承諾ありしが、此邸普請の儀は、我ら存ずる子細あれば、暫く不自由を忍びて相控られよと申され其翌早朝に綱貴朝臣、柳澤吉保朝臣の宅に參られ、對面の上申されけるは、酒井遠江守事此五六年の間に、三度邸替を仰付られ候が、そは公儀御用の儀なれば、

素よりとやかく申上る儀にはこれなく候が、いつも替地として下されし邸は建物も少く遠江守始め家來共の住居までも不自由なるに付、夫々差當り困り入る分は、建増又は新規家作なども致し候て、先は當用差支なきまで相成候と、御用に相成、替地は前申通りにて、此度下され候向柳原の邸などは、建物など殊の外少なく諸事差支候に付新規家作仕度候へども前々の邸普請打續きて物入多く、勝手向必至と差詰り候とて、我ら方へ右の費用借用の儀申來り候、其元御存知の通遠江守は我ら聟の儀なれば娘住居邸の事故、勿論助勢も致すべき儀なれど篤と勘考致し候へば、只今我ら助勢致し作事申付候とも又々御用とて差上候儀もこれあるべきか左候はゝ又候や只今下され候如き替地を下さるゝに於ては、重て作事申付候儀も叶申まじく、元來御府内の地所を拜領すればこそ斯度々御用もこれあるならんと存ずる間、何卒其元御執成を以て、此度遠江守拜領の替地を御引上の上、替地は我ら屋敷の後なる品川の海上に於て拜領仰付らるゝ樣致度、左候へば我ら緣者の事別て娘孫の住居の儀なれば我ら方にて助勢致し早々埋立候て居邸作事申付べし、然れば此上御用として召上らるゝ事も之あるまじと存じ、此儀偏に賴入候とありしかば、吉保朝臣も餘りの事に返答にや困りけん唯委細承はり候と申て別れけるが、それより日々島津家より使者を以て吉保朝臣の許へ、先日申入候通言上下され候か承り度と催促されければ、流石の吉保朝臣もこれに困入て遂に品川海上の儀は言上に及び兼候、去ながら御申入の趣は美濃寺承り届け候間、いか樣にも致さるべしと返答ありしかば、綱貴朝臣早速に忠固朝臣を招き、斯樣々々の返答なれば此上は我らに對しても先づ當分邸替などなかるべければ、作事申付られ然るべしとて、普請ありしが、其後は遂に何事もなかりけるとなり、されば當時吉保朝臣が傍若無人の振舞なりしは堀田家家臣の覺書にも、

元祿十四年淺野内匠頭殿身上滅却の事は、全く吉良上野介殿の無禮を怒られしためなりとは、世上專ら申唱候が、其節正仲樣（筑前守正俊朝臣）の息仰られ候は、内匠頭の勘忍致し兼たる心中を察すれば、我等も今猶飛立程に思ふなり、其仔細は何れも存知の如く當家は當上樣御代始めに、專ら思召に叶ひ重き御役をも仰付られ、我らも人の上にも立し程なるに、不慮の事（正俊朝臣の死をいふ）よりして、追々御前の首尾も惡く罷成、唯今は御前へも召さる、事など絶てなく、外樣同樣と罷成しなれば、何とぞして御前の首尾を調へんと、常々思ふより御役人中へは、別て慇懃に致す事なるが、或日御城蹴鞠の間の廊下にて、松平美濃守殿吉保朝臣に、行逢たりしが、當時は御大老職格とは申せ、以前は御小納戸御小姓たりし時、我ら方へ折々參られて、馴染の事なれば、能折柄なりと思ひ、慇懃に手をつかへて一禮し、

何か申さんとせしに、折節日かげのさし入てければ、美濃守殿その方へ扇をかざしたるまゝ、我ら方の横を向き冷笑して行過たり、其時の我ら無念さ直飛かゝりてと思ひしが、左すれば妻子を始め數多の家來にもいかばかり難儀をかけん、よし〳〵此所は我ら一人無念をこらゆれば相濟なり、何事も諸人のためと思直して退出せしが、其時の事を思ひ出せば、今も猶飛立程に思ふなれば、内匠頭の無念、左こそと推量すれば無理ならぬ事と仰られ候。

此時堀田下總守正仲朝臣は、位は從四位下にして、羽州山形十一萬石を領され、御譜代にては有數の大名なるに、慇懃に手をつきて一禮せるを、吉保朝臣扇をかざしたるまゝ、見向きもせず、しかも冷笑して行過るとは無禮も亦極まれりといふべし、十萬石以上の大名に對してすら、斯の如くなれば、其以下に對してはいか計なりけん、されば柳澤の大名いじめと世にうたはれしも、以上の事柄に付て見れば、實に無理ならぬ評言なり、右の如く下に向ては抜目なく、種種の手段を施すと同時に、上に對しては一層抜目なく、何かと心を盡してければ、今は何一つ仕殘したる事なきまでに、行屆けるが、猶も思召に叶はんと思ひて、其頃御母公は從三位にてましましゝに、こは御臺所の御位に准じて、斯〳〵宣下を願しにて、徳川氏に於て庶母たる人の生前に叙位は、前代嘗て其例なしと雖も、公が御孝心の餘、彼犬馬に至るまで皆能く養ふ事あり、敬せずんば何を以てか分たんやの本文に從ひ、懇ろに奏問し、格別の譯にて從三位宣下ありしなるに、吉保朝臣猶も御代々大御臺所の例に任せ、從一位に進み上げなば、いか計り公にも御悦あらんと思ひ、自身が妾の父正親町大納言公通卿は、其頃仙洞御所（靈元上皇）の傳奏衆なるを以て、内々使者を上せて此卿に此由を申て、仙洞御所へ密に奏問せしめ、又御臺所の御兄鷹司兼熙公は、關白職なるをもて、公の御方へも内々にて夥しき音物を呈して、何とぞ此儀相調ひ候樣に願込み、やがて御所向の方は大抵首尾好内證調ひたりしかば、元祿十五年正月、京都所司代松平信庸朝臣の許に奉書を遣はして、表向奏請せしめたり、其時の事を近衛前關白基熙公の御日記に、

二月十五日高野中納言（保春卿武家傳奏なり）來、余召前、黄門申て云、關東母儀極位（從一位の事なり）宣下之儀松平美濃守奉書如此、如何あるべきや攝家中計ひ定め申べき勅諚云々、余申て云女叙位極位の事尤稀有の儀なり、然と雖も近來關東の儀、諸事格別たるの間、群議を聞し召され猶宸斷にあるべし、奉書如此

一筆啓達致候、春寒の砌に候へども、公方樣彌御安泰御座成され候間心易かるべく候然者桂昌院樣御儀追々御高齡に成せられ候に付、從一位宣下成され候樣思召され候右之趣

傳奏衆へ申入れ、當春年頭勅使の節口宣等持參これある樣、申談ぜらるべく候恐々謹言

正月二十八日　松平紀伊守殿　松平美濃守

此序で黄門申て云、此儀院中堅く御穡會（御取扱といふが如し）云々關白邊（鷹司兼熙）公亦治定云々、凡そ近年關東の事無識の徒其路に當り、萬事驕慢僭越の至勿言々々（本書は漢文體の如きものなれど、今斯くかな交りとして讀者に便す）

吉保朝臣が疾くも御所向へ手を入れたる事なれば、何の滯りもなく相調て、此年三月年頭勅使として、武家傳奏庭田前大納言重條卿、高野前中納言保春卿、院使正親町大納言公道卿等下向あり、此序でに御母公從一位宣下ありしかば、公の御悦びたとふるに物なく、御母公にも此上なき御光榮なれば、御悦び限りなく、夫れに付てもいかなる筋より申上て、斯は宣下ありしぞと、御尋ねありしにぞ、吉保朝臣一人の計ひに出でたる由御聽に達しければ、何故に言上の上取計らはぬぞと有しに、吉保朝臣謹んで、尤も言上の上取計ひ申べき筈に候へども、萬一京都に於て御先例これなしとありて、聞し召入れられざる事もあらんか、左候ては御威光にもかかはり候、一大事と存じ奉り、私一人の考として取計ひ候と申上しに、彌々行屆きたる致し方と厚く御賞美ありてける。

これより御母公を、一位樣と稱し奉るべしと仰出され、さてこの日公には吉保朝臣を召出され、此度御母公叙位の事、吉保が御孝心を冀贊し奉り、御母公御生涯の光榮此上なし、しかのみならず吉保此年頃、一人にて國家の樞機を掌どり、内外を捌せる功他に比すべきものなしと、御直に厚き御賞詞ありて、四萬石の御加增を賜り十一萬二千石になされたりければ、諸人は今は驚き入て、此樣子にて年を經なば、遠からずして百萬石にはなりぬべしなど、私語合たり（これを俗書どもに百萬石の御墨付を申受けなど書なしたるなり）然るに此御加增地は其實數五萬石餘ありしとなり、こは御勘定奉行の輩、吉保朝臣に阿ねりて、わざと斯取計ひたりしに、夫にても猶飽足らずやありけん、其隣村は旗本本多吉十郎の采知なりしが、其村の境界を超て、松平美濃守領分と傍示杭を打たりければ、彼の村民等大に其不道を怒り、他人の領地に入て、傍示杭を打たる段其意を得ず、早々取退けられよと申けるに、柳澤家の役人等こは不法千萬の申條なり、既に御代官所より出役の面々、是までの境界なりとて渡されたれば、此方領分に相違なし、猶も強て申さば、先に出役の面々に立合を求め、急度其筋へ申達すべしと、逆捻に返答せしかば、彼村の者等是非に及ばず、地頭なる本多家へ申出しかば、兼て其宗家なる本多家

と柳澤家は不快の中なれば何條聞捨て致すべき、早速柳澤家へ此儀を申入しに、そは直ちに御返答に及び難ければ、追て取調候上此方より申入べしとの事なりしに、其後良久しく程過て柳澤家より彼村境界の儀は全く美濃守御加増地の内なるを、數年前より其元領分の百姓ども、自まゝに取込居候所故、今度村民共の申に任せ舊の如く引直したれば、左樣心得られよと申送りけるにぞ、本多家の慣り一方ならず、さらばとて先づ領地へ家來を遣はし、實地を見せたるに、素より柳澤家は境界を超て、傍示杭を打たる事なれば、直ちに柳澤家役人の許へ、再び斯と申入れしに、柳澤家にてもさらばとて彼村民どもを引連れ、斯々の由なれば此方領分なりと申張にぞ、木多家の村民どもゝ、そは僞りなりと申張て、遂に幕府へ訴へ上て裁許を仰くべきとて、此年十月江戸へ出て、評定所へ右一件訴訟の目安を上たりしが、評定所一座の方々も、事柄は小事なれども、相手は柳澤家の領民なるに、訴訟人は僅か寄合衆の本多なれば、所謂提灯と釣鐘といふべき程なるに、事の理非はともあれ、柳澤家の領民を敗訴にせん事、何より心苦しき事なれば、先づ預り置て日を過されけるが、此事疾くも公の御聽に達して、此年十一月四日柳澤家へ御成あらせられ、例の如く御講釋相濟むと、斯る訴への有る由なり、そも郡村の境界は大切の事なれば、今日此所へ双方の者どもを呼出して、右の訴訟を裁斷すべし、予も久しく事を覩ざれば、幸ひこれにて聞くべきぞと仰出されければ、吉保朝臣私事重き御役を仰付られ候に、今度御加増地の百姓ども村境訴訟の相手方と罷成り候段、いかにも恐れ入たる次第、とかく申上べき樣も御座なく候に、御直に御聽遊されんとの事、猶以て其の恐れありと、頻りに辭退致されしも、一向御承引なく早々呼出せとありければ、今は辭退に及ばず、畏りて呼出すべき由を達しけるが、そも評定所一座にては、寺社奉行上席にて訴訟を裁斷する事なるが、此日寺社奉行は阿部飛彈守（後ち豐後守と更め御老中となる）正番朝臣一人なりしが、此正番朝臣の父は、豐後守正武朝臣とて、御老中にて別て吉保朝臣と親しかりしかば、吉保朝臣窃かに正番朝臣に今日の訟訴は、拙者領分の百姓どもに係りたる事にて、彼ら口不調法にて申違ひなどあらん間能々御心得下されと申、さて程なく訟訴人相手方とも罷出ければ、公は御成御殿御中段に御出あり、悉く翠簾を垂れ簾内にて聞召れ、御入側正面の所に評定所一座の面々列座あり、御下段左右に吉保朝臣を上席として御老中列座あり、同所の御入側に若年寄、御奏者番列座あり、其奥の衝立を隔てたる御中段入側には、御側御用人松平右京大夫輝貞朝臣を上座として、御側衆列座ありて、此所の御舞臺前の芝居（庭なり）の地を以て、白洲となして、訴訟人等を呼出し、入側の落縁に評定所付留役以下の面々、列座いたし、やがて訴訟の旨趣を尋ねら

れ、相手方へ右の答を申渡され、再三の問答なりしに、流石に將軍家の御前と申、儀容堂々たるに畏縮せる上に、相手方の領主の邸なればらざる廉々多きに引替て、相手方の者共は領主の威勢を笠に着て、罷出たる事なれば、聊もひるまず申立たりしかば、列座の面々も偖こそと氣の毒に思ふもありしに、阿部正喬朝臣は双方再三の問答を聞たる上にて、留役の方へ向ひ、双方の申立たる所は、互に申張るのみにて、其詮なし、此上は申立たる筋に付、急度證據となるべき書物もあらば、差出させ候へとありしかば、留役より双方へ斯と申渡せしかば、訴訟人どもは只々ふるひ恐れて、申言も明白な間檢地の時、近村の境界を定めし時の郡代伊奈備前守より、下渡したる一通ありしかば、直ちに正喬朝臣これを取て、相手方へ示され、これにても猶申張るべき證據あらば、差出すべしとありしに、素よりあるべき筈なければ、唯平伏したるのみなりしかば、正喬朝臣もはや理非分明せりと申されけるに、一座の人々も是非なく尤もの由申されければ、其時正喬朝臣相手方へ向ひ、其方共は筋なき事を申張、他村の者を申掠め、剩へ公儀へ御手數を掛上候段不埒の至、申開きあるかと叱り付しに、一言の陳謝にも及ばざれば、これにて双方を引退かせけるにぞ、公にも斯る訴訟の筋とは、兼て聞し召さゞりしかば、大に御不興の體なるに、吉保朝臣も正々

堂々たる晴の席にて、面目を失ひしかど、素よりさるもの、是程の事にいかでひるむべき、やがて御前に出て今度拜領仕り候御加增地の百姓ども、謂れなき事を申致し、斯まで公儀を煩はし奉る段、私に於ても深く恐れ入り奉ると謹んで申上しに、公何事も其方存知たる儀にあらざれば、必らず遠慮に及ばずと上意ありて、それより例の如く御能など催ほされて、夕景に及びて御歸城あらせられたり、それより評定所一座の面々も、始めの程いかにせんとまで思ひたる訴訟の、唯一席にて理非川白になりしかば、直ちに裁許ありて、本多家の領民は忽ち愁眉をひらきたり、是元より其筈の事なれど偏に阿部正喬朝臣の賜ものなり、若此時正喬朝臣にあらずして、餘人ならんには、馬をさして鹿といふ勢の柳澤家なれば、必らず本多家の敗訴に歸せしなるべし、されば此後いく程なく、父の正武朝臣は明日より登城に及ばずと御内意ありて、やがて御役御免の願差出さるべしとありて、御老中を御免あり、重ねて隱居願さし出し然るべしとありしに、正武朝臣御請に、忰飛驒守儀を今少し、介添仕り度とありしかば、其後は何の御沙汰もなかりしが、翌十六年正月に正喬朝臣に賜はりたる、御役中の部屋住料一萬石返上あるべしとの御内意なりしかば、偖こそと、早速これを返上の願を上げ、續て御役御免を願ひ上しが、御免なかりければ、こは必らず何か落度を見出したる時、嚴しく返報せんとの事な

るべしと察してければ、重ねて願ひを上しに、こたびは其如く御免しありたり、是六代將軍よ
り有德公御代にかけて、御老中にて名高き阿部豐後守なり。
右の如き有樣なれば、此時時めく人々のいかなる人物なりしやは、推知するに足る、さて公は
元祿十六年に至て彌々紀伊殿御養君仰出さるべしとて、御内々御用意あり、吉保朝臣に總奉行
の御内命あり、護持院隆光に月日の勸進等をも仰含められしに、圖らざりき此年三月より鶴姬
君御心地例ならず、日數經るまゝに彌重らせたまふ御樣子にて、初めは御懷姙ならんなど、
御守殿附の女中より、大奥へ内々言上せしにぞ、公の御悅び一方ならず、さらば其道に精しき
ものどもに、治療させよと仰出されて、曲直瀨養安院法印正珍などを遣はされて、日々御樣子
を伺はせけるに、御懷姙と申は實に素人の當推量にて、強き御感冒との事なるにぞ、初の御悅
に引替て御驚きたとへんにものなく、諸寺諸社の御祈禱など打重ね々々仰出されければ、斯と
承はりてよりは、御三家を始め、何れも吉保朝臣の許に使者を遣はして、公の御機嫌を伺ひ
又は銘々の祈願所に祈禱を修せしめて、其守札を紀州家御守殿に贈るなど、上を下へと奔走せ
しに、漸くにして、御快方に赴かせられ、今は全く御心地例に復させたまひしと、言上せしか
ば、公の御悅びは申に及ばず、人々も漸く安堵の思をなしてければ、御三家を始め何も登城あ

りて、鶴姬君御不例御快復の御賀を申上しに、公にも大に御滿足ありて御三家を始め重立たる
大名を召出され、親ら能樂御所作ありて拜見せしめられ、別て吉保朝臣を始め大奥向の人々、
其他護持院隆光、護國寺快意、上野執當覺王院僧正理觀及び金地院唯心、其外典藥の面々など
奥の御座の間へ召出され、能樂の御所作を拜見せしめたる上に、御祝宴を賜はり、鶴姬君御病
中の看護治療祈禱等に骨折たりと種々の賜ものあり、其後公には右の御祝ひとして、紀州家御
守殿へ御成仰出されて、六月十三日巳の上刻御成あらせられ、吉保朝臣父子、御老中、若年寄
御奏者番の諸役々先達て紀州家へ參られ、御待受申上、御供には御側御用人松平輝貞朝臣、黑
田豐前守直邦朝臣、若年寄本多伯耆守正永朝臣其外御側衆、奥向の面々を始め、御定めの諸役
役、別して今日は鶴姬君御快復の御祝儀と申、殊には内々御養君と御定めありし事なれば、今
日直ちに御發表にもならんかなど思ふものから、各々威儀を整へて供奉あり、斯て今日は御守
殿へ御成の事なれば、公は別段御取繕もなく御女關を入らせられ御裝束所に於て、御上下に召
替たまひて、御成御殿の御上段に出御あり、此御席にて鶴姬君へ御對顏あり、御祝儀の上意あ
りて御盃事あり、夫より御緣通り御表の方、紀伊殿住居へ入らせられ、御上段に御着座あり
紀伊綱教卿御對顏御盃事ありて、直ちに再び御守殿へ入らせられ、此時上意に依て綱教卿御先

立にて、御上段へ御着座あり、御下段へ綱教卿御夫婦を召出され、御祝御膳の御相伴仰付られ更らに御盃を下され御土産及び此度の御祝として數々の下され物あり（品物はくだ〳〵しければ略す）御返盃獻上物等あり、夫より御守殿附の女中を始め役人醫師等へ、御病中の骨折を賞せられて賜ものあり、やがて例の通り能樂の御所作あり、綱教卿にも御所望などあり、夕刻に及びて還御あらせられける、斯て彌近日御養君仰出さるべしとの御内定なるより、鶴姫君御生母の事なれば鶴姫君御相續の上は、御臺所に准ずべきによりて、六月三十日御臺所より小谷の方へ、緋の袴を遣はされ、以來着用あるべしとの事なりければ、公にも此儀を聞召され尤もの由上意ありて、緋の袴御免の上向後は五の丸殿と稱すべき由仰出されたり、是に於て當時大奥に北の丸殿あり、三の丸樣（御母公）ありしに、今又五の丸殿出來たるより、これを下々にて三丸樣と申なしたり、かく五の丸殿格式を上せられしかば、すは彌紀伊殿御相續に極りたりと思ふものから、諸大名何れも御祝儀獻上せんと、内々にて吉保朝臣の許へ問ひ合せけるに、先づ此度の儀は思召旨あれば、其儀に及ばざる由仰せなりとありしかば、中にはこれを幸ひと、其まゝに過せし方々もあれど、多くは、さらば内々にて獻上せんとて、其手寄を求めて贈れる方々夥しかりし、さて五の丸殿には、此度格式を上せられたる披露と、鶴姫君御快復の御祝儀とを兼て、七月中旬紀伊殿御守殿へ參らるべき由、内々仰出されしかば、世に諂らふ人々は一ト方ならず、早速御側衆に典藥を差添て遣はされしに、さしたる御事にあらざる由聞し召し少しく御安堵あらせられしが、さるにても、一日も早く御快復あられかしとて、諸寺諸社へ御祈禱丹誠を抽んづべき由仰出られ、紀州家へは日々兩度づゝ、典藥を遣はされて、御樣子を御尋ねあるなど、恰も若君御不例に異ならず、されば吉保朝臣を始め、其他の面々いかばかりの奔走なりけんは推知するに足る、斯て漸々日數を經るに從ひて次第に御快方に赴かせらるゝ由、披露ありければ、公にも少しく御心を安んぜられ、猶一日も速かに全快あれかしと、思召待せらるゝ折柄、案の外なる天災出來りてける、そは此年（元祿十六年）夏の始めより、夜半に至りて、白氣西より東に飛ぶ事折々なりなど、申觸すものありしが、始めは誰も信ぜざりしかど、後は吾も見たり實に不思義なりと、追々に評判高く成もて行くものから、紀州家鶴姫君樣御不例の中なれば、あらぬ噂ども立てはとて、町奉行に令して左の如く觸示させたり。

近來怪しき雲氣夜中相見得候など、申觸れ候ものこれあり候段、人心を惑はし不埒の至に付急度御穿鑿の上嚴科に處せらるべき筈に付、右様の噂致し候か又は噂致し候もの承はり候はゞ、早々町所名前書付に仕り、奉行所へ申出づべき事

されど天爲の變は、人事を以て隱蔽すべきにあらざれば、後ちには天文方安井算哲なども、此頃の天文を觀測して、必らず異常の變事あるべしとは、確かに豫知せるも、折柄紀伊殿御不例の中なれば、慥ひに斯る事言上して公聽を驚かしたる上に、若も實に其事なきに於ては、いかなる御咎めを蒙むらんも計り難ければとて、空しく口を箝してけるが、果して十一月十四日の夜四ツ谷鹽町より出火して、青山赤坂麻布一圓を燒拂ひ、品川御殿に延燒し、其餘炎芝に移り芝浦まで一圓を燒盡してければ、武家も町家も此災に罹りたる者は、彼方此方と逃げ迷ふ中に鎭火すると同時に、雨霰降來り、北風俄に寒氣を吹送りければ、此人々の難澁は今更いふに及ばざるに、第二日の夜半に至りて、雨風漸く歇て、天晴れ寒氣も薄らぎて、人々も僅に蘇生の思をなしけるに、不思議なるは其夜丑の刻頃より、空に一片の赤氣現れて下町より見れば、山の手に火事ありと思はれ、山の手より見れば、御城内又は下町に火災ある如く見えしが、忽ちに此氣消盡ると同時に、大風の吹來るが、大浪の打寄る如き音の囂々としてすさまじく、しか

も其響は恰も數百人の男女老幼の悲泣する如く、もの哀れさ身の毛もよだつ計なりしが、人々こは何事と驚く間に、又忽ち其響きも止みて天晴れ渡り星輝きければ、思ひ〳〵に親族知友を訪問して安否を尋ねける、然るに其翌夜も丑の刻頃に至れば、又もや赤氣中空に立昇り、やがて消ると同時に囂々として、男女老幼數百人の悲泣せる如き、風にも非らず、浪にもあらぬ一種の響き木だまに反響して身の毛もよだつ程なりしに、忽ちに止みぬるにぞ、人々もこはそもいかなる事ぞ、時も違はず斯る事の打續くはなど、怪しみ訝かり、夫に付ても斬る時の習とて己れ〳〵が思はくを仕たり顏に說出して、是ぞ何の兆、かの前表ととり〴〵に私語合しに、又其翌夜も右の如くなれば、いかにしても一夜二夜は、同じ事もあらんが、三夜續く事あるべからず、今夜こそは必らず火災ならんとて、兼て方角火消を命ぜられ、又は定火消を命ぜられたる面々は、俄かに消防の出を打せけるに、又忽ちに消たりしかば、火消方の大名も事の輕忽を恥らひけるが、是より後は每夜丑の刻となれば、初めの程は人々も畏れ怪しみしかど、今は馴ぬれば誰畏るゝものもなく、又例の事よとて打過る程に、何もののいひ出したるとは知れされど、此赤氣こそ數百年間に一度現らはるゝものにて、誠に豐年の兆なれば、明年は必らず豐年なるべしとの噂出てければ、果は豐年雲など、呼なせるものさへありし、こ

は吉保朝臣が此頃餘りに、下々の天變をいひ騒ぐより、紀伊殿御不例も未だ御全快といふに非ざれば、遂にはあらぬ噂などいひふれて、公の御怒りに觸ん事を恐れ、窃かに護持院隆光と申合せて、斯る風説をいひふらせしなり、然るに十四日の火災より、第八日目に當り、二十二日（十一月）の夜丑の刻過かの沖より、大浪のよする如くなる音して、これにつれて例の男女老幼の悲泣に似たる音のしてけるが、人々も例の事よと思ひ居たるに、其浪音の如き響きの近付に從つて、こはいかに大地非常の震動にて、家宅門墻ともに西に東に震ひ動き、打倒る、有樣すさまじなどいふ計なく、其響きは大雷の如く其勢ひは大風の吹來るか、大浪の打寄する如くにて此難を避んとて周章ふためき、四方に走り迷ふ老幼男女の泣き叫ぶ聲は、地震の響に反應して前の夜まで不思議と思ひつる物音は、實に此前表とは知られたり、殊に所々の倒家より出火して、それがため死傷するもの甚だ多く、眞に關東未曾有の大變なり、其時の形況は幕府日記を始め諸書に詳らかに、殊に新井白石先生の折焚柴の記にも具さに載せあれど、何れも長文なるをもて、今當時御徒目付たりし、千原某の覺書を左に錄して、大要を示す。

十一月廿二日夜丑の中刻少し前、地鳴る事夥しく雷の如し、忽ち大地震にて戸障子倒れ、家は小船の大浪に動くが如く、人々あはて、表へ駈出し候に、足元立申さず、地二三寸より

所により五六尺程割れ、砂或は水を吹出し、石垣壞れ、家藏は潰れ、穴藏は搖あげ、死人怪我人夥しく、泣さけぶ聲大風の如く鳴渡り、所々出火有之候て、其明りにて空は一面赤く八時過ぎ頃品川海手の方より、津浪打上げ濱の方へ逃出し候もの、悉く浪に捲取れ、中々筆紙に盡し難き有樣、夫より引續き晝夜何度となく、地震これあり、上樣御始め市中下々まで晝夜野宿にて明候處、廿四日夕方より大雨降出し、諸人彌難儀致し候、此後は地震大に薄らぎ申候、右に付破損ヶ所我ら見廻り候分、御城内にて下御勘定部屋より喰違御門まで殘ずつぶれ、三の丸御土藏二つともつぶれ、右二ヶ所にて死人五人、怪我人は數知れ申さず、大御留守居與力番所、二の丸銅御門、かぶき番所、紅葉山下冠木番所、内櫻田御門番所、大手腰掛一橋御つき屋、御廣敷の方御物置部屋殘らず潰れ、右の所々死人十八人、半死半生の體に罷在候者六人、怪我人數知れ申さず和田倉、馬場先、鍛冶橋、數寄屋橋、山下、雉子橋、小石川、牛込、市ヶ谷、半藏、赤坂、四谷、田安、平川口、筋違橋、淺草橋、常盤橋、吳服橋、外櫻田、西の丸下、御厩、虎之御門、日比谷石垣ゆりくづし、所々御門多破損塀大形倒申候、其外御府内一圓武家寺社町家等の潰れ破損中々筆紙に述難く、矢口氏（町奉行附の與力ならん）に承はり候へば、唯今まで町奉行中

へ届候分、死人三萬二千餘と申事に候、又飛脚を以て御届の分大略左の如し。

右の同日同刻相州小田原大地震にて、城竝に侍屋敷町家等過半ゆりつぶし、城内竝に十二ヶ所より出火小田原中殘らず燒失、其の上大波にて夥しく死人これあり、箱根山くづれ荷物の通路相止り鎌倉も同樣山の内離山より建長寺まで、在家殘らずつぶれ、片瀬在家殘らず津波にとられ申候、小田原より品川まで宿驛つぶれ家多く、とても旅人宿泊相成らず候、死人怪我人は何分慥なる數は、相分り申さず候由、房總九十九里まで津波大波都合四度、同日同刻より廿三日にかけ打よせ、人馬の死傷夥しく候えども、急ぎの間慥なる數は相知れ申さず候由。

其慘酷の形況右の如く、實に筆するに忍びざるなり、しかのみならず此月二十九日（地震より八日目）申の下刻（今の午後五時）小石川水戸邸より出火せしに、折節北風烈しく、忽ち四隣に延燒して、本鄉、湯島、柳原、淺草より飛んで本所に及び、深川まで一圓に燒拂ひ、此時兩國橋を始じめ本所、深川の橋々大半燒落たれば、これがために死せしもの、千二百三十人餘ありたり、斯く重々の大變に御城の破損は申に及ばず、所々御門々々の普請より罹災人民の救助又は大名旗下士への御手當など夥しく用度の嵩みてければ今は中々斯る場合に御養君仰出さるべうもあらざれば、そは所々御普請出來の上ならでは行ひ難き大儀式なれば、先差當りたる天變後の救治こそ肝要なれ、夫に付ても御勝手御差支なき樣にと、急に吉保朝臣荻原重秀と議して例の金銀吹直しなどの議事ら財務の一方に心を傾むけて、一日も早く災後の救治を急がれける、されば此大震の折柄甲府殿御住居なる、櫻田邸よりも出火して燒失ありしかば、直ちに下谷なる下邸（今の根津）へ移らせられしが、後の普請は幕府より成下さる由仰出され、さて夜を日に繼て工事を御急ぎありしかど、斯る未曾有の大災後なれば中々に月日を過されて、漸く翌年二月に至り成就してければ、御移りあるべき由仰出されけるに、此普請の地祭りより、成功の後の安鎭祭まで、例の護持院隆光が勤めたれば、素より公が御歸依の僧なれば、其筈の事ながら、甲府殿御住居の邸なれば、いかなる修法や行ひけんと、心ある人々は窃かに眉をひそむるも、少なからざりしが、初め甲府殿御邸を出させたまひし時は、非常の折柄とはいへ、御馬上にて勇ましく下谷の下邸へ入らせられ、夫よりは折々に御登城などもありてければ、さては御不例も、さはやがせたまひしかと内々悦び合ふ人々も有しに、再び御普請成就して櫻田の邸へ移らせたまひしよりは、いつとなく御心地例ならず、遂に御病つかせられたり、是までは御病身と披露して、常々引籠らせたまひしは、甲府殿自ら戒しめたまふ所ありて、態と斯世

に披露せしかど、今度は眞に御病氣にて、御熱氣強く、殊に御癪の氣にて、折々差詰りたまふ事などありしかば、偖こそ此御邸の地鎭祭、安鎭祭などに必らず故こそあるならんと、他の人人よりも甲府殿御家來にも、密かに其穿鑿に心を盡すに至れり、中にも御側衆なる間部宮内、松野縫殿などは其辛苦一方ならず、遂に自ら邸中を見廻りて、護持院隆光が地鎭祭の時、埋置たる幣物を發掘してこれを取出しけるが、そも地鎭祭には邸の四方と中央とに幣物を收むる例なるが、四方の分は取出したるも、邸の中央は綱豐卿御住居御殿なるをもて、如何ともなし難かりしが中央は殊に祕符等嚴重に收めらるゝなれば、いかにもしてこれをも取除かんと、間部、松野の二氏自ら椽の下に入り、辛うじてこれを掘出したるに、別に怪しと思ふものもあらざりしかど、唯一の祕符に干支を書付ありしは正しく綱豐卿の御生年月なりしかば、偖こそと思ひ當りて密に之を御覽に供し、悉く燒捨たり（此事を俗書どもに護持院が調伏のため人形を埋め置たりと記せしなり）されど御病氣は猶御快方に赴きたまはざれば、人々もこれはいかにと心を痛むる折柄、甲府殿御簾中にも御心地例ならずとありて、日を經るに從ひて重らせたまひしかば人々の驚歎一方ならず、晝夜心を盡して看護し參らせしに漸くに御兩所ともに御快方に赴かせたまひし折柄世上に一種の熱病流行してければ、さては甲府殿の御病もこれなるべしとて、始

めて護持院隆光が咒咀に非らずと安堵したり、概ね大地震などの後は必ず斯る病の行はるゝなれば、今は門々戸戸此病に罹らぬものとてなかりしに、やがて紀伊殿御不例と聞えければ、公を始め人々の驚歎いふ計なく、日々典藥を遣はされて、御樣子を見せしめ、且諸寺諸社の御祈禱など仰出されて、一日も早く御平癒あれかしと思されける折柄、鶴姬君にも御不例の由披露ありければ、こはそもいかにと人々の驚歎奔走たとへん方なく、公を始め紀州家は元よりの事諸大名我も〳〵と諸寺諸社へ祈禱を修するなど、上を下と騷ぎ立てけるに、世上には又々麻疹流行して、しかもこれがため死するもの多かりしに、甲府殿麻疹と披露ありしに、續て紀伊殿も同樣麻疹と披露ありしかば、公の御心痛一方ならざる上に、重ねて鶴姬君も同じ御事なりければ、こはそもいかにと上下擧りて、手に物の付ざるまでの周章奔走なり、されば彌々諸寺諸社の御祈樣々の事なる中に、護持院隆光は特に大祕法を修し、大聖歡喜天浴油の密法を行ひ丹精を凝けるが、其驗にや紀伊殿、鶴姬君ともに思の外に輕くおはせしに引替て、甲府殿は殊の外なる難症の由聞えてければ、口善惡なき人々は、偖は護持院が咒咀のためなど、とり〴〵噂し合たり、斯て甲府殿にも漸く麻疹は濟せられしかど、疲勞甚しくて家臣の人々も今はいかんともせんすべなきまゝ、責ては御住居にても改めたらんにはなど、種々に評議を凝て、再

び下谷の御邸に入らせられ然るべしとて、御移りありし程なるにぞ、世上にては、偖は甲府殿は逝去あられしかなど、私語合たり、然るに鶴姫君は麻疹は軽すませられしが、再び時疫に感じたまひて、日を追て御悩み重らせたまひければ、公を始め大奥向にても、祈禱典薬など様々に御心を盡させられ、別て紀州家にてはやがて西の丸へ御移りあらせらるべき御身なるに重ね重ね御病に罹らせたまひ、しかも次第に頼み少なく見えさせ給ふより、こはそも夢かと計りに寢食を忘れて、看護侍養に力を盡せしかど、醫療祈禱も天命には效驗なくて、此の年（寶永元年四月十二日）、遂ひに逝去あられたり、御年二十歳にましませり、されば公の御歎きは申に及ばず、御母公、五の丸殿などの御歎き、實に餘所の見る目も恐れ入たる程なれば、吉保朝臣にも衆ての計畫相違して、掌中の物を奪はれたる如き心地して、上下ともに暗夜に燈火を失ひたる如く、茫然として高聲さへも出さぬ程に打過ぬ。

鶴姫君逝去に付ては、公の御歎き日を經るに從て彌々甚だしく、御心地例ならずとて、御膳等もろ〳〵に召上られず、終日唯鬱々として打伏せたまひ、何人にも御逢といふ事なければ萬づは吉保朝臣一人の計ひなりしが、吉保朝臣も是までは鶴姫君御相續の上はと、これをのみ第一と頼みて甲府殿の方は自然と疎略になし居たるに、圖らずも鶴姫君逝去ありて、頼みの綱も切れたれど、流石はさるもの、俄かに、此月二十九日自身甲府殿方に伺候して、今日は表立ての御使にも候はず、尤も、表向より御使を遣はさるべき思召に候へども、左候ては御病中反て御障りにもなりなんと、御遠慮に思召れ候て、御内々私を遣はされ候、苦しからずば御對顔あらせられ候樣と、是までに似合ぬ慇懃の體なるにぞ、當時大老職格たる人の入來は輕からざる事なるに、まして御内々の御使とありては、猶更の事なれば、御病間へ召寄られ御逢ありしに、吉保朝臣上意を傳へて、此度の麻疹と申、時疫流行、世上一般の事とは申ながら、既に右のため鶴姫君逝去あられし段返す〳〵歎き思召所なり、夫に付ても甲府殿事は、年來多病の上に、此度の如き諸病打重なり流行せる折柄、別て御案事遊ばされ、何卒一日も早く御快方をと祈り思召る、間、此段申聞よとの御事なりと申述べ、鮮鯛一折に、人參拾斤を遣はさるとありしかば、甲府殿謹んで御請ありしに、吉保朝臣直ちに次の間に退き、家老中へ向て、唯今中納言樣へ申述べき筈なれど、御病中に長座も如何なれば、一通りの上意のみ申述候が、猶御内意には濱御下邸（今の濱御殿なり）の普請も、鶴姫君御忌中にて暫く差扣へ候へども、今程は取掛り追付出來に及ぶべく、猶又麻布白銀の下邸へも近々普請仰せ付らる、筈なれば、是亦近日に出來に及ぶべし、然る上は右の兩所へも、折々御鬱散のため、入らせられ然るべしとの

御内意に候、尤も御養生向を始め、諸事御用の品も候はゞ、拙者まで仰聞らるべしと、いと叮嚀に申述て立歸りしにぞ、甲府殿の家來中、これまでと打て變たる吉保朝臣の仕方に、一同あきれゝ、計なりしが、去とて中々心をゆるし難しと、半信半疑に打過しけるが、それより日々に吉保朝臣の許より、使を遣はし御樣子を伺はれけるが、甲府殿方にても、何となく底氣味悪しくて、唯一と通りの挨拶のみなり、然るに此年五月より、又々紀伊中納言綱教卿御不例と披露ありしに、公は今更に申までもなく、人々も鶴姫君逝去あられしとて、御聲の筋目、東照宮御曾孫の事なれば、必らず御相續あるべしと思ひ詰たる事とて、すは一大事と噪ぎ立て此所の修法、彼所の祈禱と上を下と奔走する中にも、彼護持院隆光、最前鶴姫君の時には、法驗もなく逝去ありたりとて、人々の窃かに彼是と噂し合ふと聞たるものから、是非此度こそ法驗を顯はさんものと、三七日斷穀にて種々の大祕法を修せり（此時は實に甲府殿と紀伊殿と、命替の法を修せしといへり、されど今余が考ふる所にては、果してさる修法のあるや否やと疑はし）是等故にもやあるらん、六月の末より、少しくさはやがせたまひ、御膳等も追々に進ませらるゝ由聞えければ、公を初め御悦び斜ならず、是皆典藥と修法祈禱の效驗なりとて、夫々に厚く御賞詞ありて、數々の賜ものありしに、やがて七月に入てけるに、卒かに御樣子差重らせ、御癪

つかへて、ものをも仰られずと聞えければ、こは大事と人々馳集り、典藥よ祈禱よと立噪ぐ程に遂に逝去あらせられたり、御年二十九歳なり、是に於て人々は重ね〳〵の御事に只あきれあきれて、申詞もなく、公の御歎きの程を恐察し、打しめたる有樣なり。

其中にも御母公及び五の丸殿の御歎きは流石に女の事とて返らぬ事を繰返しつゝ、歎き悲しみ、此尼がいかなる前世の報いにや、果報いみじく將軍家の母堂とまで仰がるゝ身が、今は子孫とても殘らぬ有樣、將軍家御一生の間は格別なれど、其次の御代とならば他人の事とて、上にもいかで御心に掛らるべきなど、行末の事までも取交て御母公のかこちたまへば、五の丸殿も誠に御尤もの仰かな、私とても斯まで重く御寵愛を蒙むりし身の、明日にも身罷りなば、他に誰とても心に掛る人もなしと、各々に身のはかなさを、かこち歎くを聞くに付て、公にも御身につまされて、世の中の事何となく厭はせらるゝ、御心出て、此上はかたみに人々に惠みをかけ、なき後までも其恩に感ずる樣になしなば、何のかこつ事もあるまじと、御母公五の丸殿をも慰めたまひければ、御兩所にも、夫に付ても越前（吉保朝臣の息吉里朝臣）は既に猶子の格にもせしなれば、今はこれのみ便りなりとて、日々に御母公にも、五の丸殿にも、吉里朝臣を召寄られて憂をなぐさむ友とはなされける、されば吉保朝臣には彌々諸事一人にて取計ふに付ても

いつまで斯てあるべき、殊に此年公には御年五十九にならせたまへば、萬一の御事あらんには是非甲府殿こそ御相續あるべき御筋目なれば、唯今より公と甲府殿の御中を取繕ひて、一日も早く御養君の儀を、我ら取計ひなば、必らず甲府殿主從にも、我らを馳走あるべし、左あらば甲府殿御代となるとも、誰かは我らに上を超べきと思ひ定め、是より日々に甲府殿の許へ朝夕兩度づゝ、使者を遣はして、御樣子を伺ひ、其度々に御慰みにもとて種々の物を贈りしが、始めの程は甲府殿方にても、何となく底氣味惡しく思はれて、進物なども魚類又は菓子の類までも何となく疑はれて御食用などはあらせざりしが、後には折々吉保朝臣自身參られて、御樣子を伺ひ、さて次へ退きては家老中などに對して、慇懃の挨拶どもにて、夫より歸宅ありては、先刻御取持忝なしとて、音物を贈りければ、甲府殿家老中も心惡くは思ひつれど、大老職格たる人よりの贈物なれば、有難しとて受納せざれば無禮なり、受納したる上は、直ちに先方へ禮に罷り出ざれば、猶以て無禮に當る故に、是非なく禮に罷向へば、吉保朝臣登城前か、又は下城後にて在宅の折は、何人を措ても甲府殿家老衆を招き入れて對面あり、いかにもゆるゝと四方山の物語などして、歸されける、斯度々打重り行につれ、始めの程の疑ひはいづれへや ら雲の如く散じて、今は漸々親しき中となり、中にも間部宮内詮房は、本は喜多六平太が門下の能役者の子なりしが、甲府殿能樂御稽古の御相手として、折々召出されけるが、其才發竝々ならぬより、御目に留り御小姓に召抱へられて、三百俵を賜はりしが、晝夜の忠勤他人に秀で殊に御病中などは、其身寢食を廢して御奉公を勵みしは、竝々の及ばざる所とて、甲府殿家中にも第一の御奉公人と、人々にも褒らるゝ程なりしかば、追々に御取立ありて二千石を賜はり御側衆の隨一にて、寵任他に異なりしかば、吉保朝臣疾くもこれを聞付け、兼々紀伊殿御相續の御内定ありし頃は、常に吉保朝臣の許へ親しく出入たる興津總兵衛といふ甲府殿の御用人あ りしが、此者は甲府殿の御覺もよからぬに、吉保朝臣の手前に遠慮して、其まゝに成置るゝを知るものから、いかに公へ言上したりけん、七月三十日に、此もの、役を御免ありて間部宮内を奥掛りを兼て、用人に申付らるべしとの御沙汰あり、さて甲府殿用人は、將軍家へ御目見の上、布衣仰付らるゝ例なるにぞ宮内事明八月朔日登城いたさせ候へと仰出されたり。

八月朔日間部宮内登城の所御右筆部屋椽側（一書に波の間替席とあり）に於て御老中列座にて布衣仰付らるゝ旨仰渡され、やがて公へ御目見相濟てければ、夫より大老以下老若御側衆當日の御奏者番などへ、御禮として廻勤し、さて歸宅ありしに、留守の間に吉保朝臣の許より使者を以て、太刀一腰、馬代黃金二枚、色羽二重十疋を贈りて、今日の祝儀を述られしかば、間部も

大に驚き、何はともあれ當時大老職格たる人より、陪臣への賜ものなれば、甲府殿に今日の首尾を申上げ、さて松平美濃守殿より、斯々の品々使者を以て遣はされたる旨、申上しに、甲府殿にも、當時一人にて諸事を取計ふ美濃守が御自分御氣に入の間部を、殊懇ろにもてなさるゝを、御滿足ありてければ、夫より間部は早々吉保朝臣の許に禮に參られしに、もはや夜に入たれば、取次のものに、今日の禮を申述て歸らんとせしに、取次のもの先暫く御控へ候へ、其元態々御出の儀を美濃守へ申入るべしとの事故、いなみもならず控居たるに、御面談申べければ御通り候へとて書院へ迎へ入れ、やがて吉保朝臣出座ありて、今日の賀儀を申述、さて申さる、上に及びたるより、仰出されたるにて我ら儀も其許存知の通、輕き者より當上樣御厚恩を以て る樣は、其許には甲府殿別して御心易く召仕はる、由承はりて此度の儀も夫らの次第遂一言か樣結構に召仕はるゝなれど、さて御心易く召仕はるゝ身になりては、片時も心の休まらぬものにて、實に察し入るなり、殊に甲府殿は御多病の御事なれば、嘸かし苦勞の程察し入ると、懇ろの挨拶にてありければ、間部も懇ろに禮を述て立歸りけるが、これよりしては甲府殿へ使者を遣る序でに、間部の方へも折々は使者を以て音物を贈ることありしにぞ、其度々に間部も吉安朝臣の許へ禮に參れば必らず對面ありて懇ろにもてなしけるまゝに、始めの程は油斷なら

ずと疑ふ心もありしが、遂には打解るとまでならざるも、互ひに親しく成行まゝに、吉保朝臣は殊に甲府殿御病氣の樣子を心配し、彼是と問尋ねらるゝより、紀伊綱教卿御存生の間こそ包み隱しもすれ、今は世上に誰憚る人もなきまゝに、追々御快復あらせられたりと申けるにぞ、吉保朝臣喜色面てに顯はれ猶此上とも御保養こそ第一なれば、濱の下邸、白金の下邸も、御普請出來致しつるに、未だ御出もこれなきは、御遠慮に思召るゝならんが、其儀は御無用に遊ばされ、折々御出あらせられ候へと、御勸め申然るべしなど申けるが、八月二十五日吉保朝臣、甲府殿に參りて、今日も御内々上意に依て、罷り出たりとの事なれば、甲府殿にも御對面ありてけるに、追々御煩ひ御快方の由上聞に達し、御喜悦斜めならず、此上とも御養生のため、折折下邸へ參られ然るべし、尤も病後未だ登城もこれなきとて、遠慮に及ばざる旨申述しかば、甲府殿にも忝じけなき上意の由御請申上て、吉保朝臣は歸られけるが、やがて間部の許へ使者を遣はし、先刻は御取持忝じけなき由申て、音物を贈りけるにぞ、間部も例の通禮として行向ひけるに、吉保朝臣對面ありて、先刻見上げ申候へば、先以て御快方の御樣子恐悦に存じ奉ると申、さてあの御樣子に御座候上は近々御登城あらせらるゝ方然るべしと申ければ、間部も御尤もの御事、既に御病中度々の御尋ねも成下され候へば、來る二十八日、月次御禮を幸ひ御登

城あるべき筈に候と申せしかば、吉保朝臣一段然るべしとの事なるにぞ、間部罷帰りて此次第を甲府殿の御聞に達しけるに、美濃守左様申に於ては、いかにも二十八日登城あるべしとの事にて、右の由を向々へ達したり。

さて二十八日彌々甲府殿御登城ありてければ、諸役人中偖は彌々御病氣も御快方なりけるぞと見てければ、今まで甲府殿を邪魔物の如く取なしたる面々は、此上は御養君にも立せられんには、いかなる返報あらんも計られずと、肝を冷すもあり、又は常々心をよせたる族は、早く御養君にならせたまへかし、其時は今時めく奴原の泣面見るも一興なりなど、思ふもありて、取取なる中に、吉保朝臣こそ平生邪魔物の如くなしたる第一の人なれば、やがて御養君とならばいかに成果んなど思ふ折柄、先づ大老、老中の方々に、御逢あるべき由仰出されてければ、何れも打揃ふて罷出（此事は甲府殿に限らず、御三家方登城の時の例なり）しに、夫々に御挨拶ありし中に、別して吉保朝臣へは御懇ろの御挨拶どもにて、打とけたる御様子なりしかば、人人もさては吉保朝臣の威勢には、甲府殿も追従なさるかと驚くもあり、又は今はあの様に成るとも、後日の程を見よといふもありけり、こは吉保朝臣が兼て甲府殿と疎遠なれば、必らず後々は能事あるまじと、人々の思ふ處を察して、自身にも實にもと思ふより、兼々頻りに甲府殿に取入て、さて登城の折には懇ろの様子を人々に見せて、益々自身の威權を示さんと、さてこそ今日の御登城を申勸めしなり、さて公には御黒書院に出御ありて、形の如く甲府殿病後の御禮をうけさせられ、やがて又奥の御座の間へ召れて、御對顔あられしが、今甲府殿病氣快方の様子を御覽ぜらるゝに付ても、鶴姫君の御事など思召出されては、何となく御心も鬱々となりらせらるものから、御座の様子も打しめりたる如きを、吉保朝臣、始終心を盡して取合せ申せしかば、先は一通りの事にて相濟御退出あらせられたりしが、吉保朝臣の心盡しを御滿足ありて、御使を以て御禮を仰せ遣はされしにぞ、吉保朝臣直ちに御禮として、甲府殿へ參られければ、御對面ありけるにぞ、先以て御登城とまでに御快方あらせ候段、恐悦に存じ奉り候、唯此上は彌々御保養事一の旨を申て罷歸られけるふ御心も解けて、先づ麻布白金の下邸へ御出あられしに、所がらとて其眺望は江戸灣を前に控へ、遠く富岳を望み、風景絶勝なる上に、御殿向普請の結構中々に美を盡したりければ、甲府殿にも公儀より建下さる所の、前々の普請とは事變りて見えし程に、是はいかにと御尋あれば松平美濃守諸事念入れ候様、堅く申付候故なりとの事に、彌御滿足あらせられける、是ら實に吉保朝臣の計略にて、紀伊殿逝去の上は、甲府殿御養君たるべし、さありては是までの事御含

みあらん、今より此卿の御歓心を得ざれば其身は勿論子孫のため覺束なしと、斯まで内に外に心を盡して、俄かに甲府殿を重んぜられしなり、されば世に傳ふる日光邯鄲枕、元寶荘子、護國女太平記などいふ俗書の類には、吉保朝臣遂には兵を起して、天下を奪はん奸計を廻せりなどあるは、素より取に足らぬ大螺にて、實はさる非常の大事を行ふべき性質の人にあらず、唯小心翼々として、巧みに上の意を迎合し、百事抜目なく立働き、只管上の歓心を得るに汲々たるのみ、故に昨日まで公が西に向ひたまへば、己れ先んじて西の方隅から隅まで、駈廻りながら、公忽ち東に思召ある色を察する時は、直ちに方向を東に轉じて、先んじて東の隅々まで抜目なく駈廻る奇慧の才器のみ、故に上の好む所は生類の事にても、貨幣の事にても、輪に輪をかけて取計ひ、毫も弊政といふ點は顧みざりしなり、さて其後吉保朝臣は甲府殿彌御全快の様子を見て、此上は御養君たるは此卿のみなれば、於ては、後々のための計ごと、此上あるべからずと思定めたり。

其後九月九日重陽の賀儀として、甲府殿御登城ありしに、御黒書院の御禮も濟て後、例の通御座の間へ再び召出されしかど、さしての御催ほしもなく退出あられしが、吉保朝臣は事の序を以て、公に甲府殿御全快の御様子など御噂申上、夫に付ても紀伊殿逝去の上は、兼々仰定められ候御養君の儀は、今ははや甲府殿の外御座なく候上は、早速仰出され候て、如何候べきと申上しに、公は暫くとかくの仰もなかりしが、やゝありて尤もの申條なれども、甲府殿は久しき間心に於て隔つるとは思はねども、何事も疎々しく成來れるを、今俄かに御養君にと申出したりとて、中々安心して承諾せん事、覺束なし、若も申出して御受遅々に及ぶ事もあらば、結句それがために、六つかしき事も出來らん、それよりは予斯くて在る程は、是まで通に致し置明日にも予死したらんには、相續を申出され方然るべきか、予が御養君たりしも其如くなれば右の様にもせんかと思ふなりとの上意に、吉保朝臣とても、元より身に覺えもある事なれど、流石はさるもの、此上意を承ることは、御尤も至極の上意に候へども、餘りに甲府殿手前御斟酌に過させたまふ様、憚り乍ら存じ奉り候、縦ひ前日まではいか様に思召せたまふとも、今日御筋目を正されての仰出されなれば、天下擧りて萬歳を祝し奉るべし、殊に甲府殿とても是までは御多病の御事とて、御登城とても稀々にあらせられしなれば、御疎々しくならせられしは自然の御義、誰かこれを怪しみ申べき、若又甲府殿一旦は御辭退あらせたまふとも、御筋目を正させらるゝに、何の仰立られも、これあるまじく候へば、唯今の内に御養君に仰定られ候て、御政務向御指南も遊ばされ候はゞ、是まで御掟遊ばされ候ことどもゝ、長く崩れ申ま

じく、左候えば彌御代萬歳の基と存じ奉り候と申上しに、公は其方申所誠に道理なり、去ながら辛爾に申出して、よしなき紛議を見んよりはと思ふなり、夫とも其方に於て、かゝる配意に及ばず、首尾能申整んとならば、ともかくも計ひ見よと仰出されしかば、吉保朝臣謹んで、左候はゞ私取計ひ見候はんと御請申上しに、公はともかくとも御許容ありける、是吉保朝臣が、公にすゝめ奉りて、唯今より御養君となし置れ、御政務御指南遊ばされ候はゞと申せしは、已れ先づ此儀をすゝめ奉りしなれば、其功に依りても、甲府殿御代にも御咎めなどあるまじく、且は御養君として、吉保朝臣輔佐し奉りなば、是までの弊政は急に更るに及ばざるのみならず、猶御父子の御覺えめで度まゝに、彌威勢を輝すべし、若然らずして公が薨去の日に、御相續とあらんには、彼の酒井忠清朝臣の如く、已れ先づ罪蒙むるは必定なればと思ひ、天下のためよりも、身のために強て此儀を言上せしなり、夫より吉保朝臣は、甲府殿用人間部宮内を招き申けるは、甲府殿御事、久しき間御病身にて月次の御登城さへも、稀々におはせし所、此程漸く御全快の御様子、憚り乍ら恐悦に存じ奉り候、然るに上様には、追々御老年にならせられ候上に、先達て鶴姫君樣御逝去あり、續いて紀伊殿にも逝去あられ候へば彼是の御愁傷に、此程も猶鬱々とのみ遊ばされ御座候儀、實以つて恐れ入り存じ奉るのみならず、右の御樣子にて御過し遊ばされ候ては、御容體にも御障りあるべし、是亦心痛の至なりさればとて御物堅き御性質にあらせられ候へば、思召に出ざる御遊などは申上難く、如何仕らんと日夜存じ詰たる所、ふと存じ付候は甲府殿御病氣御快方あらせられ候へば、其御祝儀として、御成を御願ひあらせられなば、上樣にもいか計御滿足あらん、且は右の序を以て、是までの御愁傷をも慰められなば、天下のため恐悦至極の御事なり、去乍ら此儀は唯取次申さんよりも、甲府殿御直に仰上られ候はば、猶以て御滿足あるべし、幸ひ來る十五日(九月)月次御登城の砌、然るべからん、如何存ぜられ候やと申けれども、間部は委細を承り、先以て御心入の段忝じけなく存じ候、罷歸り候上早々甲府殿聞に達し、御返事申入べし、さて右に付私存じ付候は甲府殿家來どもは、何れも不骨ものに候へば、御成仰出され候とも、御前へは素より罷り出べき筈は御座なく候へども、御役人中に對し萬一疎忽の儀も候樣にては、甲府殿に於ても公儀へ對し尤も恐れ入思召さるゝなれば、此儀を以ても如何これあるべくやと存じ候と申ける、こは間部は是までになき御成の儀など願立させ、さて當日に至りて無調法の廉々もあらんにはそれを種に、御咎めあらんとの事かと思ひけるより、態と斯は申せしなり、其時吉保朝臣答に尤もの申され樣ながら、其儀は少しも心配に及ばず、彌御成仰出され候はゞ、憚り乍ら我ら家

來共進ずべし、當家へは度々御成もあらせらる、事とて家來どもすべて事馴れ候へば、聊か遠慮に及ばず諸事問合せらるべし、且又當日は早朝より拙者も伺候致し、御勝手へ相詰め諸事指圖も致すべければ、吳々も心配に及ばず、何卒御成の仰立られこれある樣、甲府殿へ宜しく申上られ候へとありしかば、間部も委細承り候とて罷り歸り、家老中へ申達して、共々甲府殿の御聽に達しければ、美濃守左程までに申に於ては、否むべきにあらず、然らば十五日登城の上右の由言上申べしとありて、やがて其日にもなりければ、御登城ありて例の通御禮相濟て後御座の間へ召出されけるに、吉保朝臣御側に候して、種々御取合せ申されければ、甲府殿よりやがて近々の內御成なし下され度由、謹んで願ひしに、公も大に御滿足ありて、日限の儀は追て相定むべき由仰せ出され、是れまでになき御氣色にて甲府殿退出あられたり、さて公は甲府殿の斯申されしも、實は吉保朝臣の計ひに出しなりと、推させたまへば、厚く御賞美あらせられ、又甲府殿には是までは、何となく御間の疎々しくありしに、今は御直に御成を願ひ申せば深く御滿足あらせらる、程になりしは、皆吉保朝臣の計ひに出たるなりと思召されて殊に御悅びありたり、やがて十月五日彌御成あらせらるべしと仰出されければ、甲府殿方にて急ぎ其用意ありしに、吉保朝臣自身參られて、諸事を指南あり、其上日々に家老中其他の家來を遣はして、彼是と相談せしむるなど、一方ならず懇切を盡され、さて其日にもなりければ、吉保朝臣若年寄本多伯耆守正永朝臣以下の人々と、もに、早朝より甲府殿へ伺候ありて、萬づ御待設けの指圖などあり、巳の上刻公御成あり、御供には御側御用人松平輝貞朝臣及び若年寄稻垣重富朝臣以下の人々にて、此時甲府殿長上下にて、御門外に出迎へられしを、上意に依て御玄關にて御待受あり、御先に立て御書院へ招じ御上段に御着座あり、次に甲府殿御熨斗鮑を捧げしに御手自取てこれを賜はる、夫より御側御用人松平輝貞朝臣御土產の目錄を持出し、甲府殿に傳へられ、次に甲府殿獻上の御品（品ものは略す）前同人披露あり、次に式正の御膳を差上、其時御盃を甲府殿へ遣はされ、御刀御腰物、名物の茶壺を下され、甲府殿より御返盃ありて、御刀御腰物鞍置馬など進ぜられ、夫より御簾中御目見御盃事獻上拜領等あり、次に家老用人の輩へ下され物あり、畢て御膳を召上られ甲府殿御夫婦にも御相伴仰付られ相濟て御講釋あり、甲府殿へも御所望あり、夫より御能始り御所作ありて、何れも拜見仰付られ、此間始終吉保朝臣御側に候して、諸事御取合せ申上ければ、公にも一入の御悅びにて、此日始めて甲府殿の館は夜の明けたる如き有樣にて、和氣洋々たり、やがて夜に及びて公還御あらせられたり夫より翌日甲府殿御成の御禮として登城の所、御座の間へ召出され、種々御懇ろの上意にて、

品々下され物などありて、始終吉保朝臣御側に候して御取合せ申されしかば、別して甲府殿にも吉保朝臣の篤志を御滿足あらせられける、其後間部宮内、吉保朝臣の許に至り用談の序でに吉保朝臣申されけるは、甲府殿御年來の御病も、此程はすきと御快方あらせられ、恐悦これに過ぎず、然るに甲府殿にも、御年もはや四十三歳にもならせられ候、御子樣方御出生御座なく尤も御病中にては且筈の事ながら、此上は何とぞ御子樣御出生あらせられ候へかしと存じ奉るなり、去りながら御簾中樣は近衞家より御入輿と申、一つには上樣へ御遠慮にて御愼しみの事にも御座候はんか、そは御尤もの思召なれども、當上樣御出生の御子樣方、在らせられ候ひしに、唯今は御一人も御存生ましまさず、いかにも御殘念に思召れ候より、何とぞ甲府殿に御子出生あれかしと、思召され候やらん、御内々にて斯る御噂も候へば、幸ひ其元へ申入候なり夫に付ては必らず御遠慮に及ばざる間、能々御心得ありて、上樣思召の通りを申上られ候へとありしかば、間部も公の左程までに、臺慮にかけさせられ候儀、誠に以て有難き次第なれば申上候はんなれども、常々御律義の御方なれば、卒爾に左樣の事言上仕らば、何とか怪しみ思召されなん間、先早速に言上は仕兼候はんと申ければ、吉保朝臣ともかくも、上樣思召の通を言上あられ候へと申て別れけるが、其後吉保朝臣、甲府殿へ伺候の序でに、右の趣を委細に申述たりしに、甲府殿にも上樣厚き思召の程有難く承はりて候、折もありて御噂もあらば宜しく申上られ候へとありて、吉保朝臣は退出ありけるが、やがて自身が妾なる（正親町大納言公通卿の女）町子の從妹に、園池中納言宗朝卿の女は、其頃堂上家の中にも、美人の聞えあるよしを兼々聞居たれば、直ちに使者を遣はして、園池家へ息女下向の事を申入れ、さて甲府殿御簾中の御實家、近衞前關白基凞公の御許へ、内々にて使者を上せ、甲府殿に御子御出生あらせられざるを、將軍が妾の因みを避んがため、更に櫛笥大納言隆慶卿の養女となし、さて甲府殿御簾中の御實家、近家にも惜き御事に思召れ、御内々仰進ぜられ候事も、度々にて候へども、御物堅き御性質とて御簾中樣の御手前、又は當御殿などへ對させられ、何の仰出されも、御座なく候へども、甲府殿にも御年四十三にもならせ候へばと、將軍家にも切に思召れ候、夫に付今度園池中納言殿姫君、御下向の儀を取定め、櫛笥大納言殿御養女として、甲府殿御簾中樣御介添のために、近々江戸表へ罷下る筈に候、去乍ら當御殿の思召を相伺ひ候はでは、表向取計ひ難きに付、如何御座候やらんと、申させけるに、近衞殿にても、姫君關東御下向の後年久しくはなりぬれど、唯文の通のみにて、まのあたり都の物語聞べき人もなく、嘸徒然にておはすらん、幸ひ外ならず園池殿の息女とあれば、實に願ふ所なれ、定め下向の上は、昔今の都

の物語どもにて、徒然を慰くさむのみならず、和歌管絃の友として、月の夕花の晨よき友垣ならんと、思さるゝ由仰下されしかば、使者大に悦び早々に御供申て罷り下り、先づ吉保朝臣の許に落着ける、夫より吉保朝臣、公の御内々思召よらせたまひしより、態と使者を京都へ上せ近衛殿へも伺ひまゐらせしに、斯々の仰なれば、御供申させ罷下りて候へば、御簾中様御介添に、召置れ然るべしと、間部の許へ申遣はせしにぞ、間部も大に驚きしが、先ともかくとて、甲府殿の御聽に達しけるに、是はと驚かせたまひしかど、さて罷下りたるものなれば、先ともかくもと御返事を仰られたり、それより甲府殿方にても、捨置き難く、殊には近衛殿相談の上にて、御簾中御介添との事なれば、早速其由を御簾中へ仰られしに、流石は京都より下りたりと聞ては、御なつかしく思されけるまゝ、早々召出され然るべしとの事なれば、さらばとて吉保朝臣の許へ斯と申通ぜしにぞ、畏りて送り参らせければ、甲府殿はとにかく、御簾中の御悦び大方ならず、今までは文の上か、左なくば稀に下りつる使者などに、都の様子を御尋ねありて、これをも心樂しみとなされつるに、今園池家の姫君の御下りありて、しかも御側らに仕へ申なれば、表こそ主従なれ、御内々は御兄弟の如く語らひたまひける、されば吉保朝臣も、我妾の従妹なる園池家の姫君の、今は甲府殿の奥向にありて、御兩所の御覺えめでたきより、いつしか妾の名も御聞に達してければ、御簾中も彌興ある事に思されて、さらば歌よみてよなど仰らるゝ事などありしより、甲府殿の奥向と、柳澤家の奥向とは、追々に密接の關係をもちてけるにぞ、吉保朝臣、今は甲府殿と自身の間柄は、内外ともに調ひて、心がかりの節もなければ、是よりは、彌御養君の儀申行ふべしと、其支度として、西の丸御手入れ等夜を日に繼て急がせけるにぞ、十一月中旬悉く出來しければ、やがて此由公へ言上して、彌御養君仰出されの日時を、御定めあるべきに付、護持院隆光へ申渡すべきかとありしに、公の御驚き一方ならず、甲府殿事は中々承諾もあるまじ、若左もあらば、よしなき事ども、出來なんと思ひしに、斯早々に調ひつる事、實に奇代の忠勤と、厚く御賞美あらせられ、さて隆光より日時は十二月五日然るべしと、勘進申上しかば、さらばとて夫々は御支度あらせられ、頓て十二月四日御使番楠村主膳を以て、明日辰の刻（今の午前九時）御登城あるべき旨、仰遣はされければ、甲府殿には、御養君などは夢にだも思はねば、いかなる事やらんなど評議取々なりしに、吉保朝臣の許より、間部詮房朝臣の許まで、手紙を以て、明日御登城の儀は、大御慶事に候へば、御祝儀旁、御心得までに申入る、とありしかば、さてはと悦喜限りなく、早々甲府殿の御前に罷り出此由を披露せしに、甲府殿忽ち御氣色かはり、不心得なる美濃守かな、天下の政務に預かる

身が、縦へいか様の間柄なりとて、前以て其事を洩す事あるべきか、此儀必らず口外致すべからずとありて、是より再び甲府殿吉保朝臣を憎ませたまへり、こは吉保朝臣前以て斯と告まるらせなば、其御支度などのため、大に御都合よしと御悦びもありなんと、思ひしよりの事なりしに、思の外なりしは笑止なり、さて五日辰の刻甲府殿御登城ありしに、公にも鬚斗目長上下にて、御座の間御上段へ御着座あり、やがて甲府殿を御上段に召出され、時に御側御用人松平輝貞朝臣御鬚斗鮑を棒げしに、御直に清楊院殿（甲府綱重卿）御筋目を思召され、御養君たるべき由仰含められて、御手自御鬚斗鮑を遣はされしに、甲府殿身に餘り有り難き上意には候へども、元來多病の私中々天下の掟仕り候事叶ふべくも御座なく候へば、御免下され候樣願ひ奉ると仰上られしに、公尤もの事ながら、清楊院殿御筋目なれば、是非に御受あるべき由上意ありしに、吉保朝臣も謹んで、御上段の際に進みより、御筋目と申、御年頃と申、天下の御ため此上の恐悦御座なく存じ奉る由、言上しければ、甲府殿にも此上は上意謹んで畏まり奉ると、御請仰上られ、夫より式の如く三獻の御祝ありて、一と先甲府殿退出あられけるに御供には若年寄稻垣安藝守重富朝臣、御跡乘は大老職格の吉保朝臣と、御老中本多伯耆守正永朝臣相勤め、威勢堂々として外櫻田の御住居へ歸らせられたり。

それより公は、三の丸御母公の許へ御出ありて、今日滯りなく甲府綱豐を、御養君に定めたれば、先は安堵致したり、これ併ながら美濃守が希代の忠勤に依れりと仰られければ、御母公にも上樣の御安堵恐悦に存じ奉り候、夫に付ても美濃守が忠勤今に始めぬ事ながら、別して此度の事は天下の御爲め、此上や候べき、とにも斯にも、厚く御賞美あらせらるる方ならんとて仰られければ、公も尤もの由仰られけるが、甲府殿御養君の事に付ては、始めより北の丸殿、五の丸殿の二人は、何となく面白からず思ふ事とて、此御沙汰を承はると、今更の樣に驚きてけるが、さてすべき樣もなければ、唯表向のみは恐悦に存じ奉ると申もの、内心の無念さは、いつとなく事毎に顯はれて、遂に西の丸大奥と、御本丸大奥と不和に成行けるが、此兩間に立て、いつも兩方を甘く調へて、其度々に御賞美に預りしは、獨り吉保朝臣のみなり、さて翌六日彌甲府殿西の丸へ御移りあるに付、巳の上刻外櫻田御住居を出御あらせらるゝにより早朝より御迎として吉保朝臣及び御老中秋元但馬守喬知朝臣、本多伯耆守正永朝臣、若年寄加藤越中守明英朝臣、稻垣對馬守重富朝臣、以下兩御番頭、大小目付等、各組士を從へ參上し、辻々は御徒頭組下を率ゐて嚴重に警固し、やがて甲府殿の御供は吉保朝臣及び秋元知喬朝臣、稻垣重富朝臣を始め、兩番頭大小目付、續て御簾中御供には本多正永朝臣、加藤明英朝

臣を始め、御留守居、御廣敷の面々大小目付にて、將軍家御成の格にて、嚴重に行裝を整へ御入城ありしに、西の丸御女關前御門外には、小笠原佐渡守長重朝臣、稻葉丹後守正通朝臣、井上大和守正岑朝臣、永井伊賀守尚庸朝臣の御老中若年寄出迎ひ奉り、直ちに御座の間へ入らせられ、更めて御白書院に於て、諸御役人中へ御目見仰付られ、夫より御本丸へ入らせられ、御座の間に於て御對顏の上、公より從二位大納言に御昇進、且御名をも御代々の通家の字御用ひありて、家宣と御改めあるきべ由、御直に仰含められ、且是まで甲府殿御家來の面々は以來西の丸附たるべしと仰出され、家老用人の面々は御側衆に、是までの御側衆は御小姓衆に仰付られ、御老中本多正永朝臣は西の丸附、若年寄加藤明英朝臣に稻垣重富朝臣は、西の丸兼勤を仰付られたり（是皆吉保朝臣同臭の人）是に於て間部詮房朝臣は叙爵仰付られて、越前守と更め西の丸御側御用取次となれり、さて此度の御慶事を向々へ御達しありて、明七日諸大名諸役人中、旗本の面々一同登城ありて、御祝詞を申上ぐべしと仰出されければ、江戸中隅々までも、夜の明けたる如き思ひして、悦び合ふ事甚だし、されば誰いふとなく斯唱へ出しけり。

萬年の龜の甲府が代をとれば、寶永年と皆祝ふなり（一書に下の五文字人はいふなりとあり）

さて翌日御養君定まりたる恐悦として、諸大名以下悉く登城ありて、兩公に拜謁し退出ありて後ち、兩公とも御座の間御上段へ、再び御着座ありて、吉保朝臣を召出され、美濃守儀此年頃諸事一人にて取捌き、苦勞少なからざる上に、今度御養君の儀に付、內外の儀一人にて取扱ひ首尾能相調ひ候段、莫大の忠勤たり（此御詞に依ても、公と甲府殿の御間兼々疎々しかりしを知るべし）これに依て三萬石御加增の上、甲府城を下され、甲斐國山梨、八代、巨摩三郡一圓都合十五萬石高に仰付らるゝ旨、公御直に仰含められたり、さて夫より公は大納言殿を御同伴ありて御母公の許に成らせられ、御養君の御披露を仰られしに、御母公は唯平伏したるのみにて、何の仰上られもなく、やゝありて御顏をあげさせられしも、頻りに御落涙のみなりしは、今此慶事を見るに付ても、先立せたる御孫の上を、思ひ出せしならんと、此御樣子を察せられて、大納言殿にも御落涙あり、やがて公より御先に還御ありたり。

されば御席も何となく、しらけて見えけるに、吉保朝臣御加增の御禮として、罷り出けるにぞ公は此度の事は實に美濃守一人の取計ひにて、首尾能調ひたれば、甲府城と甲斐國にて十五萬石を遣はしたりと仰られけるに、御母公更らに御悦びの樣子もなかりし、（此時の樣子を柳澤家家臣某の覺書に左の如く見えたり）

寶永元年十二月、甲府中納言樣御養君に仰出され候後、保山樣（吉保朝臣隱居後の名なり）

を召出だされ、此度の儀は其方一身にて、諸事取計ひ首尾能御安堵遊ばされ候と、厚く御賞詞ありて、甲府様御跡甲府城付三郡御拝預あらせられ候、其御禮として三の丸様（御母公）へ御出遊ばされ候えば、折節常憲院様にも成らせられ候て、御座あらせられ候に付、御兩所様の御前へ御出なされ、右の御禮仰上られ候えば、三の丸様御聞遊ばされ、常憲院様へ御向ひ遊ばされ候て、上様には美濃守へ、なぜに甲州一國下され遊ばされ候はぬにや、中々美濃守が是までの御奉公振を見候ては、國一つ位下され候とて、多分と申事はこれあるまじく、只今御代の内なれば、何様にもならせらるべき間、同じくは甲州一國下され、然るべきものをと、仰せられしかば、常憲院様にも、御困りの御様子にてそれは追々申付べし、先唯今遣はしたる三郡とても、十五萬石とは申せ、内實は二十三萬石これあると申なりと、仰られし何様とも思召次第なるべければ、只今の内、國一つは是非に下され度と、重ねて仰られたり、此御問答を直御側にて、相伺ひ候なれば、有難さは身に餘りて候えしが、さりとては御迷惑此上なく、御總身冷汗を出したりと、御直に御物語なされ候、又此御領知は實數二十六七萬石も、これあるに付、せめては二十萬石に御高上げ御願ひなされ度、去ながら甲府様御跡の儀故、改めて御手切に撿地の儀御願なされ、其上に

て御高上御願なさるべく思召れ、小笠原佐渡守様まで御相談なされ候所、一段然るべく存候えども、今少し御間を置候方、尤も然るべしとの事に付、御差控なされ候内、遂に御高上げ御願ひなさるべき場合を取外し、殘念の由折々保山様御後悔遊ばされ候。

右の書にても、吉保朝臣が十五萬石を賜はりしは、大奥向にても、本人に於ても、猶未だ滿足せざるなり、さるにても吉保朝臣が、何ばかりの忠勤あるやといふに、唯事の是非に論なく、上意御沙汰とさへいへば、一も二も、異議に及ばず奉行し、下々のいかに難澁するをも、更に意とせざるを、所謂九重雲深くして下民の慘況を知らざれば、誠に此上なき忠臣と思されしならん、又本人にとりては、上意御沙汰とさへあれば、謹んでこれを奉行して、一身の毀譽を度外に措き、上意沙汰のためには、身を抛て奉公せしなれば、此上なき忠節なりと思ひしならん、實に此忠勤といふ事に至ては、殆んど解すべからざるものといふべし、さて此時賜はりたる御朱印の文言は、特に公の御直案にて、御老中小笠原長重朝臣承はりて、奥御右筆組頭久保吉左衛門の筆する所、左の如し。

甲斐國者、要樞地にて、一門歷々雖領來、其方依眞忠之勤、山梨八代巨摩三郡一圓都合十五萬石（目錄在別紙）之事宛行之訖、就爲先祖之舊地、永可令領知之狀如件

寶永二酉年四月□日　御朱印

甲斐少將殿

こは柳澤氏は、武田氏の一族にて甲州出なるをもて、殊に先祖の舊地と書せられしとなり、そも徳川幕府に於て領知御朱印の、斯る文言あるは前後此の一通のみ、實に柳澤氏の名譽といふべきも、公の惑溺亦思ふべし。

さて御母公は、甲府殿御養君とならせられ、西の丸へ御移りありて日に〳〵榮えたまふを見るにつけ聞につけても、徳松君、鶴姫君などの御事を思出すにつけ、何となく口惜しくも、嫉ましく思され、御涙にのみくれさせたまひしが、いつか其御樣子の色に出ては、大奥向にもこれに附和し、殊に今時めける人々も、やがて御代替りともならば、いかに成行らんと思ふに付ても、妬さは同じ心にて、何かに付て西の丸大奥向の手筈を缺して、腹いせゝんと思ひつるは、女の情とはいへ、實に言語に絕たり、然るに此度御養君の御壞事に付、西の丸御簾中樣へも、諸大名及び重立たる御役人中より獻上物ありしなれば、右を披露に及びたる由の返狀を、西の丸大奥御年寄玉江、芳野の二人より出すに付、大奥御右筆(女なり)に此女房奉書認めさせしが、僅か二人(見習ともに)の事故、中々に手廻り兼ければ、御附御老中本多正永朝臣へ、此の御沙汰ありしにぞ、畏りて御本丸大奥御右筆見習の内より兩人程加勢仕り候樣にと御側御用人松平輝貞朝臣まで申入れしかば、直ちに其由を大奥へ申達せしに、御當方にても諸方への女房奉書に、手廻り兼居候折から、見習のものどもは、何れも煩ひ罷り在り候て、當分出勤も致し兼候事故、加勢の儀などは存も寄らずとの事なれば、輝貞朝臣もせん方なく、斯と返答せしかば、西の丸の當惑一方ならず、さりとて差掛り急に御抱へ入も成難く、本より甲府三十萬石の大奥を移せしまでなれば、萬づ手不足の上に、別して此一事には困じ果たりし、されば吉保朝臣これを聞て、こは以の外の御事なり、左候はゞ我ら内のものにても、苦しからずば、御内内御加勢申上げさせ候はんかと、正永朝臣をもて、西の丸大奥御年寄中まで、内々申入ゝに、當惑の折柄なれば、そは忝じけなし、さらば御雇に申付べしとありて、兩人を召出され、滯りなく御川を濟されたりしが、其後御簾中には、公及び御臺所、御母公へ御對顏として、御本丸へ入らせらるゝ旨、仰出されしかば、御本丸大奥の女中ども、すは此時こそ、何にてもあれ、西の丸附の御年寄がもに、恥をかゝせて笑草にせんものと、密かに私語合たりしを、吉保朝臣いち疾く斯と察してければ、西の丸への御奉公、此時なりと思ひ、内々にて公へ願ひけるは、私妻子ども、是まで大奥へは度々參上仕り候へども、西の丸御簾中樣へは、未だ御目見も

仕らず、去とて御目見の儀御本丸同様に仰付られ下され候様願上候も、恐れ多く候へば、幸ひ明日御簾中様御本丸へ入らせられ候に付、此御序でを以て、御目見仰付られ候様、願ひ奉るとありしに、公も實に尤もの由仰られて御許容ありしかば、早速西の丸へ参上し、間部詮房朝臣に就て、私妻子共の儀、是まで御本丸大奥へは、毎度参上仕り候へども、御簾中様へは、未だ御目見も申上ず候所、幸ひ明日御本丸へ入らせられ候に付、御待受として御同所へ参上仕り候様、御内々仰出され候、何とぞ此御序でを以て、御目見仰付られ候様願奉る由申上しに、御附の女中ども、御本丸に参らんには、とすべし斯すべしと、思案の折柄なれば、大に悦び、御簾中にも、そは一段の事なりと御免しありければ、夫より歸宅ありて、急ぎ明日の支度を整ふべし、夫に付ても御本丸、三の丸ともに、始終西の丸御附の人々に附添、何かに心をつけて、手落のなき様致すべしと、厚く申含めたり、さて十二月十八日彌御簾中御本丸へ御入の事なれば、吉保朝臣の内室及び、松平輝貞朝臣、黒田直邦朝臣、内藤政森朝臣等の内室（吉保朝臣の息女なり）打揃ふて、早朝に登城あり、先づ西の丸御廣敷に至り、御簾中様今朝の御機嫌を伺ひ奉りしに、何がさて當時時めく人々の内室なれば、早々斯と大奥へ申通ぜしに、直ちに表使、御客會釋とゝもに、御年寄中罷出對面ありて、互に今日の賀儀を申述、さて内室

らは、是より御本丸へ參上仕り、御待受申上べしとの事なれば、西の丸附の人々彌力を得て悦び勇ける、程なく御簾中にも御供揃仰出され、蓮池御門より大奥へ入らせられしに、斯と案内を承ると、吉保朝臣の内室を始め、何れも御出迎申上、夫より始終何くれと心を盡して、御附の女中までを介添せられしかば、當時日の出の勢なる人々の内室方、斯取持るゝを見て、案に相違し慇ひなる事仕出しては、悪かりなんと思ひつるか、何れも打解たるもてなしなるにぞ、滯りなく相濟て、夫より三の丸へ入らせらるゝに、是亦右の内室方御先へ參りて、御本丸にての如く、何かと取持れしかば、こゝにても女中ども案に相違してければ、反りて種々懇切に仕なして、滯りなく相濟たりしかば、西の丸附女中の悦び斜めならず、これより彌柳澤家の奥向と、親しく成行けるは、實に吉保朝臣の世事に機敏なる驚入るの外なし、然るに御母公には先達てより、甲府殿の御養君となりて、榮えたまふを見て、窃かに慊からず思されあられしに、今又御簾中に御對顔あらせられてよりは、益々鶴姫君の御事を思出されて、これよりは懐舊の御涙かわく間もなく、遂には御膳さへも進み給はねば、御附の人々斯と言上せしに、公にも驚かせたまひて、種々に仰慰められしかど、老の身の一向に思ひ忘るゝ事なくて、次第に御心地例ならず、ならせられしかば、公も驚かせたまひて、日夜に御自身御様子を御尋ねあ

りければ、まして典薬の人々は、畢生の伎倆を振ひてければ、少しはくつろがせたまひけるに、
翌寶永二年三月、公は右大臣に御昇進あらせられ、大納言様には右近衛大將を御兼仕ありて、
以來右大將様と稱し奉るべしと、仰出されけるに、御母公は此御盛事を見るに付ても、彌
御心面白からざるより、俄かに御病勢增させたまへば、公の御驚き一方ならず、典薬の人々も、
別して心を盡し、且は御祈修法など數々仰付られしかど、其效驗なく、遂に此年六月廿二日逝
去あらせられたり、御年七十九、增上寺に葬り奉り、御法號を桂昌院殿仁譽興誠惠公大夫人
と申奉る、是に於て公は三年の喪を服せらるゝに依り、奥向にのみ籠らせたまひて、御側向の
人々の外は御老中と雖も御逢なきをもて、諸事吉保朝臣の計ひなりしかど、是までとは違ひ現
に西の丸右大將様あらせらるゝなれば、事毎に御旨を伺ふて取行ふたり、されば西の丸にても、
これに依て、御側御用人を置の必要ありしをもて、間部詮房朝臣に五千石の御加增を賜はり、
一萬二千石となして、御側御用人となされたり、これより次第に吉保朝臣の權勢を殺れたり、
そをいかにといふに、右大將様御中老の中に、左京の方といへるは、桐の間番士勝田帶刀典愛
の妹なるが、此の典愛妹を甲府殿奥向へ奉公に出せしとて、前々鶴姫君御存生の日は、吉保朝
臣に白眼付られて、小普請組に貶されしが、甲府殿御養君と御内定ありしに依て、再び桐の

間番に仰付られし程なれば、兼々吉保朝臣と不快なるまゝに、今は時こそ來れと、典愛見聞の
まゝを、左京の方まで告げれば、忽ち右大將様の御聽に達しけると、又間部詮房朝臣前々甲府
殿御病氣の頃より、常々吉保朝臣に憤りを含まるゝにより、何かに付て吉保朝臣の言上を、申
支る事もありけるが、吉保朝臣も今は前日と事變れば、敢てこれに爭ふ事もなさで、結句は詮
房朝臣に追從するが如くなるにぞ、或日内々にて、諸事取扱ひ來りしとて、内外に對して威勢強く
いふにはあらねど、其元には是まで一人にて、
見え候が、其筈の事ながら、只今右大將様あら
何とか御思案あられよとありしかば、吉保朝臣、御尤もの仰、いかにも心得候と申されしが、
緊より御役御免など、願ふべき意なければ、さ
尋ねられけるに、詮房朝臣されば御内意に候は
何とも申様なく候が、唯いかにもして威勢を殺れ候御思案こそありたけれと申ければ、吉保朝
臣、夫より詮房朝臣に就て、右大將様に願ひ申様は、私こと御取立を以て、か様結構に召仕は
れ候上は、何れまでも御奉公申上候はでは、叶はざるものに候へども、近年別して多病に罷成
候へば、表向に掛り候諸大名よりの書札、其外御門々々の總下座などは、御免なし下され、心

易く御側向へ罷出、御用相勤め候様、仕り度との事なりしに、右大將様にも、尤もの申條なれども、夫にては御役に對し不都合なれば、御聞届けは相成らず、去ながら公より御免るしとあらば、ともかくもなりと仰出されける、こは右大將様には、左程の事ならば先御役御免を願ひ候方、順序に適ひたりとの事なれど、吉保朝臣にも、今更御役御免を願ふも、口惜と思はれければ、やがて公に此由を申上しにぞ、公にもはや世事を厭はせたまふ事なれば、斯る願を聞召されて、實に尤もの事なり、我らも此三年の孝を終へなば、隱居すべき心得なれば、其方も成べく唯今より、身を樂に持て、心易く側向へ罷出候こそ然るべし、右大將の申さる、所は、道理なれども、何の苦しかるべきと、忽ち御聞濟あらせられたりければ、これよりして、諸大名等より御機嫌伺ひ、恐悦御禮事等に、使札を遣す事も、御門御門の總下座まで、向後美濃守願の旨に任せ、御免ある由仰出されしかば、人々もさては彌々、御前の首尾悪くなりけるよと、密かに私語合ひたり、されば右大將様にも、吉保朝臣を斯一種特別なる仰出されありては、吉里朝臣事も、今までの如く、御老中の次、御側御用人の上席となし置るゝは、然るべからず、殊に十五萬石の高にて、重き甲府城を賜はりし事なれば、是亦特別の御取扱なかるべからず、先は國持大名に准じて、向後大廣間席仰付らるべしと、公へ言上ありしに、尤もの由仰出され

て、やがて右の如く仰付られたり、こは大廣間席とありては、御三家、島流、越前家等の格にて重き事なれども、先御側御用人の上席といふ、奥向の位地を、表向なる外様へ移して、漸く政局の關係を斷れたるにて、所謂敬して遠ざけられたるなり、されば吉保朝臣も、斯追々に權勢を殺る、より、心面白からず思ふより、此上は速かに公へ御隱居を勸め奉り、自身も隱居致し、さて大御所様御側に、常々伺候して、何かと右大將様御政務の事に、容喙せん方、結句斯てあらんよりは、權勢もあるべく、殊には萬一御旨に違ひたりとも、隱居の事なれば、家に係る御咎めのあるべきならねば、旁心易しと、折を待居たるに、此年（寶永二年）十月の初めより、公折々御癪の心地と聞えしかば、典藥の人々、御脈に候せしに、公には晩年醫學に御志しあらせられたれば、御服藥は一々、典藥の人々と御問答の上にて、御目通りにて、調合仰付られ、御用ひある事なれば中々御六つかしく、典藥の人々、此御藥然るべしと申上るも、御心にいかにもと思召れざれば、いつかな御用ひなかりしにぞ、とかく御快方に赴かせたまはざれば、公此上は針治を仰付らるべしとありしが、例の御僻にて、不具の者は見苦しとあれば、松野檢校を召れ難く、いかゞはせんと各相談せしに、其頃吉保朝臣の菩提所なる市ケ谷月桂寺に、東曆といへる僧、針治に巧みなる由を聞て、これ幸ひと吉保朝臣、此由を言上せしに、さらば召

出し候へとありければ、俄かに東暦を歸俗仰付られ候上、奥醫師竝に仰付られ、色袴御免ありて、新規百五十俵下され、針治御用を命ぜられしに、素より禪僧にて學識もある事なれば、針治の度々御話など御聞ありしに、竝々の者ならねば、大に御旨に叶ひたりしが、これより公は折々東暦より、佛家養氣保命の論を聞召れ、大に御感ありて、元來、疾より政務の煩に倦せたまひし事なれば、いかにも心閑かに方外の遊をなして、餘生を保たんものと、思されければ、例の二僧を始め覺王院僧正進休、金地院禪師唯心などを折々召出されて御相手を仰付けられしに、度重なるに付て、彌々興ある事に思召れけるにぞ、此上は御隱居ありて猶も御心のまゝになさるべく、思されけるまゝ、寛永三年六月、御母公の小祥忌も濟みしかば、吉保朝臣を召れ、御内意を仰含められける樣は、予も年既に六十一歳にもなりぬれば、いつまで世事に心思を勞すべき、まして右大將には年既に四十四歳なれば、天下の掟少しも懸念に及ばず、されば明年御母公三年の喪を終へなば、早速に隱居致し、心閑かに老を養なはんと存ずるなり、夫に付西の丸へ移るべきなれども、今にも若君誕生あらば、其まゝ、西の丸に竝べしとも存ずる間、北の丸（今の代官町の邊なり）へ新規住居向造營致し、これに移るべく存ずるなり、さて予庶子に生れしかど、東照宮の統を繼ぎ、天下の將軍と仰がれて、政を執る事二十餘年、前代更に其例なし、是皆東照宮の神恩なれば、明年三年の喪を絕へなば、直ちに日光山に詣で、夫より罷歸りて、早々隱居致さんと存ずれば、今より其心得にて、北の丸普譜向を始め、諸事申付候へとありしかば、吉保朝臣畏りて御請を申、さて御普譜あるべきに付ても、第一は御用途に事缺ては如何なりとて、内々荻原重秀朝臣に申合せて、元字銀を吹替て、彌惡貨を鑄造したり、これ卽ち三寶銀なり、斯て北の丸の御地堅めに着手したるに、圖らずも此年九月十五日夜亥の刻大地震ありて、江戸中所々破損多く、去元祿十六年程にはあらざるも、御城内も所々破損に及びしが、夫より晝夜小震幾度となく、月を越ても猶止まざりし程に、右の破損所繕ひもなし難ければ、まして新規の普請などすべき樣なく、漸くにして小震も止みたれば、先づ所々の破損修繕に取掛りて、寶永三年は暮たり、然るに寶永四年の正月より、世上一般に風邪流行してければ、公にもいつか、これに罹らせられしが、さしたる御樣子にはあらざれど、御老年の事なれば、各々驚きて、典藥は素よりの事、例の御祈など仰出されてけるが、間もなくさはやかせたまひしに、こたびは右大將樣にも、風邪の御心地と聞えしが、是亦さしたる御事にもあらざれば、表向に仰られもなかりしに、斯と内々承たまはりたる護持院隆光、直ちに、例の大聖歡喜天浴油の大祕法を一七日の間行ひて、御守札を使僧を以て、西の丸へ獻ぜしにぞ、衆々甲

府殿にておはせし時より、御病氣御祈の事に付ては、種々の噂ありし隆光なるに、今右大將樣御風邪の由は、未だ御披露もなきに、差出たる仕方なれば、日頃隆光を白眼つくる間部詮房朝臣、いかで用捨すべき、右大將樣御不例とは、何ものより承たまはりて、か樣の祈禱など致せしぞ、右大將樣には聊か御恙なく御座候に、不埒の仕方なりとありて、守札も使僧も追返されしかば、隆光も是まで御母公をたらしたる手段もて、西の丸に取入んとせしに、反て一言の申開きもなり難き事となりてければ、今は是非に及ばず、病氣と披露して、隱居を願ひ上しに、公此由を聞し召、いかなる故にて隱居か願ひしぞと、吉保朝臣へ御尋ねありしに、西の丸にて斯々の事よりと申上しに、さるにても、右大將の立腹の强さかなと、御歎息ありしとなり、されど其まゝにも差置難ければ、願ひの通隱居仰付られて、衣鉢料として、年々百俵に銀百五十枚下さる旨仰出されたり、これより隆光、成滿院と更め、護國寺快意後住仰付られたり、是れ實に寶永四年二月二十五日なり。

さて公は、此年六月三年の喪を終らせたまひなば、直ちに日光御社參あり、御歸城の上は北の丸御殿へ御隱居あらせらるべくと、兼て思召立せられしに、圖らざる天災のために、御普請も延てけるが、明年四五月の間に、是非日光御社參あるべし、然らば夫までの間に、必らず北の

丸御普請成就ある樣、致すべしと、吉保朝臣に仰含められ、さて又御隱居の御料として、駿河、遠江、參河、甲斐、信濃、越後の御料所の內にて、百萬石御附あるべしとの事なりしかば、畏りて御請を申上けるが、既に彌々明年と御治定の上は、御內々にて相濟べきにあらねば、右の由を右大將樣へ仰出され、然るべしと申上しに、さらば能樣に計ひ候へとの、上意なりければ、直ちに西の丸へ伺候して、右大將樣へ御內意の趣委細言上申せしに、御驚きありて、御老年に付て御政務御讓りとあるは、御尤もの上意なれども、予御養君として未だ間もなきに、天下を捌せん事も覺束なく、殊には、公にも御老衰と申程の御事にはあらざれば、日光御社參の儀は、然るべき御事なれば思召の通仰出され御尤もに存ずれど、御政務御讓りの儀は今一兩年御延引下され度、且又、御隱居御料所の御儀も、臺德院樣の御例もあらせらる、事なれば、別に國所石高などを限らせらるゝにも及申間敷存ずれば、是等の趣、能々申上候へとの事なりしかば、吉保朝臣畏りて退出し、やがて公の御前に出て、右大將樣御請の次第を申上しに、重ねて右大將樣よりも本多正永朝臣を御使として、堅く兩三年御延引あらせられ度由、言上せしかば、公にも强て仰出されもなかりけるが、彼大奥の女中等にとりては、大にこれを悅ばず、猶も御隱居の事を、とやかくと申勸め奉るより、益々西の丸と不和に成行たり、そは大奥の女中

等も、是までとは事替り、今西の丸に、右大將樣在らせらるゝなれば、諸事を愼重にせざれば相成らず、愼重にする時は、物毎總て窮屈に成行にて、これに引換て西の丸の大奥は、俗に申せば御部屋住の事なれば、さる窮屈なる事はなくて、結句氣樂なるに、政局の上に對しては、やがて將軍家とならせらるゝ御事とて、人々の畏れ敬ふ事も、深きを見るに付ても、早く御隱居あらせられなば、大御所樣附は、諸事氣樂に振舞ふのみか、或は少しく制法に戻る事ありとも、素より御隱居の事なれば、萬づ大目に看過され、さて政局の上に於ては、反て大御所樣の御心添といふをもて、御本丸を押付る事も出來るなれば、さてこそ、此御請を悦こばざるなり、されば吉保朝臣は、御本丸と西の丸の間に立て、所謂板挾みとなりてけるが、先ともかくも日光御社參と、北の丸御普請を取計ひ、其上にて又いかにもせんものと、其由を向々へ內達して、彌〻御社參の用意と、北の丸御普請地堅め等を、致させたり、(此事を俗書どもには、吉保朝臣が、公に日光御社參を申勸め、一味の大名を御供にて、江戸を御發駕あり、直ちに途中より甲府城へ御供申、彼地より討手の上使を江戸に發して、家宣公に切腹さする企てなりなど、書なせるは一向に跡形なき妄說にて、元來吉保朝臣は、さる非常の大事をなすべき人物にあらず)斯て漸々北の丸地堅め、今日明日とまで成就しけるに、十月四日(寶永四年)に又候や、非常の

天災ありたり(此時の幕府日記其他數種あれど、何れも長文なるをもて、今御徒目付千原某の覺書を錄す)左の如し。

十月四日卯刻地震強く、夫より三度同樣、これに依て諸人驚き騷夜も臥り申さず候所、五日小震二度、未刻に至て大地震これあり、但し四年前(元祿十六年)の五分一位なり、夫より小震凡七度程にて相止み申所、然る所右地震は、京都、大阪、四國、中國筋より、別て東海道筋は、前代未聞の大變、追々次飛脚にて御屆申來、右に付所々見分として出役仰付られ候先注進の荒增左の通、相州小田原地震強く、破損所數しれず、伊豆下田津浪にて民家三十四軒浪に取れ、右の家內過半行衞なし。

甲州身延山、富士川の口崩れ込、三日程步行にて通行致し、駿州御城內町家とも破損、夥し く、遠州荒井關門倒れ町家十三軒津浪に取られ、白須賀、桑名などは高浪にて流れ、又は潰れ家多く行方しれざる者甚多く參州宿々より上方程強く、大阪にて潰れ家六百軒、かまど數一萬百軒程、押に打れ死人三千二十人、津浪もこれあり、河口にこれある船々破損、死人夥し、紀州より土佐も同樣、津浪にて死亡人もこれあり、京都は潰れ家これあり候えども死人なし、中國筋大概京都同樣に候事。

此地震にても、幕府御料所の損害少なからざるに、十一月二十二日に至て古來未曾有なる、富士の噴火ありたり、其大概は右の書にある所左の如し。

十一月二十二日晝過より、西南の方一面に曇り時々より殟震動強く、戸障子など、ゆら〳〵と致し、去乍ら地震にはこれなく、人々何事にこれあるべくやと、其度々唯　周章て外へ駈出し候所、追々空色あしく相成と、灰の如きもの降來り候と思ふ中に、砂の樣なるものも相交り、風も強く候て、往來の者目口に、右の灰砂など吹入難儀申計なく、晝過にはもはや入相頃の空色にて、一體に暗く座敷の内には燈火を付け候、終夜震動と灰砂の降候て、何共申べき樣なし、廿四日朝に至り、少々空晴れ申候えども灰など降候事は、十餘日間同樣にこれあり候、然る所二十四日夜に入、吉原驛問屋年寄共より、道中奉行衆まで注進には、

十一月二十二日晝時より、今廿三日五半時まで、地震凡そ三十度程震ひ、先達ての地震に少々殘り候半潰れの家は悉皆潰れ申候、其上同日四時より、富士山夥しく鳴り出、其響き富士郡一圓へ響き渡り候に付、大小の男女など、絶入り候ものも多く御座候えども、死人は御座なく候、然る所同山素走り口雪流木立の境邊より、煙り巻出し、夥しく鳴渡り、富士郡中一面に烟り、二時計りうづまき、如何樣の儀とも存じ奉らず、人々十方を失ひ罷在り候、晝の内は烟り計相見え候えども、暮六つ時より、右の烟り皆火焰に相見え申候、此上如何樣の儀に罷り成るべくも、存じ奉らず候、右之段恐れ乍ら御注進申上奉り候以上

駿州富士郡吉原宿年寄名印

十一月二十三日

右に付取敢ず見分として、同役より鈴木川村立田氏仰付られ、卽刻罷り立、猶追々諸所より御屆注進等申來り候えども書面は一々寫し申さず、後日立田氏の話に、富士山へ參り候所燒け候所まで中々近付難く、漸く四里程も登り候までにて引返し申候由、夫より前きは石などさえ候由、降候石の大きなるは三升樽位より、こぶし位まで、小さきは粟粒位のものにて、降候て、參り兼尤も此邊四五里の間は、家居一軒もなく、或は燒或は潰れ、人は一人も居申殊の外輕く候由、右の灰砂は、江戸よりも、水戸邊、上總、下總、安房邊甚しく候由、別して相模、甲州などは夥しくこれあり候由、さて右の灰砂降り候ため、病人殊の外多く出來候て二十八日、月次御禮には、尾張殿、紀伊殿御始め、八十二人の病氣斷りにて、登城これなく候に付、御禮も御流れにこれあり候（此時の事、折たく柴の記にもあれど略す）

右の如き非常の變災にて、關東諸國悉く、其砂灰の降らざる所とてなければ、諸大名旗本の

領邑、悉く荒地となれるより、これが救濟として大名を始め、旗本の末々に至るまで、實際領邑の半額以上の荒地となりしは、迚も家政立行かざるをもて、悉く幕府にて替地を賜はる事となり、夫のみならず右の山燒けの砂灰にて、御料所の田畠悉く荒地となりしかば、彼是に付て歳入夥しく減少してければ、今は中々北の丸御普請のみか、日光御社參だも遊ばされ難きにより、兼ての思召立も、空しく畫餅となりしかど、此上はとにかくに、明年は日光御社參だけは、遊ばさるべしとて、御用意仰出さるべき筈なりしに、思ひきや此春（寶永五年）三月八日京都大火にて、禁裡、仙洞御所とも炎上ありしかば、彌公の御驚き一方ならず、急ぎ兩御所御造營あるべきにより、今は中々日光御社參の御用意など、思ひよらぬ事態と成しに、かて、加へて六月二十一日には、此頃連日の大雨に、畿内所々洪水あり、中にも山城伏見は、最も甚だしく、續て七月二日巳の刻より酉の刻まで、畿内未曾有の大風にて、神社佛閣の破損夥しき程なれば、御料所は悉く大凶作にて、收納皆無の有樣にて、これがため俄かに財政上大困難となりしかば、此上は一時の急に充んため、吉保朝臣、荻原重秀朝臣と謀り、粗惡なる錢を鑄造し、一文を以て十文となして、用度に供せり、これを寶永通寶、又は大錢といふ、然るに此錢質極めて粗惡なるを以て、貯藏の間、往々缺損して通用し難く、諸人難澁する事、甚しかりし、殊に吉保朝臣は其領邑甲斐國は、近年民間の疲弊甚しきをもて、これを賑救せんため、武田信玄の遺制に法とり、領内の金山探掘をなし、出る所の金を以て、領内限り通用の甲州金を鑄造せん事を請ひて、これを發行したり、凡そ貨幣鑄造の事は、御三家の貴きを以てすら、猶これを許さゞる事なるに、縱ひ武田氏の遺制あるとは申せ、大名の身として、此事を行ふは大に僭越の至なりとて、前の大錢鑄造と共に、大に諸人の非難をうけ、且は有司の中にも、往往これを非難するものありしにぞ、吉保朝臣、斯ては右大將樣の思召も如何あらんと、思ふもの（櫛笥大納言隆慶卿の御養女）御懷妊の由を聞て、そは園池中納言宗朝卿の姫君にて、吉保朝臣の妾町子（正親町家の姫君）とは從妹の因みなるに、其頃御本丸の大奥と、西の丸とは、内々不快の事あり、且西の丸御簾中には、先きに姫君御出生あられしも御早生ありし事なれば、御不吉とて、御腹帶を下されざる由との事にあれば、自分が妾町子には、既に男子二人まで出生ありて、何れも壯健に成長したる、めでたき例なれば、妾よりとしては恐多きも、御從妹の因みをもて、御腹帶をまゐらせんは、如何あるべきと、於すめの方まで内々、町子より伺はせしに、やがて斯と右大將樣の御聽に達しけるに、そは一段の事なり、縱ひ臣下たりとも、其もの

の由緒に於ては、不足なければ、早々腹帯を差上べき由仰出されしかば、吉保朝臣面目身に餘り、有難き仕合と御請を申て、早速に御懐着巻物綿など取添て、御腹帯をさし上、さて右御祝儀として、右大將様御簾中を始め、大奥向一般へ、金銀巻物の類を獻上し、又は贈り遣はせしかば、何はともあれ、斯る事には、忽ち心の解るは女の常とて、大奥擧りて、吉保朝臣の心入を褒立るにぞ、表向は事の外に、何事も大奥より、内々にて聞え上る事とてはなかりける、さて又公には先年より御心に掛させられし、日光御社參の事は、重々未曾有の天災打續きて、財政御差詰りしために、今は中々明年、明後年の内には、其事遂たまはんことなり難く、ましてや北の丸御普請の事などは、いつ始めらるべしとも、定め難ければ、彌々御心樂しみたまはず、日夜悒々としておはせしに、彼針醫東禪、此御様子を見奉りて、大に驚き、御老年の御身にて斯る御事にては、御養生のため然るべからず、所謂妖は徳に勝ず、唯御心を平かに持せられ、然るべしと切に諫めたり、されば公は東禪の言を聞し召れ、翻然御悟りありて、此後は殆んど政務に御頓着なければ、御老中方にさへ御逢といふ事も絶てなく、常に奥向にのみ入らせられて、例の御數寄の能樂をのみ、御催しありて、例の二僧を始じめ覺王院僧上進休、金地院唯心禪師など、數人の僧侶のみ折々召出されて、御相手となし、方外の遊と稱せられ、敢て禮節なども御構ひなく、或時は夜に入るまでも、御遊、御話等あらせられ、さながら御隱居の有様なる御身持なりしかば、從つて御側向の人々も、萬づに付てゆるやかなる事なりしかば、大奥は常に笑聲嬉々として、遊樂三昧の境界なりしかば、吉保朝臣、斯く御本丸のみ、御遊を御催しにて西の丸には一向其御沙汰だもなければ、後日のため悪かりなんと思ひ、内々此由を公へ申てけるに、實に尤もなり、さらば右大將をも召せとありて、折々は召よせられて、共々に能樂の御所作などあらせられけるが、然に此年冬の中旬より、世上一般に風邪流行してけるが、後には疱瘡に變じて、しかも病勢猛烈にして、死するもの甚だ多く、いつか此病大奥にも入て女中の輩に病むもの續々出來りけるにぞ、典藥の人々こは大事なりと、急に三の丸の明き御殿に病者を移し、さて例の二僧等に仰付られて、病魔消除の修法を行はせられしに、其後はさる事もなければ、彌々方外の遊に興ぜさせたまひしが、寶永五年も早暮行ん程に、十二月二十五日歳末の御遊を催され、朝より例の僧らを召出されて、能樂の御催しあり、公には親ら仕舞十三番御所作ありて、初夜過る頃漸く御暇賜はりけるが、公は其翌日より、聊か御心地例ならずとありしかば、典藥の人々拜診して、御風邪の御様子と伺ひ奉れば、暫くは御遊ども、御止めあらせられ、然るべしと申上しに、公は氣分に於て、別にさしたる事とも思はねば、夫までに

は及ぶまじとて、例の通り仕舞など御所作ありしが、次第に御熱氣強くならせられ、二十八日は、歳末の賀儀として、御三家始め諸大名諸役人より、旗下士殘らず出仕ありしかど、御禮を受させらるゝ事も叶はせられず、右大將樣御名代として出御ありしが、其翌日より御疱瘡の御樣子と、典藥の人々より申上しにぞ、諸人大に驚き殊には六十三歳の御老年なれば、如何あるべきと各々手に汗を握り、日々御機嫌伺ひとして、出仕ありて、寶永五年は暮て、翌六年と改まりしかど、公は御疱瘡の事なれば、御本丸は上下をかへして騷ぎ立、總ての儀式は右大將樣御名代にて、御勤めあらせける、されど御疱瘡は至て輕き御事にておはすれど、御老年の事なれば、御服藥こそ專一なりとて典藥の人々より申上しが、公は去頃より、人々に愛憎常なく、昨日まで思召に叶ひたる人も、今日は忽ち御前を遠ざけらるゝ程なり、そは何故といふに御本丸の大奥と、西の丸大奥と、互ひに不快なりしより、御側向の人々にて、聊かにても西の丸に知る人あるとか、または西の丸より何事か申されたりとの噂だもあれば、忽ち女中の輩より尾鰭を付て、右衞門佐の局、北の丸殿、五の丸殿に告げ口するより、直ちに公の御聽に達して、彼は斯々なり、誰はか樣なりと申上るにぞ、公も御怒りありて御前を遠ざけたまへるなり、されば一旦御前を遠ざけられたる人にても、種々に手を盡して、此女流の氣受を取直せば、忽ち

に公へ、誰は其以來殊の外身の過ちを悔いて、萬づ愼みに、愼みを重ね罷在る由、斯る殊勝のものに候間、何とぞ御赦免あらせられ度と、取なし申せば、さらばとて御赦免あるにて、實に定めなき御有樣なるにぞ、自然典藥の人々にも、此事ありて、西の丸大奥にて取用ひらるゝ、人は御本丸にては、御前の首尾、宜しからずして、此頃は數多き奥醫師の中には、僅かに曲直瀨養安院正珍、河野松菴通房の二人のみ、日々御前に出るのみにて、其他は何れも御前へとては出ざりし、殊に此二人とても、公は醫學に精しくましますをもて、一々に療方藥方など御問答あり、實にもと御心に思召されば、いつかな御用ひなければ、醫師の職として、こは然るべからずと申せば、そは何らの理に依てかと、忽ちに御尋ねある程にて、殆ど困じ果る事も折々なりしかば、自から申べき事も、控目に致されければ、御養生の上に付ても、とかく醫師の意の如くあらざりし、されど二人は晝夜心をこめて仕へしかば、御疱瘡は滯りなく、御酒湯まで濟せられ、此上は專ら除熱の御養生然るべしと申上しも、右の如き御樣子なれば、中々に御用ひもなく、正月八日に、御疱瘡濟せられし御内祝にとて、能樂を催ほされ、御覽ありしに、醫師ども大に肝を潰し、以の外の御事とて、早々御入の儀を申上しに、公も是非なく奥へ入せられしに、忽ち再び盛んに御熱氣出てければ、曲直瀨、河野の二人、偖こそと驚きて、種々に御

療治を申上しが、とかく御薬は御自身の御配剤のみにてあれば、二人もあきれ果けるが、九日の晝頃より、頻りに下痢を催ほされて、其ために御熱氣も薄らぎたりとて、公は殊に勇ませられ、吉保朝臣にも、御暇賜はりたりしが、流石は醫師の事とて、二人より公の御樣子、追々御危篤の由を密に御側御用人松平輝貞朝臣まで申出しかど、公の御元氣は、さる御樣子にも見えたまはねば、半信半疑にてありしが、翌十日の朝辰の中刻（今の午前八時頃）御下痢のために厠に入らせられ、やがて御出あり、黒田直邦朝臣御後を抱へ、五の丸殿、北の丸殿左右に付添御手を抱へて、御床の上まで入らせられ、輝貞朝臣は御厠のあとを仕舞ひて御前に出けるに、公は例の御僻とて、厠へ召れたる御服を召替られて、再び御床に直らせたまふと、御眩暈ありしかば、急ぎ二人の醫師、御薬を差上げ、漸く御服しはありしが、直邦朝臣より醫師へ御脈はと申せしに早頼み少なきと申せしにぞ、人々すは大變と、急ぎ西の丸を始め、諸方に急使を發し斯と申にぞ、右大將樣には、折節御膳を召上られしに、御箸を捨て御供揃をも待せられず、僅かに御側衆、御小姓衆五六人御供にて、蓮池御門より直ちに大奥へ駈つけたまひ、吉保朝臣は途中にて使に逢ひ、驚を飛して出仕ありしに、公は右大將樣を御覽じたるまでにて、人々にも何の御詞もなかりしが、漸くにして、輝貞朝臣の手をとらせたまひ、何事も是まで通りに、申

付させよと右大將樣への御一言を仰られしまでにて、遂に薨ぜられたり、御年六十四、されば人々の愁傷は素よりの事なるが、別て女中の嚮は、聲をあげて泣出したりしかば、右大將樣御直にこれを制止したまひしに、吉保朝臣謹んで、私し事は格別の御高恩の者なれば、堀田の例に倣ひ、殉死をも仕るべき筈なれども、御制禁に候へば其儀も仕り難く、せめて髻にても拂ひ御葬送の御供仕度と、申上しに、右大將樣御役中の者が髻を拂ひし先例なければ、申所尤も至極なれば、先御役御免を願上、さて御葬送の濟て後、隱居致し其上にて剃髪をも仕り然るべしとの事なりしかば、吉保朝臣も、今は是非に及ばず、直ちに御役御免を願ひけるに御聞屆ありて、更に御葬送まで、是まで通り御棺前に御奉公致すべしとの事なりける、是に至りて今日までも大名旗本の諸人膝を屈して其塵を拜し、僅かに一畚を得るを榮譽とせし程の吉保朝臣も、今は誰敬ふ者もなく、結句樣々に侮る如く梟動ふ人もありしかば、程なく隱居落髪して、名を保山と改めたりしかば、道三河岸常盤橋の御成邸、及び京都加茂川の邸をも、召上られ、以後芝愛宕下の中邸に住居あるべしとて、替地をも下されざりしかば、保山は巢鴨なる下邸に居住せられたり、されば右大將樣の此御一言を新井白石先生、聲色を動かさずして、權臣を畏敬の間に斥けられしとて、贊美し奉りしと、室鳩巢先生の兼山麗澤祕策に見えたり、

それより家宣公重ねて吉保朝臣を召れ、仰せけるは、御先代生類憐れみの御志厚く、年頃禁令嚴重に御掟あらせられ、殊に御病中にも、吾等生類憐れみの事は、たとひ僻事にもせよ、百歳の後まで其まゝに成置んこそ、孝道の第一なりと仰置れたれど、此禁令のために罪蒙るもの、及び罪案極らずして、獄中に死するものを合すれば、何十萬人なるや知るべからず、現に今猶此罪案決せずして、獄中にあるもの數百人なりと聞く、是實に御不仁の至なりとありて、直ちに再び御本丸に入らせられ、吉保朝臣等を御側に侍させて、御尊骸に向はせられ、生類憐れみの事、御遺命重くは候へども、萬民の患にかへ難く候へば、唯今より右の禁令を止め、且これがために罪蒙りしものども、及び疑ひを受て、獄中にあるものどもをも、悉く赦免申付け候と仰上られて、直ちに御老中方を召され、生類御憐れみの事は、御先代深き思召あらせられし事とは申せ、萬民の患なれば、早々右の禁令を止め、且先年より此事に付て罪せられたるものども、及び唯今獄中に捕へ置く所のものまで、急ぎ赦免申付候へ、又大久保、中野兩所犬小屋の儀は、御先代御仁恵にて立置れしなれば、先其まゝに致し置候へ、但し向後主なし犬これあるとも、犬小屋へ連來るべからずと申付よ、偖又御先代の御時は、老中、若年寄の面々、何事も先づ美濃守に申て、其上美濃守を以て申上來りしが、以後は申上べき事あらば老中、若

年寄自身に罷り出申上べしと仰含められけるにぞ、何れも畏りて退出しけるが、御次の間にて、御側御用人松平輝貞朝臣、昵近衆松平伊賀守忠周朝臣を始め、御先代の時御意に入りの人々、吉保朝臣に向ひ、上樣薨去表向仰出さるゝと、直ちに牛類御免の仰出されさへ、あらせらるる事なれば、此後の事如何心得然るべきやとありしに、吉保朝臣、御聽に達して候、此以後の事は、とあれかくあれ、我らの存ずる所に候はずと、申ければ、各各何の詞もなく、唯首を低れて默したりとなり。

因みに云、常憲公薨去の事に付ては、彼三王外記、元寶莊子、日光邯鄲枕、護國女大平記などいふ俗書どもには、公は彌々柳澤の奸計に陷りて、甲府百萬石を賜はる事となりしにぞ、斯ては天下の一大事と、井伊掃部頭憂慮の餘、極密に登城して、御臺所に申上げて、御決心を促がし、遂に御臺所は天下の御ため是非なくて、公を弑したりなど、所謂柳澤騷動とて、講談師等の喋々する所なるが、こは實に途方途轍もなき妄說なるは、更ためていふに及ばざれども先づ其妄說の證を一言せんに、幕府日記、井伊家譜等に據るに、此時井伊家の當主掃部頭直通朝臣は、僅かに二十一歳、其父の掃部頭直治朝臣は元祿十三年に隱居して、右衞門大夫と更めて江州彦根に閑居し、殊に當主掃部頭直通朝臣も寶永五年五月御暇を賜はりて

江州彦根に歸城あり、寶永六年四月江戸へ參府ありたれば、父子共に江戸に居らず、されば父子何れにしても、百里以外の彦根より、江戸に來らるべきや、元來是ら俗書どもは、寶暦に作り出せるものにて、凡そ四十年後に僞作せしなれば、人名にも何も深く考ふる所なく、出鱈目に書なせしなり。

夫より公の尊骸は、此月二十二日東叡山へ移し奉り、同じく二十八日に御埋葬ありたり、是に於て御臺所を始め御落髪ありて、御法名を御受あり、御臺所は淨光院殿、北の丸殿は春光院殿、右門衞佐の局は清心院殿、五の丸殿は瑞春院殿と稱せられたり、又松平輝貞朝臣始め、御先代の御側衆、御小姓衆悉く御役御免あり、續て大奥ものこらず、入り替りとなりたり。

さて此時輕罪のもの、悉く大赦を行はれしが、其中に生類の事に付て、罪せられたるもの、及び獄に繫がれ居て赦を蒙りしもの、六千七百三十七人、此後五月朔日右大將樣將軍宣下の御賀に付て、大赦を行はれしに、江戸及び幕府御料所を通算して、生類のため遠島、追放、牢舍等の赦を蒙りしもの總計八千六百（一書に八百とあり）三十四人なり、されば常憲公薨去の日、直ちに生類御憐れみの禁令解れければ、諸人小躍して悦び合、愁傷の色は毫もなかりしとなり以て平素濫刑に失したる御不德を見るに足る、さて、又御尊骸上野へ入らせらるべき由、仰出されしが、五の丸殿一人のみは、御母公も先に增上寺へ入らせられ、然るべからんと、內々にて吉保朝臣へ申せしかど、吉保朝臣、某も上樣日頃の御孝心を存じ奉つりて候へば、左樣にも存じて候が、御遺命に候上は、力ら及び申さずと申されたり、こは五の丸殿も先に傳通院祐天僧正より、淨土宗の血脈相傳ありて、御母公とゝもに、淨土宗御歸依なる上に、御腹なる德松君、鶴姬君も、增上寺へ御送葬ありしをもて、斯申されるなり、然るに此事いち早く增上寺へ聞えければ、正月十一日（薨去の翌日）寺社奉行本多彈正少弼忠晴朝臣に、大目付折井淡路守正辰朝臣を差添て、增上寺へ遣はされ、御遺命に依て、御尊骸上野へ入らせらるゝ旨、御沙汰の趣申達せしに、大僧正門秀御受に、拙僧事は御遺命の趣畏りて候へども、恐乍ら御先祖樣以來、淨土宗門に入らせられ候て、神君樣の安國殿と申、臺德院樣には、正しく當山へ入らせられ候、然るに大猶院樣上野寬永寺御建立あらせられ候以來、御兩代樣には、上野へ入らせられ候に、今又上野へと御座候ては當山の恥辱此上なく、遂には破滅の基たらん、既に昨日薨去の御沙汰御座候てより、定て御尊骸は當山へ入らせらるゝ御事と、一山舉りて存じ奉つり候に、案外の御沙汰を承はり、何とも御受に當惑仕つるのみに候、殊には上野の方は、此度にて御三代樣入らせられ候に、當山には、臺德院樣御一人のみに

て候へば、誠に以て口惜く存じ候のみならず、恐乍ら御孝道にも外れさせたまふ御事なれば、此度は是非に當山へ入らせられ候樣、願ひ奉つり候、左も御座なく候へば、一山の衆徒承伏も仕るまじく、拙僧も不徳の誹り遁れ難く、退隠も仕らでは叶ひ難く候と、申けるにぞ、忠晴朝臣こは心得ぬ僧正の申樣かな、縦ひ御先祖樣以來御歸依なりとも、此度は御遺命なれば、今更改むべき事にあらず、且は臺徳院樣御一方とならせらるれば、御孝道にも外れ候など、は、假初にも上を評し奉つるのみならず、それ言立にして、御遺命を返さんとの申條奇怪至極なり、此上は一山擧りて御受を申上けずとも、某しが手の者に申付て、一々に搦捕て急度嗷訴の罪を正すべしと、大聲にて申されければ　大僧正門秀も詞の疎忽を謝して、無事に相濟みたり、夫より二月十二日には、勅使今出川内大臣伊季公、院使醍醐大納言昭尹卿、宣命使平松少納言時春卿其他東宮使、準后使以下上野に澁み、太政大臣正一位を贈り、常憲院と諡號を賜はりたり。

因みに云、公御疱瘡濟せらるゝと、御臺所亦御疱瘡に罹らせられ（正月十二日）漸く濟せられしに、二月の初め再び風邪の御心地とありしに、やがて流行の麻疹なりしかば、種々に御治療申上げしかど、麻疹は快く發したまはで、遂に二月十一日に薨去あられたり、此故に俗書どもには、實は御臺所は公を弑しまゐらせ、其座にて御自害ありしなど、作りなせしなり、實に此時御疱瘡の漸く薄らぐ頃に、再び麻疹流行して、其ために死するもの夥しく、大奥の女中にも、前後に七人ありたり、猶此時死亡夥しかりし樣子は、白石先生の折たく柴の記にも詳らかなれども、そは略して次回より六代將軍の大奥を敍すべし。

◎六代將軍の大奥

御臺所の京都風　近衛太閤の江戸滯留　新井白石と林信篤の軋轢
禮式の改正　左京の方と於すめの方の勢力

六代將軍家宣公は、大猷公の御次男甲府宰相左馬頭綱重卿の御嫡子、御母は家臣田中次兵衞持通の女、名は於保良の方、初め綱重卿御誕生の時、大猷公四十二歳の二つ子とて、俗間に忌む由を聞し召れて、御妹の天樹院殿（初め豐臣秀賴公の簾中、後ち本多忠刻朝臣に配す）の御方に御養子分として遣はされ、更に御もらひ返しありしが、此時天樹院殿の方に松阪の局といふ老女あり、こは天樹院殿を、大阪城より御供申て、遁れ出たる程の女なれば、こて、始終天樹院殿に仕へたりしをもて、此局に綱重卿御養育の事を、專ら御托しありしかば、後ち甲府城二十五萬石を賜はるに及でも、猶從ひまゐらせしが、此局の部屋子に於保良の方を召置たりしを、いつしか卿の御目に留りて、御側に召仕はれしに、やがて懷姙ありて御男子出生あり、是卽ち公なり、御幼名虎松君と申奉つる、其後ち於保良の局又懷姙ありしが、卿には二條關白光平公の姬君と、御緣約調ひ、近々御入輿あるべき筈なれば、前以て御妾腹に御子ありとは、御

遠慮に思されければ、虎松君を家老新見備中守正信に下され、於保良の方は懐姙にて、臨月近きにも拘はらず、用人越智與右衛門嘉清に賜はれり（程なく於保良の方男子出生あり、これは家宣公御代となりて、御取立あり六萬石を賜はり、松平右近將監清武朝臣と稱せられたり）時に新見正信御受に、私し御家來の身として、正しき御長男の虎松君を子と仕らんは勿體なし、先づ暫く預かり奉つるべしとありしかど、卿は御簾中入輿の前、既に妾腹の子ありとは、いかにも二條家へ對して御遠慮に思し召れ、且は後々御子數多御出生もあらん時、事により ては紛亂の基ともなりなんずれば、枉て承引致せと切に仰られしにぞ、正信今は返す辭もなく とにもかくにも、御爲と候はゞ畏まり奉つる由申て、夫より大老酒井雅樂頭忠清朝臣の許に詣り、今日斯る仰せを承りて、是非に及ばず御請申上たり、去乍ら正しき卿の御嫡子にましますは、其隱れなき事なるに、後年いかなる心得違の者出來て、御子にあらずなど、異議を申唱ふるものあらんも計れず、何とぞ其砌は貴方御證人に、御立下され度、左も御座なく候ては某し此仰せ御請に及び難き由申ければ、忠清朝臣も、甲府殿御遠慮の思召は、實に御尤もの次第なれば、仰せの趣は御請申然るべし、但し甲府殿御子の事は、既に其隱れなき事なれば、他日いかなる異議申出るものあるとも、我等急度證人と相成申べき間、其段は安心あるべしと

申されけるにぞ、正信此上は安堵仕り候とて罷り歸り、早速虎松殿を、正信が小川町の邸へ引取りたり、實に寛文三年八月二十五日なり、それより、虎松殿を新見左近と更ため、正信が子として養ひまゐらせたり、さて御簾中は此年九月御下向御婚禮相調ひ、其後姫君出生ありしが、御早世あり、程なく御簾中にも逝去あられたり、同九年五月十四日なり、夫より卿は、山科宰相中將持言卿の姉君を、更らに鷹司關白房輔公の御養女として、御娶りあり、やがて御男子出生してけれど、早世ありしかば、今は卿に御子ましまさぬ上に、卿は御病に罹らせられ、一時は頼み少なく見えけるにぞ、家老の面々大に心痛しける中に、正信は、今にも卿の御身に何事かおはさんには、御子ましまさねば、甲府御領召上られなん、さらば唯今こそ、先年下されたる左近君を返し奉つり、御子の御披露あるこそ肝腎なりと思ひ、此由を卿へ申上しに、實に尤もの事なり、今までは遠慮にも思ひしが、斯頼み少なき病身となりては、何條遠慮に及ぶべき、早々左近を呼よせよと仰られたり、これに依て、正信仰の趣を家老中へ申達して新見左近殿を御迎あるべしと申せしに、同役なる島田淡路守時之、太田壹岐守吉成の二人正信を妬く思ふの餘り、これを承引せず、左近殿の御事に付ては、我等兼々承はり及びたる次第もあれば、先當分御差控然るべしと、申遽ぎり、直ちに御老中土屋但馬守數直朝臣の許に詣り、此程甲府殿御異例の所、さしたる御様子にもあらせられざるに、同役新見備中守儀は御大切の御様子に申唱へ、其上甲府殿萬一の御儀も候ては、未だ御子も御座なき事なれば、御定法の通り、御跡立させられまじく、是によりて先年已れに下され候左近殿を、再び御館へ返し、御世嗣に仕るべくと、申出し候所、甲府殿にも御尤もの由仰出され、既に今日御館へ迎へ取るべき手筈に候へども、某ら兩人にて、申支へ候て、今日の儀は先づ御延引と相成候、さて此左近殿事實は甲府殿御妾腹の御子には御座なく候、尤も先年御妾腹の御子を下され候段は、其隠れなき事に候へども、右の御子様は疾に早世あらせられ候を、備中守極密に致し置、已れが實子を以て御子様と申なし、年頃養育仕りたるにて候か、甲府殿御事も、此一兩年來御癇癖募らせられ、折々常ならぬ御振舞も御座候なれば、備中守それに付込て、全く已れが子を、御世嗣に立んと、企てたるにて候と申ければ、數直朝臣、こは容易ならぬ事を承はりたり、今日までも、新見左近殿事は、甲府殿御實子とは、上様にも御存知の事なるに、右の次第を聞ては、屹度吟味に及べしとありて、兩人を還し、さて翌日右の段御老中方へ申談ぜしに、いづれも兩人の申條を不審あり、ことに甲府殿御癇癖募らせられしとは、一兩年來とあれば、何方よりか、聞ゆべき筈なるに、其事もなく且は折々御登城の砌、御目通致し候にも、さる御様子

ありとは、ゆめ見えたまはず、旁以て眞實とは受難しとありて、とにも斯もに、誰か一人參りて、甲府殿の御樣子を始め、左近殿の御容貌まで、篤と見屆け、其上の御沙汰然るべしとて、やがて御側出頭人久世大和守廣之朝臣は、御役柄とて、常々御兩典樣（甲府殿と館林殿なり）御懇意なれば、大和守を遣はし然るべしと、評議一決して、此の由言上ありしに、嚴有公にも大に御不審ありて、早々參りてしかと見屆來れと、仰付られしかば、廣之朝臣畏まりて、早速甲府殿館に赴き、御病氣御見舞と申て終日罷在て、御樣子に心を付て見しかど、素より御癇癖募らせられたりなどゝは、僞の事なれば、さる御樣子は聊もなく、又新見左近殿に對面せられしに、實に父子とは申乍ら、誠に甲府殿其まゝの御容貌にて、誰にても一目見たらんには、御子と思はぬは、なかるべき程なれば、廣之朝臣偖こそと思ひ、暇申て罷り歸り、翌日委細上聞に達しけるに、公には殊の外御怒りあつて、早々島田淡路守、太田壹岐守の兩人を吟味に及ぶべき由、仰出されければ、やがて兩人を評定所へ召出し、寺社奉行井上河内守正岑朝臣承はりて吟味ありしに、全く備中守が、向後一人として威勢を振ひ、我々は自然其下風に付に至らんと、それのみ心悪く思ひたるより、兩人申合せ僞りを申出たる由、明白せしかば、正岑朝臣より、此由を上聞に達しければ、憎き奴らなり、急度申付候へと、仰出されて、切腹申付く

べしと、御老中評議ありしに、元來此兩人は御大老酒井忠清朝臣と、常々親しかりしをもて、忠清朝臣も氣の毒に思ひ、種々に執成申て、漸く死罪は宥められ、島田淡路は、松平大膳大夫綱廣朝臣の許（長州毛利家へ）太田壹岐は、立花飛驒守鑑虎朝臣の許へ永の御預けとなりたり、是實に寛文十一年十一月の事なり、さて夫より新見左近殿は、再び甲府殿館へ迎へとらせられたり。

斯て御名も德川左近殿と改められしかば、嚴有公より御内々にて、御目見仰付らるべしとの事にて寛文十一年十二月十五日、初めて平河口より御登城ありて、御目見得あり、延壽の御刀に雲次の御脇差を賜はりて、退出あり、こゝに於て彌々表向甲府殿御世嗣と披露ありけるが、新見正信は、年頃御養育まゐらせたる功はあれど、假にも父子の約ありしなれば、其まゝ家老職にあらん事、然るべからずと、公より御沙汰ありて、甲州に於て二千石の御加增あり、都合四千石となして、隱居仰付られ、又越智與右衞門喜清に賜はりしが、於保良の方は、程なく男子出生ありしが、產後病に罹りて空しくなりしかば、綱重卿御幼兒の御身の上を案じ思されて、於保良の方の姉を喜清に嫁させて、御幼兒の養育を命ぜられしかば、此因みに依て越智與右衞門喜清を以て、左近殿の傅役となされたり、（これを、俗書どもに

は、根津宇右衛門の事として、綱重卿を眞に酒亂の如く種々に作りなせしなり）さて延寶四年十二月十一日嚴有公の御前に於て御元服あり、御諱字を賜はりて、綱豐と名乘らせられ、從三位左近衛權中將に叙任あり、其後ち參議、中約言に累進し、寶永元年御養君となりて、同六年六代將軍にそなはりたまへり、さて此公の大奥を叙せんに、五代將軍の時とは、雲泥の相違にして、百事公の親裁に出しを以て、先は單純の樣なり、されど内助は亦免かれず、先其人々を擧れば、第一は御臺所附なり、そも御臺所は、近衛前關白准三后基凞公の姬君（御名は凞子）にて、此近衛家は五攝家の中にも、藤原氏正嫡流といふを以て、第一におはす上に、中世の祖信尋公は畏こくも、後水尾天皇の弟宮にましまし、且基凞公には、後水尾天皇の姬宮級の宮清子内親王降嫁あらせられて、臣下とは申せ、御内實は皇族の御由緒あるをもて、禁裡にても、格別の御取扱ありしなり、されば後水尾天皇、常に武家の專權を御不快に思さるゝより、常常堂上家の人々、將軍を始め諸大名と緣組あるをも、御不興に思召れ、近衛殿へ、其家のみは全く皇孫なれば、堅く武家の輩と、緣組あるべからずと、御内勅ありしとなり、此故に先きに水戸中納言光圀卿より、近衛殿へ御緣談の儀申入れたりしかど、御承諾なかりつるが、此御臺所御入輿の事は、嚴有公の御臺所は伏見兵部卿貞清親王の姬宮におはしければ、其御因みをもて、禁裡及び東福門院殿（台德公の姬君）へ仰上られ、夫より近衛殿へ仰入れられけるにぞ、御所々々を始め奉つり、近衛殿にも流石否み難くて、遂に御同心あらせられけるが、基凞公にも北政所級宮は素より、武家の輩、官位に叙任しながら、其儀容を修めず、異樣なるを卑しめ、沐猴冠と目せらるゝものから、縱ひ將軍の媒介とは申せ、當家の姬君として、沐猴冠の徒に、配するに忍びずとて、姬君（御臺所なり）の御生母は西洞院家の姬君なるをもて、極内々に近衛殿限り、西洞院中納言時庸卿の御養女となされ、さて萬づは西洞院時庸卿に御任せありて、御下向あらせられければ、御乳人を始め御附の人々まで、皆此卿が計らひにぞありける、さるにても遠き關東へ御下向の事なれば、朝暮何かにつけて御物憂く思されん、それに付ては、從ひまゐらする女中の輩こそ、友とも從者とも便りたまはん間、然るべき人々を選み申べしとて、堂上地下の中にて、容貌には構ひなく、唯何事ぞ一藝秀でたるものをこそとありて、選みに選みて、付まゐらせたれば、先は悉く才媛なりし、中にも獺の局（白川家の姬君といふ）錦小路（平松家の姬君といふ）の二人は、殊に學問に志し深く、別て國朝の典故に精しかりしといふ。

殊に御臺所の御父基凞公は、畏こくも御水尾天皇の御薰陶を受たまひしにより、當時堂上第一

の學匠、有識の達人と稱せられし方なれば、姫君のために尤も御心を盡して御教育ありしをもて、才學中々に秀でおはしませり、されば甲府殿へ御入輿ありしに、其頃公には御若年にて、父の卿にはおくれたまひしかば、萬づは家老稻生安房守英正と、用人越智與右衞門喜清の二人にて守立しかば、弓馬の道のみ、專らに御勉めありしかど、御學問には、左のみ御心をよせたまはざりしに、御臺所は兼て學の道に、御心を入れさせられしとて、附々の女中までも、代り代りに、今日は歌書明日は物語ものと、日々御學問の御對手に日を送り從つて關東武士の無骨なる風を厭ひ、諸事京都の如くなされければ、自然奥向表向との間氷炭の有樣に成行けるが、元より御臺所は將軍家の御臺所御媒介にて、其上禁裡女院の兩御所へも、仰せ上られたる程なれば、中々御威勢強くあられけるまゝ、稻生、越智の兩人、斯ては御爲然るべからずと相談して、公を始め家中の面々へも、專ぱら學問を奬めんと、其頃新井君美朝臣(白石先生)は、未だ傳藏とて、處士にて在しが、博學の聞え高かりしかば、早速召抱られ公の侍讀となしたり、これより君美朝臣名を勘解由と更め、日々御教授申上けるより、公は素より家中の面々も、專ら學問に志し、殊に常憲公御繼統の後は、一般に學事を奬勵ありしかば、彌々學問に御心を入られたり、されば此事奥向へ聞えけるより、關東にて名高き學者を、御抱入ありしとなれば、

御序でに其講釋をも聞し召れ度と御臺所より御所望ありしにぞ、公にも御悦びありて、其後は君美朝臣講釋の折には、御臺所にも翠簾屏風の内へ、度々に御附の女中も代り々々御供にて、御側に侍りて、同じく講釋を聽聞しけるにぞ、これより奥向と表向と、漸く親しく成行、殊に御臺所好學の御質とて、講釋の折々は、君美朝臣へ御不審の箇は、御質しなどありしより、君美朝臣も一層精を勵まし、尚書、詩、禮の諸經には、或は圖を畫工に描かしめ、これを呈して、講釋を申上げなどしけるにぞ、彌々御旨に叶ひ、さて斯奥向と表向と親しく成行につれて、何事も京都堂上の風に押移りける、是ぞ君美朝臣が身を立道を行ふの始めにして、亦好古僻云々の冤を受るの原由なり。

第二は於すめの方、こは嘗て述たる如く、柳澤吉保朝臣の計ひにて、園池家の姫君を、櫛笥家の御養女として下向ありしに、これ亦和歌、管絃の道にも達してければ、御臺所にも大に御旨に叶ひ、御姉妹の如くに、睦ませたまふものから、公の御旨にも叶ひて、寶永五年に若君(大五郎君)出生ありて、新典侍殿と更められしが、流石に因みある事とて、内々にて柳澤家を執成たまひたり、されど大五郎君逝去の後は、其事は全く止みたり。

第三は左京の方、初め於喜世の方、勝田備後守(初め帶刀)典愛の養妹、實は町醫師太田壽廸